

尚書卷之八 著

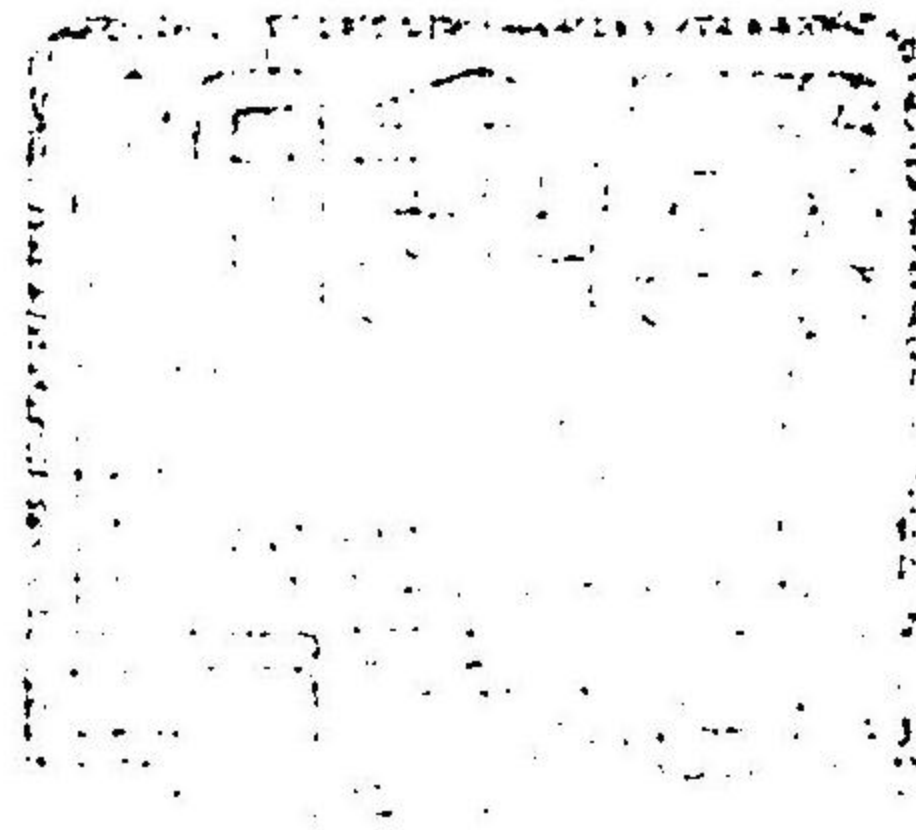
溫古 知新 江戸の花全

東京 博文館藏版

302
Sy95



秋
李井列

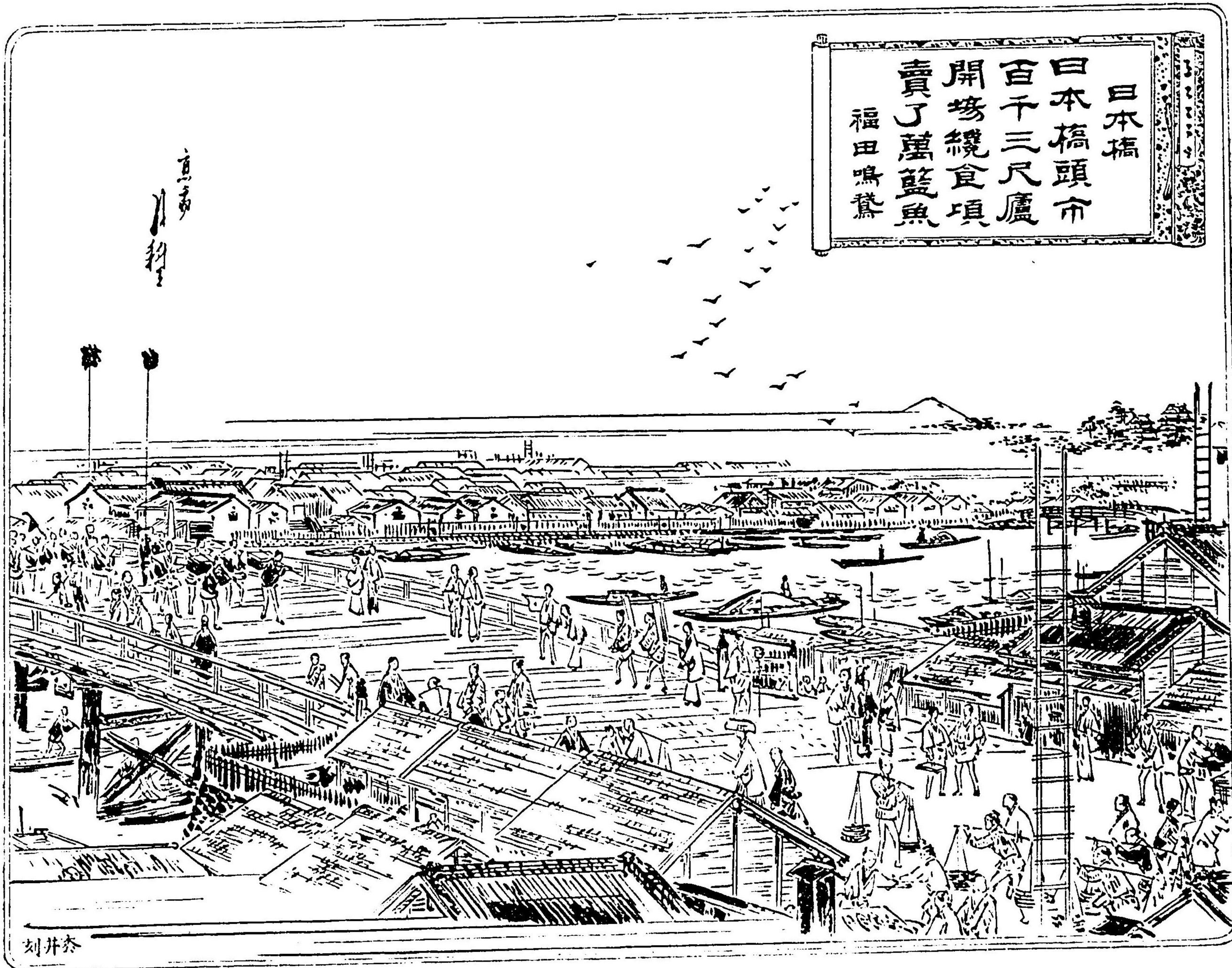


336875

302
1995

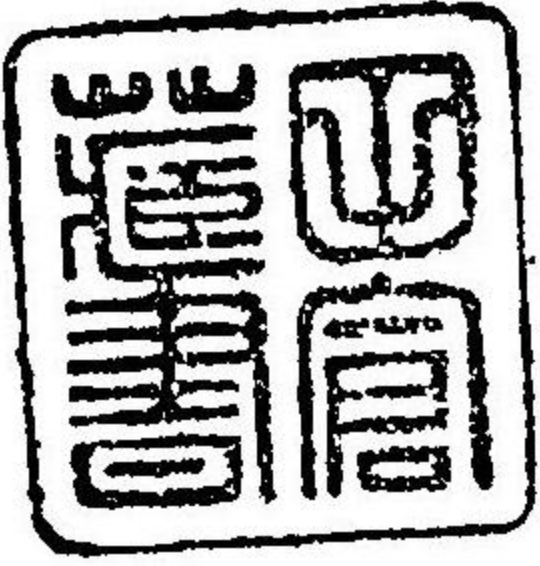
日本橋
 日本橋頭市
 百千三尺廬
 開場纜食頃
 賣了萬藍魚
 福田鳴鷺

日本橋



刻并奈

382.136
y9574



温新古 江戸乃花目次

緒言

江戸の名稱及び沿革

制度

江戸市中の制度

公事訴訟の裁判

牢獄及處刑

文學

風俗

男子髮結の起原及其種類

女髮結の起原及女髮の種類

類髭

附 長祿年中江戸城の圖
徳川幕府時代江戸繁昌の圖

附 評定所裁判の圖

附 傳馬町牢屋の圖

附 儒官柳營に講書の圖
徳川幕府末年學者の圖

附 紀文大書豪卷の圖

附 種々なる婦人頭髮の圖

目次

飲食業者

料理茶屋

酒屋

餅屋

蕎麥屋

鰻鱺店

天麩羅店

菓子屋

湯屋

髪結床

角力

芝居

寄席

附 大諸侯の老公茶遊の圖

附 湯屋繁昌の圖

附 髪結床店頭の圖

附 回向院大角力の圖

附 猿若町芝居木戸先きの圖

附 市川團十郎演劇の圖

辻講釋 阿房陀羅和尚

觀物師

吉原

假り宅 中洲

隠くし賣女

附 柳原夜鷹の圖

男娼

變災

附 仲の町娼妓道中の圖

火事

洪水

破壊

橋梁墜落

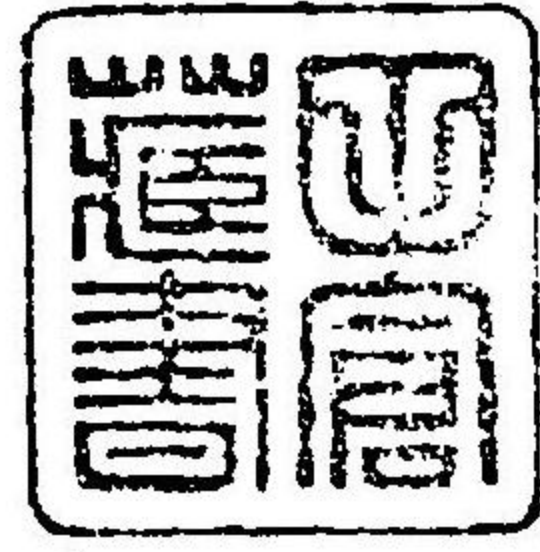
情死

附 男女情死の圖

知温
新故江戸の花目次終

知温
新故江戸乃花

尙古堂主人編



緒言

江戸紫の色褪めしといふにあらねど、其名稱は暗染めの如く漸やく薄すくのみありゆき江戸の水の効能失せしとは聞ねど、製造元なる三馬が老舗ハ何方へか流れゆきけむ、今は其跡をだに留めず、鰻の江戸前味増の江戸味増別段にことわる程の功もなきにや、其看版さへ多く見ぬ様になれば、活潑にして頼もしげなりし江戸ッ子氣象のよきところは失せはてし、只だ血氣にはやり喧嘩を好み野蠻と誇らるるも願りみずして、尻の纏まりは何とかなるたるう、構はず遣つけろと云ふ、向ふ見ずの良からぬことのみ、残れるが故に、江戸ッ子氣象な

緒言

るもの、近來甚だ價格を下げたるぞいと歎はしき、この是れ昔しを慕ふ老人達の、常に口にも筆にもして惜しむ所なるが、江戸の盛りの制度、風俗、文學等の有様は、果たして今に勝されるや否や、暫らく之を棚の上へ上げ、彼の漢々たる高原百里に連なり、月の入るべき隈もなく、艸より出で、艸にこそ入れと詠まれたる、武藏野の、今昔しに事變あり、入るべき隈なき月影の、町より出で、軒にこそ入れてふ大都會と變じ、恐れ多くも九色の、花の帝都と定められ、千代田の里の幾千代も、百千万の末の世まで、渝ることなき礎を、据ゑさせ給ふに至れるには、彼の廣原平野と、此繁市盛都との間に於て、かゝる變化を媒介せし、階梯などて無からんや、必らず是れ徳川幕府が覇基を天正の年代に定めて、三百年許の泰平を、此地に養へるに由らざる可からず、徳川幕府即ち江戸政府の保ちたる、三百年の泰平の爲に、彼の平原の邸宅となり、彼の廣野は市街となり、日々に新たに又日に新たに、繁

昌の面目を改ため、隅田河の流れの昔しに變らねども、流れる水も亦元どの水にあらず、富士と筑波の二峯は、依然として東西に聳立すと雖も、武藏野の土も亦た元の土にあらず、昔しは茅荻生ひ茂げる所、今ハ金一舛又土一舛、人烟熱鬧、車馬輻輳し、昔時二人にして一人を駕せたる四つ手轎は、今は一人にして二人を乗せる人力車となり、一頭に二人の仲間を伴ふたる馬は、今は二頭にして數十人を乗せたる車を曳いて走し、馬往き車往き舟も往く往く者は、此くの如きか、晝夜を乘てざる此の地の賑はひは、朝な夕なに其觀を改ため、今日の前日に勝されるを見れば、焉くんぞ今の來者に如かざるを知らんや、去らば江戸の制度、文物、或は今に劣りとするも、今の制度、文物の美は、江戸政府三百年間の泰平中に、養成助長したるものにして、實に今日の源流なり、況んや江戸の盛時、所謂大御所様時代の繁昌は、寧ろ今日の繁昌に勝ざるものあり、今日東京の繁昌、前古比なきが如く考ふる者あ

りと雖ども、顧みて彼の廓内萬頃の官有地は、今は綠艸萎々たるも昔時は皆大小の藩邸、苑を駢べ、碧瓦白壁の輪奐として、櫛比鱗次せるものなり、又彼の所謂場末の地、南は高繩品川の果て、北は早稲田高田の邊、今ハ寒村僻落を爲すの地も、垣垣斷壁の存するは、皆な是れ江戸時代の名残り、を留め、舊時大名屋敷、旗下邸の遺跡たるを示すものにて、之を以て察するも、江戸盛時の人員戸口は、遙かに今日に勝ざるを知るべし、蓋し惟ふに今日の我東京は、世界の盛都中第五六の位置にあるべし、倫敦、巴里、華盛頓諸府の如きは、或は我に勝ざるなるべし、然れども、彼れの華麗を極め、熱鬧を見るは、實に近代十九世紀間の事にして、我江戸の盛時ハ、彼れの繁昌我に如かざりしや、必せり、之より前に希臘羅馬諸國の都府の繁盛を極はめたりしことありとするも、彼れの壯嚴なる建築、美麗なる彫刻の如きは、一朝其國の滅亡とも、に燈火の俄かに滅したるが如くに崩壊し去つて、空しく飛禽走獸の廢

垣斷碑の間に徜徉し、悲鳴するを見るのみなるときは、我江戸の盛時の頃ハ、此都府こそ實に世界最第一の盛都たりしなれ、此世界最第一の盛都たりし、當時の繁昌の現象は、實に江戸紫の色最とも鮮やかに、江戸の花の香り、最とも芳ばしき時なりしなり、此色褪め、此花散り、他日亦更に花の東の都の春と變じたりと雖ども、年々歳々人の同じからざるのみか、歳々年々花も亦相似ず、今にして江戸時代の花の春の寫眞を撮り留めずんば、終に其寫眞の原板の世に傳はらざるに至ることなきを保せず、尙古の癖あるもの、豈之を慨嘆せざるべけんや、余も又尙古癖を持つ所の一人なるも、眼界隘々、鼓膜鈍ぶ、豈能く江戸時代の繁昌の有様に通ずるが如き假面を粧ふて、之が寫眞を爲すに堪へんや、唯だ世に未だ完全なる江戸の盛時を寫し出せし寫眞なし、江戸繁昌記、江戸砂子、歳事記、名所圖繪等の著作少なきにあらずと雖ども、皆完璧と稱すべからず、殊に著者の筆鋒は、當時の政府

に憚がる所ありて、寫し得べくして故さらば描寫し盡さるる部分頗ぶる多く、今日より當時を窺ふには遺憾あるを免かれざる者多かりき、是れ余が花なき筆を以て、江戸の花を寫さんと企てたる所何なり、然はあれども余が筆には元來艶色なく香氣なし、豈能く江戸の花の香氣と江戸紫の艶色とを表はし出さざることを得んや畢竟余も亦唯だ僅かに其一斑を示すに過ぎず、然れども江戸繁昌記の漢文にして、俗人に通じ易からざると、江戸砂子、名所圖繪等の唯だ色を寫して情を寫さず、春水種彦京傳三馬等、諸作者の小説の情を寫して色を描くが如き、一長一短の表を折し、疎薄ながらも色情を兼ね併はせ、寺門翁にも見離されたる、四角四面の漢字の行列を、嫌はせ給ふ人々にも、普ねく觀覽に供せんとす、若し夫れ濃艶に、精細に、江戸紫の色、江戸の花の香、江戸時代の制度、風俗、文物、典章を寫し取りて、而かも平易に明晰なる所の希望は、後の大家の大手筆の出づるを待つものなり、花なき筆

もて花を寫す、ア、我ながらはづし

江戸の名稱及び沿革

江戸の名、其由て來ること遠し、東鏡の治承四年九月の條に、江戸太郎重長といふ人見え、同じ十月の條に、武藏國の諸郡司に沙汰せらるゝ事は、此江戸太郎重長に仰すと見ゆれば、假令其以前のことは暫らく措くも、先づ十百餘年前より稱へ來りし地名なること明かなり、而して其地にかく名けしは、往昔の多く生たるより、荏所といふべきを略して然言へるならん、其証據に、今尚ほ荏原郡等の名あるを見て知るべしと説く人あれども、是れ唯だ荏原の文字に泥みたる臆説にて、其實江戸とハ其文字の如く、海門の稱なり、此海門を戸と呼ぶ類は、長門、佐渡、水戸等にて思ひあはすべし、江戸に、此稱あるは、品川の入江あるを以てなり、

古來此地ハ武藏野の一隅に方り、茅菽生ひ茂りて荒野涯りなく連なり、所々に池沼の横ばるを見るに過ぎず、近方數里の地、何所も皆特有の産物を以て他國まで輸出し、利益を得るに足るものなく、又名だゝる製造物のあるにもわらず、斯く天産人工ともに稀少なる地にて、此繁昌をなし、此便利の地となれるハ、偏に運輸の便より得るところにて、皆此海門の賜物なり、且つ此海門の内に生ずる海苔ハ、其味ハ他に殊なりて、全國各地の河海、海苔を生ずる所多けれども、一も品川の海苔に勝るばなく、いたく賞翫せらるるも、亦此海門あるが爲にて、當初の名稱ハ、實に此海門によりて起りたるものなり、唯だ後年外國船の入り來るに及び、海門の水淺くして、大艦巨船を入るゝに足らねばとて、且つは幕府の膝下に直ちに外國軍艦の入り來るも危ぶなげなる、わざなればとて、港を横濱に開きて、入津の貨物は多く、此所より陸揚なし、瀛車にて東京に送ること、なし、之が爲に江戸の寶の海門の恩澤も、之を感ずることの洵き

様になり行き、殊に明治元年七月遷都の詔書中に、江戸は東國第一の大鎮、四方輻輳の地なり、宜しく親臨して以て其政を視るべし、因て自今江戸を稱して東京とせむ、と宣へるよりして、俗は此地を東京とのみ稱し、江戸の名稱は、年若かき人々には、知られざるが如く、移りかわりしも、元來彼の詔書の明文は、江戸を稱して東京と呼ぶといふまでにして、江戸の地名を改めて、東京と稱ふべし、とは宣はざりしものなるに、誤りて江戸の稱は既に棄てられたる者の如く考ふるハ、いと本意なきわざになんありける、惟ふに東京とは、特に京都より車駕を此地に移して、東の宮所と定め賜へる時に、東西兩地に於ける帝都の稱を別たんが爲に、特に西京に對して、然か詔らせ給へるのみにして、取て舊來數百年間稱へ來り、江戸の名稱を廢せよ、とはあらず、況んや假令江戸の名は廢すとするも、江戸の實は長く存して渝へることなく、實に此盛都の繁昌を生み出したるものにして、近頃は又此品川の海門を浚深して、大艦巨船も

帆を揚げて此港口に入り得べき、東京灣築港の設計さへも大畧熟したりと聞く、所謂東京灣は即ち江戸の名の由て起りし海門にして、此海門を利用して、益ます此地の繁昌を増さんとするよは、江戸の名稱、豈之を埋没することを得んや、若しも東京に市制を施くの當時、識者の此所に悟る者あらば、東京市とは謂はずして、江戸市と名くべかりしに、さるとは遺憾のことになんありける、

江戸の昔、武藏野の廣野の表、南は多摩川北は荒川に連り、東は隅田河西は秩父の山に亘りて、多摩、橘樹、都筑、荏原、豊島、足立、新座、高麗、比企、入間等、凡べて十數郡に跨がれる、荒原平野の當時のさまは、之を和歌などに徴しても知るを得べく、元弘年中に、新田義貞、北條の大軍を此地に破り、正平年中には、新田義興、足利の大軍を又此地に於て追ひ捲くり、十萬の兵馬幾たびか入れ亂れて戦ふに、餘地ありしを見れば、以て其廣さを推し得べし、後に花園帝の時、上杉定正の臣太田道灌地を千代田、寶川祝

の郷に卜して一城を築き、康正元年より長祿元年に至る、其間二年にして土木の工を竣る、是れ實に今の東京舊時の江戸城の創始にして、當時ハ漠々たる平原、茫々たる荒野の中に、孤立せる一城の四邊は、唯だ大なる沼、遠き入江、品川の海と縦横に流を通じて、何所をそこと今之を知るに由なきもの、如し、此城文明八年に北條氏康の爲に攻め落とされて、上杉氏の有を離れ、天正十八年に豊臣氏が北條氏を攻むるの時、北條氏直遠山左衛門景政をして此城に主たらしめしが、當時景政を小田原に呼び寄せ、其一門川村兵部太夫を城代と爲し、三田牛込富永なぞ云ふ土地の侍を加へて、此城を守らしめたれども、將卒どもに敵に一矢を交へずして降り、城は攻手の一方の主將徳川氏の手より歸したり、當時の江戸のさまを記せる書に據れば、此時の江戸と申すは、東は悉く潮干潟の葦原にて、中々屋敷といふものは十町とも割付くべき所なし、西南は又た廣漠たる萱原武藏野に續きて、いづくといふしまりも無く、其上一國を

領せし人の居城にてもなき故、城は今の御本丸中の御門より内ばかり
 と、西丸との唯二廓にて、最も疎略の体裁、八州の太守の御居城とは見
 えす云々、所謂八州の太守と、徳川家康公の謂にして、北條氏滅亡の
 後、豊臣秀吉は公を封するに、關東八州を以てし、且つ公に勸めて居城を
 江戸に定めしめしが故に、斯く謂へるものなり、而して徳川氏が封を受
 けて初めて江戸に入りしは、實、天正十八年八月朔日にして、江戸の繁
 昌は全たく此時に初まれるものと云ふて可なり、
 徳川氏始めて江戸に入り、府を此所に定むるの時、今より全く三百年
 以前にありと雖も、當時は未だ今日の如き、連櫓櫓比の市街の如きは
 其形跡なく、當時の御城内は、先の城主遠山左衛門が居宅をそのまゝに
 用ゐ、其前日籠城の間、久しく放棄し置きたる爲に、所々破損し、殊に板屋
 根葺の上を籠城の日に土もて塗りたるが故に、雨漏り滴りて、疊敷物も
 盡とく腐り果てたるを修復して用ゐたりと云ふ、加之遠山時代の城廓

なるものは、石垣等を築ける所なく、皆芝土居にして、土手に竹木茂り
 おひるを、御入國の日、切り拂ひ、又本丸、二の丸、三の丸と隔て、其間には大
 なるから渠のありたるを、速かに埋め立て、本丸の區劃を廣め、漸やく
 石垣を築き、外壕を掘り、城の位置を整ひたるものにして、當時の城廓は
 唯だ西丸のみなり、(即ち今)の宮城、二代將軍秀忠公の代に至つて、又一城
 を増築して、之を本丸と稱し、從來の城を西丸と呼び、其後ち公方は常に
 本丸に居り、世子を西丸に居しめたり、是より後は、牆壁高く、殿閣壯んに、
 天下無比の大鎮と爲り、旗下八萬の士は、三百の諸侯と、もに邸宅を連
 ねて之に居り、漸やく土一舛に金一舛の繁昌を爲すに至りしなり、
 今夫れ天正十八年徳川氏入國の日より、今日に至る迄の江戸の地の沿
 革を考ふれば、其當初は實に蘆荻の叢り生へ、鷗鷺の栖み息ひたる所に
 して、一二の漁村小城廓を、選て錯落たるみ過ぎず、市街とて、僅かに本
 町及麴町に開きたるのみなりしも、其覇府たるに及び、四方の商估、踵さ

至り、諸侯の邸宅を並べ、遂に海面を埋め、沙洲を開き、慶長五年に於ては南北兩町奉行を置いて之を治むるに至り、且つ井の頭玉川の上水を引きて府民の飲料に供したるなど、漸次に繁榮を加へ來りたりしが、會たま明暦二年の大火により、全都を擧げて焦土に附し、積年の繁昌を一掃したれども、是より時の有司へ深く見る所ありて、市街邸宅を改正し、全たく地形を一變し、舊時の池沼入江を埋め立て、随つて開き随つて市街を爲し、亦其間に整然たる區劃を爲さしりし所の地形を改め、縦横貫通せる市街の形勢を爲さしめ、且つ火災を避るが爲に、諸侯は皆別邸を遠地に構へ、寺院ハ僻地に轉されたるに伴ひ、其門前の長屋も偕に移轉せるを以て、市中の幅員は爰に其大を加へ、後僅かに六年を経て、北は坂本町南は高輪、東は今戸に達するに及び、尋いで元禄年間、新たは隅田河を踰へ、本所深川の地方を加へて、府内の規模畧定まり、八萬の旗下、百万の商賈、諸侯の從臣を併せて百五十萬乃至二百萬に至り、列侯の藩邸は鱗

の如くに次で、商賈の塵市は櫛の如くに比び、四里の方城家ならざる所なく、人ならざる獨なく、草より出で、艸に入る月は、簷より出で、簷に入り、世を武藏野の迹水は、丁稚の打水に裏附よごす大振袖と移り變りたり、熟つら惟ふに桑田の變じて碧海となることは、曾て之を開けども池沼蘆荻の地を變じて、土一升の價を金一升ならしむるは、果して如何なる魔術によるか、他なし、制度の宜きを得ればなり、請ふ先づ其制度のこどを説くべし、制度と云ふても法典とか或は官制なぞ、堅くるしくは言はず、看客幸ひに其名を見て既に退屈を催はし給ふ勿れ、

制度

制度の事は、之れを説くも甚はだ面白くなく、徒らに讀者の欠伸を買ふに過ぎざれば、寧ろ除き去るが勝れるに似たれども、徳川幕府公方様のお膝元なる江戸の繁華を記さんとするに、必らず先づ其膝元に於て

日本全國を支配せし政府の組織を知らざるべからず、シカシそれも今日より見れば簡にして能く其要を得、今日の如く内閣、外務省、大藏省などの鹿爪らしきものあるにあらず、唯だ用部屋、評定所、勘定所、目附所の四ツの役所にて、今日の内閣と他の九官省を初め、其の他の諸役所にて爲す一切の事務をも執りしものなる故、今其概略を左に記すべし、

第一 用部屋

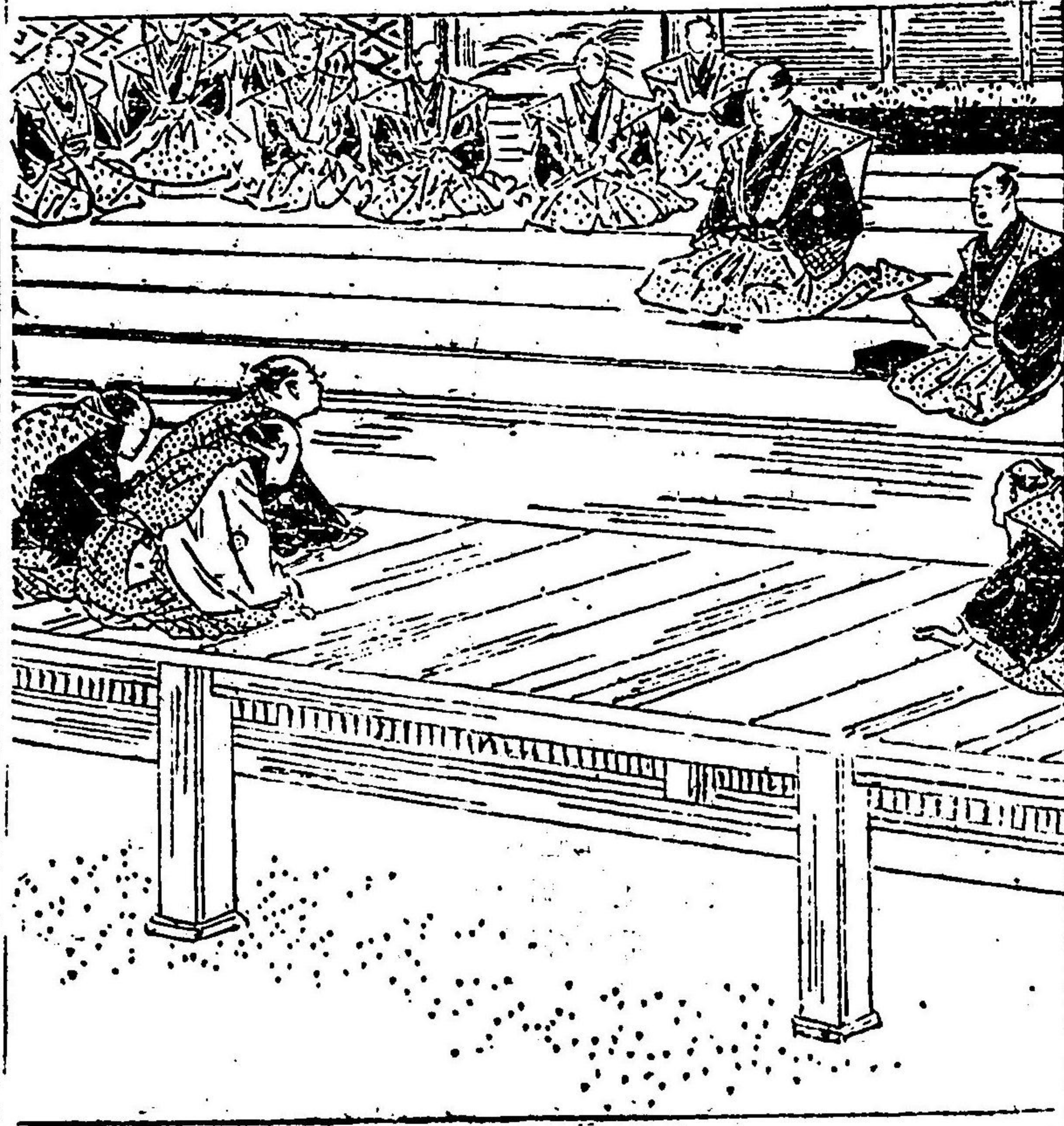
これは家老後に大老年寄(後に老中若年寄の役所也、後には大老々中なぞ、堅くるしき名を付けたれども、昔ハたい家老年寄といひたるのみなり、ゆゑに、後々までも、將軍は、老中のとを年寄とのみいひたり、鑑には御家老御年而して其家老なる者は、徳川幕府の本國なる三河にありしとき以來の家老を、其儘に用ひたるものにて、將軍となりて後故さらに設けたるにはあらず、これぞ即ち徳川家の見識の面白き處にて、三河の家老をして其儘、お天下の大老たらしむると云ふハ甚はだよし、若しも

北條足利等の諸氏ならんには、必らず執權又は管領なぞ、堅苦しき名を付て人の感觸を害すべきを、徳川氏は専ばら通俗の名を用ゐて、其實効の擧ることを勉めたり、扱其家老年寄のつめたる用部屋なる所は、元來將軍の居間の次の間の又其の次の間にて、將軍の居間とは僅かに一ト間を隔てたる處に家老共は詰めをりしゆる諸役人が家老年寄と談話する聲は、すぐに將軍の居間へも聞ゆる程にて有しなり、それ故將軍とは至て親密にして家老年寄が威權を振まわして、下情を壅ぐ様なる事もなし得ざりしなれども、曾て堀田筑前守が、稻葉石見守に殿中にてころされたる時は、すぐに將軍の次の間の事故、是より大には、かり慮る處ありてにや、其後は遠くなり、今まで將軍の飯を盛る、御膳立の間と云へし處へ役所をうつして、これを用部屋といひ、其末には、桐の間番人と云ふものを置れしなり、これが用部屋の始めなり、而して其執る所の職掌は後に説くこと、すべし、

第二 評定所

評定所はもと當時最もも高等なる裁判所にて、大事を裁判するは將軍自からなせし事もありしが事に依ては老中の役宅にて之を行ふことになり、既に寛文の比も仙臺の内乱一件などハ酒井雅樂の宅にて裁斷せし事あり、されども町人百姓の訴訟までも老中の役宅へもちいだすも、いかゞなれば幸ひ傳奏屋敷は公家衆參向なき時は空しくわきて居たる故之を集會所となして集會評議したるなり、其頃の風儀は至て無造作にて家老たる後には酒井雅樂頭は下馬將軍といはれし程の人なるが汗になりたりとて播禰を干せしに、繼ぎはりたる物にて有しと云ふ咄しあり、又其頃給事の者なき故吉原の遊女を呼て、給仕せしめたる事もあり、此事は甚だ洒落たる様なれども、當時の吉原は今の常盤橋外にありて、丸の内より呼ぶには都合よく、且つ其頃の吉原の遊女ハ皆琴を弾き茶を立て、花を挿け、随分品格好きもの多かりしなり而して明暦の

火災後、吉原を遷方にくつしたる故に、此事はやみたり、扱其集會するものは家老年寄の外には、寺社奉行勘定奉行にて、其會日は月々の式日三度立合日三度ありて、折々は大目付等の役人も參會せり、後に傳奏屋敷を



分て別に評定所を置けり、
 寺社奉行の職掌はもと林道春と金地院の傳長老本光國師二人が主る所なりしが傳長老死して後に三代將軍の時に初めて寺社奉行を置かれ一なり、

町奉行は岡崎の三奉行といふ本多天野高力なる人々始めて之れに任じ、此頃は在方をも支配せしも、駿河にうつりたる時に板倉四郎右衛門を駿河の町奉行となりたりしか、それを其儘天正十八年江戸入府の時に江戸の町奉行となしたるなり、此板倉は後に京都所司代となりて大に権柄を振へ一人なり、四郎右衛門より後二三代は一人役にて、其後二人役となり、後には一時に三人役になりし事もありき、

勘定奉行はもと童所又は藏法師などいへるものにて之を主り其本務は家康公自ら之を握り居りしとなりしか、後に松平右衛門太夫正綱を以て此職に任じ總て歳出入の事を主とらしめたるに始り、江戸に移り

て、伊奈忠次を以て關東八州の代官となり、松平正綱と同居して共に歳入歳出の事を主らしめたり、其後伊丹喜之介と後順府杉浦内藏允などより、これを勘定頭と云ふとなりしか、後改めて勘定奉行と云ふ、

第三 勘定所

これは殿中おも、又二の丸にもありて、専ら租稅會計の事と主とする所なり、悉しきこと、後に説くべし

第四 目付所

目付は、軍陣の目付を爲せしに始まり、もとは一陣の勇怯剛愎と進退懸け引きを正すの職にて、天正の前よりありしものなるか、三代將軍の時より、大目付を置きて、大小二種の目付となりなり、其役所は城中中の口に在りたり、此大目付の始めは、劍術の名人柳生但馬守なり、右の如く、用部屋評定所、勘定所、目付所の四ヶの役所にて、天下の土地人民及び政治を統括したる有様は左の如し

支配を受くる人 其土地

- 宮門跡……………朱印地
- 堂上方……………朱印地
- 諸大名……………領分
- 旗本……………知行所

家老即ち老中
 家老即ち老中
 若年寄古の侍所

古の寺社奉行……………寺社神官僧侶……………寺社朱印地

評定所問法所 町奉行……………町人……………府内

千住品川板橋四谷新宿の内を府内と云ふなり而して大坂京都の町奉行を始め遠國の奉行も参府すれば評定所に出頭せしなり、勘定所 公事方勘定奉行…百姓…御料地關八州又上方にて近江丹波播磨及五畿内五ヶ國の八國は京坂町奉行にて支配し關八州は代官を以て管轄せり關八州とは南は箱根北は白川西は碓氷より内を云ふなり上方關東と云ふときは上方は三州より西を云ひ關東は三州より東なり

目附所

- 大名目附
- 小目附

大名諸役人 諸士の糾弾

城中殿中 丸ノ内廊内 武家屋敷地辻番

大目目附は大名旗本の又者に對しても其供先にては之を支配す元來大目附ハ軍奉行の職なる故常に道中奉行を兼ね五街道(東海、東山、甲州、日光、奥州)の五街道を云ふの宿驛人馬等のことを司せりしが故に諸大名旗本の臣僚にても之を管轄するものなり京都大坂其他の商人多き地には各地とも別に其地の奉行ありて之を管轄せり去れば目附ハ戰時に在ては諸將士の勤惰勇怯を檢する者にして平時には諸役人の勤惰正邪を監視せしなり

以上説く如くにて凡そ日本全國の土地人民并に通常人民の外なる願人妨主鐘たこき乞食非人の類までも皆其職々に頭なる者ありて之を支配し又寺院には江戸に役寺なる者を設け置き各宗本寺の代となり

て、之を支配し、かくして全國殘る限なく統轄分明秩序整然たりしなり、但し大目附の常に老中の耳目となりて、諸大名へ觸れ達するを主り、大名のこゝを糾弾し兼て老中以下諸役人の悪事をも弾劾するの權力あり、目付は、苦年寄の耳目となりて、旗本諸士の非分非禮を正す權力あり、其下に屬する徒目付小人目付等はひろく又者陪臣までの非分を正せし事にて、又用部屋には奥表の右筆組頭ありて、兩老に屬し、其文書を主とせり、三奉行の屬官には、寺社奉行に吟味物調役あり、町奉行には與力あり、勘定奉行の公事方には、評定所留役組頭あり、同じく勝手方には、御殿詰勘定組頭あり、目付には徒目付組頭ありて、各其役所の總轄をなせり、此組頭ハ古への亟判官など職に暗合す、三奉行は、各其役宅ありて支配限りの事は、其役宅にて裁定し、又毎月三日に内寄合ありて、同役月番の宅に寄合ひ互に得失を議定せし事よてありき、

今の世の人は、徳川氏の政治の、かくまでに秩然たる順序ありて、統轄分明なりし事は得て之れをしらずして、江戸幕府の制度は疎略ある事と思ひ、且つ其事實を記したる歴史にも、たゞ其表面の上に見はれたることのみしるすが故に、其内幕の仕組をば、しらずして之れを非議する人の多きは、甚だ迂濶なる事にて尤も歎かはしく又笑ふべき事なり、さてかくの如く統轄したる上にて、其政事を施す手段は如何と云ふに今日文明流の人々か嬉しかりて、説く所の、放任主義にて、皆各々人民の自治に任せたるものなり、其有様ハ左の如し、町人ハ町年寄ありて、其下に名主あり、地主あり、家主あり、五人組あり、其一町内の事は、細大皆居付き地主の處方に任せて、月行事を立てをき、地借店借以下は、皆其指揮に従ふ事なり、公役銀と稱する、今の地方税の如きものは、悉く其小間に割付たるものにて、其小間ハ表六間奥行二十間を、一ト小間となし、處により二間を、一ト小間となし、又は三間を

一 小間となせし處もあり、其町の盛衰に従つて定めたるとなり、山の三小間を以て、下町邊の一と、百姓の庄屋も云ふ組頭百姓代ありて、名主の撰みは、其村の百姓に任せ、若し其庄屋に引負等あれば、總百姓にて之を償ふ事も定めたるものなり、されば町のごとは其町の地主、村の事は其村百姓の自治に任せたる制度ありて、即ち放任自治の制なり、且又町人おは、其商業よりて、各組合を立てしめ、酒屋仲間、木綿屋仲間と云ふ如く、悉く組合ありて、其税金も、酒屋中は千兩、木綿屋は五百兩と云ふが如く、確かお其金高を定めて、年々動きなく之を上納する事となり、其配賦の悉く仲間の行事老分などいへるもの、相談に任せたる事なれば、租税をとるお、役人の手数は少しもかゝらぬ事なり、小間割もまた此仕法の如く、何町は幾小間とかねて定めありて、年々之を上納せしむれば、其高を以て、それ〱町内の地主おわり付る事は、其地主の寄合相談に任せ、よきはせお割付たる事あれば、是又苦情も世話もいらぬことなり、今おも老人達が徳川の政治を慕ふて、之れを話し出す毎お涙を流すは、決して其故なきおあらざるなり、

其中にも、簡便なるは、川、溝、ひの事にて、水の上を往來すること、尤も必要なる石屋材、木屋、筏、乗等の役となし、御用の魚は、日本橋の魚問屋、青物土物は、神田の青物市場より、結るといふ如く、それ〱の商人より、納めさせ、又疊は、疊町の役桶は、桶町、染物は、紺屋町の役と云ふ如く、各其受持を定め置きたる事なり、其外おも人足の用あるときは、府下お人足受負人ありて、其受負人は、府下輕子の頭おて、平生輕子どもへ、鑑札を渡す爲お其鑑札料をとり、一人より年々お三十六文づゝ取立て居る故、其金を以てすべての御用人足をつとめ、幾人おても用しだいお出ださせしことなり、茲お輕子とは、荷車をひき物を負ひて、人おやとはる、者の惣名なり、また其中お貧民を恤むの仕法ありて、鹽へは、市中の料理屋は、日本橋の魚市おて、直買するを禁じ、必棒手振の魚を買ふとお定まりて、其市

場より料理屋へ賣る間の利潤を以て、貧民の業とせし類のと多し此等の事は、大さお入らざるお世話の様なれども、貧民の業を得せしむるか爲おして、此の如く何事にも簡便を旨とし、手数を省く機おせしとゆえ、至て役人も少あく、政事も煩はしからずして、上下手数なく、其實政績はよくあかりしとなり、これを今の政治お比べては、至て疎略の様なれども、其實の簡易明白おして政治の要を得たるものと謂ふべし、又貧民を恤むおり町會所の積金なる者ありて、名主お命じて之を救恤せしめたるが故お別お養育所などいふ者を要せざりしなり、

今徳川政府が土地人民を管轄する役人を引き括りて之れを云へば、禁裏院中及び宮門跡方堂上方諸大名上は、老中、諸旗本、諸奉行、若老、寄町人は、町奉行、御料百姓は、關の内外共勘定奉行、代官、遠國奉行おて治め、僧侶、神官は、寺社奉行おて支配せるなり、

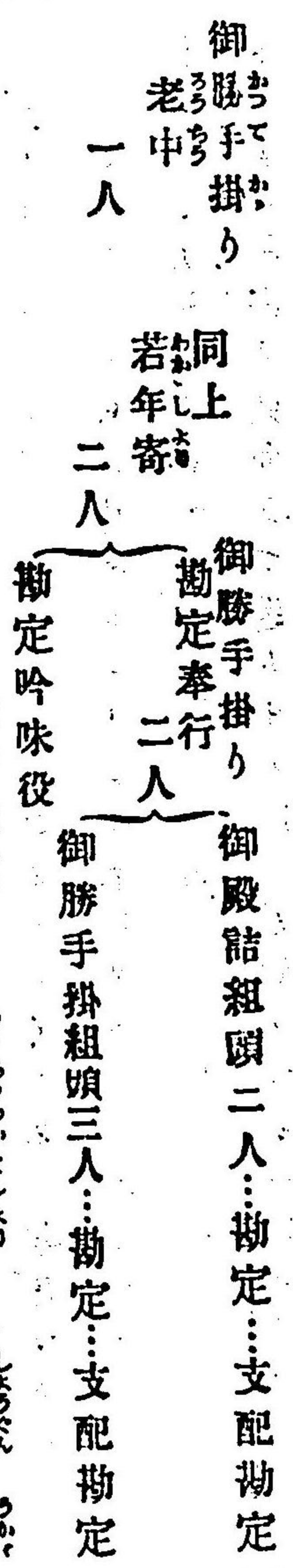
是れまで記せし、用部屋即ち奉行所おて、老中若年寄の御用をなす所

と、其次の評定所お於て、三奉行の詰合裁判をなす所の事なり、其次勘定所のとを説んとするお付きて、一つの咄しあり、一徳川氏の政治お於て天下の大權を握つて居るども申すべきは、獨り勘定所おあり、其時土地も人民も多少こそあれ、大名も將軍も同じく分け持つてをるとなる故、其土地より出たる穀物を以て養ふ所の兵士は、又皆各分持ておるとおして、獨り將軍は、其土地人民兵士を多く有すると云ふ迄の事おて、大名の土地財産までも、徳川家の自由おするとは、決して能はざる所なり、只通用の金銀貨を作りて、これを以て天下お通用じて、財産盈縮物價、流下の權をどるここの是れ、外の大名の爲し能はるとおて、獨り將軍の掌握お在し者なれば、これを將軍の大權と云ふ可ものなり、而して其大權を握りたるは、即ち此勘定所おて前お説きたる通り、土地人民政事は、大名も分け持つて居るも、其土地より生ずる財産を左右進退する所の金貨銀を製するものは、全く將軍の大權おて、これを勘定所おて握り居

りたるなり尤私札を通用したる大名もあれどもそれは徳川家にて製する金銀の名代にて其眞金貨幣の權ハ一ハ將軍の所有するものと云て可なりこれが勘定所の主職なり。

此の如く勘定所の權力至大至重なる故其の勘定所の組立はいかなりしかと云ふハ勘定所ハ二所ありて一は殿中あり他の一ヶ所ハ大手門を入りて右の方にありこれを下勘定といへりこれを今時の事ハ比して云ハハ殿中の勘定所ハ大藏省の如きものにて下勘定所は内務省の如き者なり御殿中にある所の勘定所は即ち勘定奉行の處理する所に於て此勘定奉行四人の内二人を勝手と呼び理財の權を握れる故此勝手掛りの奉行ハ随分人才ありその上には老中若年寄ハ於て勝手掛りを兼ね御殿中出る處の勘定奉行と彼勝手掛りの老中若年寄と談じ合ひ又將軍へも伺ひ又は自から決すべきは決して財計を取廻したるものなり其御殿詰勘定奉行の下に組頭五人あり其内二人は御殿詰と云

ひ三人ハ御勝手掛りと云ふ此等の勘定奉行の下につきて蔵入蔵出一切の大權を下調らべしたるものなり左に其圖をあらはす。



この御殿詰組頭と云ふは總て勘定奉行より老中若年寄又は將軍へ伺ふべき書類の下調を爲せる者にて又勘定奉行の属官の進退をも掌つて居り一故今に比すれば庶務掛りとか又は總務局とか云ふべく又長官官房とも云ふべきものなり。

御勝手掛り組頭は蔵出入一切の元取下調の役人ありて金銀座を支配し尤も要劇なる動向にてありしなり。

されは當時天下の財權ハ實に御勝手掛りの老中若年寄と勘定奉行に

て其一切の下課は、此勝手掛りの粗頭の爲したることとしるべし、勘定吟味役は今の會計検査院に等しく、勘定奉行等の出納せる決算を吟味して、其當否を判断したるものなり、

江戸市中の制度

前に説くるは天下の政事を行ふ所の政府の組織なり、天下の政治は江戸の花として特さらに説くに及ばざるが如くなるも、其各役所は江戸の花にして、全國の大小名職を奉ずる者は皆此所へ出頭し、天下萬民の仰いで公方様の御膝元と爲りて事あるとき、遠く此所まで訴へ出で諸年貢の租税も此所まで送り來る所なる故、先づ第一に其組織を説き、七なり、是れ獨は東京の繁昌を説くに、初めに宮城内閣、諸官省を説くが如し、宮城内閣諸官省は天下萬民の奉ずる所にして、東京府の特有物

にあらざるも、特に東京に之を設定し給ふときは、第一に東京の繁昌を糖ふの具となすに足る、江戸の柳營の各役所も亦然るなり、之あるが爲に江戸の繁昌を生し出だしたるものなれば、江戸の盛時の繁昌を知るに、必らず其繁昌の由來する所を窮めざるべからず、則ち其大原因は地勢の形勝要害と便利とを占めたるが故に、徳川氏の幕府を此に開きたるものにして、西に節根の險を負ひ北に碓氷の要害を占め、東南は海に面して運輸の利を有したること實に其大原因なりとす、而して此地勢と此政府の組織は、既に之を説きて江戸繁昌の源を明かにしたれば、以下の江戸に特有なる制度、文學、風俗等に移るべきなり、而して江戸に特有なる制度とは町奉行所以下の役所にて、猶ほ府知事、警視總監、各區長等の職制の今日に於けるが如きなり、川部屋、評定所、勘定所、目附所、天下を支配するの御役所なり、町奉行以下は江戸の市中を支配する御役所なり、今此江戸市中を支配する御役人の階級を示せば

町奉行……………同心
町奉行……………同心
町奉行……………同心

となす其制は今日の市制に類似し、地方の自治に委ねたるものにして、町奉行だけは天下の御役人なれども、其以下ハ市中の人民にて、自から支配したるものと云ふて可なり、尤とも今日の司法警察とも云ふべき、警察事務官たる奥力同心の二職は、政府の官吏を以て之に任じたり、町奉行なるものハ、慶長年中に於て始めて任命せられたる職にして、江戸市中の司法事務及び行政事務を兼ね、其司法事務の下には、奥力同心を下僚とし、行政事務の下には、町年寄地主名主家主自身番を下僚とし、其職は今日の府知事、警視総監及び始審裁判所、治安裁判所、登記役場の事務を兼ねて處理したるもの也、奥力は御家人といふ幕府の祿に衣食する士人にして、同心ハ其下僚たり、其職を云へば、同心ハ今の巡査にして、奥力ハ警部又は警察署長の職

に任じ専ら市中の警察事務を司どり、其地位に上下こそあれ、奥力同心どもに徳川氏の未だ三河にありて、武田氏に困められ、姉川、味方ヶ原、長久手、小牧山等の所々の戦闘に、鬼神の如き猛勇を顯はして、三河武士の英名を轟かしたる所の人々の後裔なり、町奉行は當初一人にて、全市中を支配し、慶長の初年始めて任命せられたる人は、神田與兵衛次ハ岸助兵衛、板倉勝重、彦坂小刑部、青山常陸介、内藤修理亮まで相繼ぎ來り、終に江戸市中の漸やく大となるに及び、南北二部に別ち、北は慶長十一年二月、米澤勘兵衛始めて之を命ぜられ、南は慶長十三申年九月、土屋權右衛門始めて之を仰せ付けらる、江戸當時の政治は、町奉行の配下に於て、行政事務は固より今の市制の如く、自治制にして、民間の人士を以て之に任じたるのみならず、此等の人は併せて司法事務をも司せられ、即ち町年寄、地主、名主、家主、自身番等の人々、是なり、其のうち名主以下ハ、皆地主の雇人の如きものなれど

も其權力は中々に大なる而して此地主以下の者公事訴訟喧嘩の出入
 公費の徴集祭禮消防の事其他凡百の政務を處理し大抵の事は此等の
 者の手にて始末を付けたり此奉行以上の役所を煩はすものと稀なり
 は司法上の自治制の能く行はれたるものと謂ふべし現に町屋敷賣渡
 一又は町人改名のこともなきは各主の手にて之を取り計らひ町年寄に
 すら知らしめざりしといふ今常時の有様を知るが爲に有名なる町年
 行大岡越前守より享保五子年正月御用部屋へ差出したる書面の一二
 を抄出するに實に左の如きものあり

町屋敷賣渡し候節は永代賣と申証文相認め賣主五人組名主判形買
 主の宛所に仕候事

右証文の趣其町の名主帳面に扣をつけ尙買主の名前に記し置候事
 沽券の外証文は取り不申候然れども買主得て不相知候名前計の様
 なる買主の節へ地請証文取置き候事

古沽券証文は誰方へ賣渡し候段裏書に認め置候に付判形無之候事

なきとあり又

町屋敷親類中へ譲り候節は五人組と名主へ爲申閉開届候上にて其
 一町の家持共へ弘め仕候上にて沽券証文を譲り受け申候

右屋敷賣買候節又は親類へ譲り候節も御役所並年寄共へ其所より
 相届候義は前々より無御座候

町々名主並に諸問屋名前改候節町年寄へ相届年寄共より御役所へ
 は御届可仕候其外町人家持店借のものは早速其町の名主方へ相届
 け可申候左候へば人別帳認め直し置き申候名改めの届け若し遅は
 り候節は名主より斷り置き申候家持店借のものは名改め候段御役
 所並に年寄共へ御届不申候

などあるを見て知るべきなり
 斯く威權の大なりし町年寄なる者は江戸市中に三人ありて樽藤右衛

門館市右衛門喜多村彦右衛門と稱し、何れも東照宮の三河の國より伴
 ひ來たまへる所の由緒ある家柄にて、苗字帯刀鬘斗目の着用を許され、
 其昔は神田玉川兩上水の支配を司どり、武州豊嶋郡關口村小日向村金
 杉村の代官をも兼たる者なれば、幕府の待遇も優渥にして、市民の尊崇
 大なる者なりき、苗字帯刀鬘斗目の着用などいふことは、今より之を見
 れば何人にも當然のことの如く考へ、米搗きも源姓平氏を名乗り、車挽
 きも黒羅紗のフロックコートを着用するも差支なき世となりたれど
 も昔時にありては人に階級を設くること嚴にして一般平民は苗字を
 通稱に冠し、帯刀を腰間に横へるが如きは、僧上の罪を免かれさりしも
 のなり、

町年寄の三家は、月番を立て其當番の者交はる々々町奉行所に出頭し
 て、町觸即はち今日の府令警察令の類を開き、更に自己の名を署し即は
 さ右之通被仰出館某又は喜多村某と署して市中に達し、地主則ち家持
 町人は之を承はりて、名主に傳へ、名主承はりて之を家主又は差配人に
 觸れ、家主はこれを自身番に掲示し、又店子に觸れ渡すものにして、政府
 の法令は如此して市民一般に布告したるもの也、而して後に名主に
 權力を加へて、地主の手を經ず、直接に町年寄より承はりて、家主に傳ふ
 るに至れり、

町年寄の下に隸屬する所の地主は、自家に死者ありて葬禮の時には、鹽
 を棺の家に持たすの特權を有せり、是は自宅にて湯灌せしめたりと
 いふことを示すものにして、地主ならざる者は皆自宅にて湯灌するこ
 とを得ず、死屍を送りて菩提寺にて湯灌せしむるの制なる故、葬禮の行
 列を一見して、地主たるを否とを知るべきなり、而して地主に居附地主
 と他町地主の二種ありて、居附地主とは其持地に居住するものを謂ひ、
 他町地主とは其身他町に居住して、唯だ地面のみを有するものを指す
 ものにして、其權力同じからず、居附地主は其權最も重もけれども、隨

つて其義務も又大にして、即ち其一町内の經濟は皆之を居附地主の手に於て負擔し、假えは道路の修繕、并戸の修繕、往來木戸、自身番の修復、總階子、新調等の消費、氏神祭禮の入費等を始め、其他一切町内公共の爲に要する支拂は皆一時之を立替ざるを得ず、尤も後日此を他町地主より徴集して更に町内に割附るものなり、斯かる有様なるが故に、當時の地主なる者は其權力のみならず、其身代も皆大にして、おんば日傘を以て育てられたる且那株なれば、年行事又は月番となりて奉行所町奉行所に出頭すべきことあれども、自から出で、役所の小吏に頭を下げ時としては遣りそこなひの爲に叱り附けらるゝが如きことを五月蠅くも又思ま々しく思ふものから、遂に町内の口利なる小才氣ある人を撰擇して名々の名代人と爲し、則ち自己の名の主として公やけの用事を辨せしめたるより、さては名主の名稱起りしなり、此名主は元外地主の雇人にして、地主より給料を受くる者にてあれば、地主の如く富

める者にあらず、随つて地主の如く權威あるべき者にもあらざれども、權威を有する事務の衝に當るが爲に、いつしか權勢之に移り、さては名主より直接に町年寄に町觸を聞くに至りしなり、さりながら、之が爲に地主の勢力の減じたるに、いあらで實に却つて之を増せしなり、何となれば地主は自からかゝる煩はしき事務を執ることを嫌ひ、わざと之を名主に委任して、自から之を避けたるものなればあり、かくして總て貸金の訴訟、喧嘩口論、其他何事にもあれ、公事訴訟の起るときには原告人先づ之を名主に訴へて其裁判を乞ふに至り、宛然として勸解及び始審の裁判權を握り、而して政府も亦之を便として、町内の自治に放任したるものゝ如し、其一証は、享保六年丑二月町奉行中山出雲守大岡越前守の連署の觸書に曰く、相互に疵も附不申取しめ無之當坐の口論仕り又は酒狂にて一人立毎度訴出で候類

親子兄弟夫婦口論仕り一人立訴出て候類

奉公人と精人との訴

右の分は名主家主其所にて取計らひ手に餘り候はゞ召連れて可訴
出候一人立にて訴出候分の取上申すじき旨兼て觸れ知らせ置き可
申候

右名主家主取計らひ候義に付非分も候ハ、訴出で候様是又觸れ置
き可申候

とありて町奉行所まで訴へ出づる事件ハ名主家主にて手に餘りたる
時が又ハ名主家主の裁判に服せずして控訴する場合のみとなりしが
故に小事ハ總べて此等にて決することとなりければ無難の小事ハ
名主と町奉行とを同等の者の如くに考ひ名主の支關や砂利の上と稱
して町奉行所の白洲の砂利の上を名主の糺問所の支關と並らべ稱す
るに至りしを見れば以て其權勢の大なるを察すべし此名主の身分は

株として賣買し金銭を以て其職を買ふことを得たるものにして其町
奉行所に出頭するときは肩衣袴を着け小刀を帯びたり、

家主は名主の下に班する役人にして公邊には之を町役人と呼び一般
の差配人の謂にして俗に之を大屋と稱し名主を助けて町内の事務を
處理し其地主より給金を受け又肥代樽代を取て己が所得とする者な
ることば今日にも尙ほ其制を存せり而して此職掌も又株を以て賣買
したり、

番人は一に自身番の番太郎と稱し町内の非常を警衛し地主より給料
を受くる所の小吏にして其地位は普通の町人よりも一層低き身分に
てありき、

斯く警察上の官吏なる輿力同心組下は幕府の祿を食む所の官吏なれ
どもそれより以外の行政事務及び司法事務は殆ど民撰の委員を以て
組織したる自治の制なり、

公事訴訟

江戸は天下の政令を發する所にして、又全國の人民が權利の枉屈を訴ふる所なり、評定所は今の大審院にして、町奉行所は控訴院に該當し、名主は始審と治安の裁判を兼ねること、前に既に之を説きたり故に、今此所にては其評定所奉行所等に於て裁判する所の公事訴訟のことに附て尙ほ細かふ述べんと欲す

而して寺社奉行、町奉行勘定奉行の三つの役所は、實に天下の政事を行なひ、獄訟を斷する所にして、全國三百の諸大名の領下に於て訴訟を起して、其各藩の裁判に不服なるときは、江戸に出で、町奉行所に控訴し、更に評定所の裁許をも仰ぐものにして、全國の理屈強き人民は、多く江戸に集まり奉行所の白洲の砂利の上み坐し、怖れず臆せず辨論を斷はすことを以て、無上の名譽と爲し、怡かも今日の尻ッ袋代官人が正等法院に於て國事犯の辨護を命せられたるが如く、意氣揚々たるあり、又之

が對手にはお役人の面前に出れば既に氣怖ぬき神恐れ、翠丸縮み胸間ドキ附て、意中にあることの百分一をも述べること能はずして、頭を下げて恐れ入る者あり、故に當時の裁判は正者必らずしも正にあらす、曲者必らずしも曲にあらざるなり、加之かく全國の公事争論する者、皆江戸に集りて裁斷を仰ぐが故に、其事務の夥多しきが上に、之を決すること、緩慢にして、優柔不斷、一事件にして數年に亘るものあり、故に其訴ふる者は江戸滞留の費用に苦しみ、家産竭きて止ことを得ず、内濟示談と號して訴訟を解かんことを乞ふ者多く、而して如此くして、解訟すること、は、是れ當時の裁判官が得意にして之を望み、寧ろ曲直の判決を與ふることもなく、原被告の自から内濟するを待ち、故さらば稽延遲滞空しく、日月を送りしもの、如し、故に之が爲に不平を訴へ、怨嗟の聲を發する者、少なきにあらす、雖ども、當時の政府は之を意とせず、成るべく世間に公事訴訟の沙汰なからんことを望みたり、故に善も善なること能はず、惡

も悪に陥いらざることありて、之が爲に下を懲らすに足らず、間に凡百の奸偽を構成して、世に公事師又は公事買者と稱し、他人の訴訟を引き受けて、幾多の金錢を食ひ、原訴の者の病氣と稱し、其代人として評定所より出で對決することを業と爲し、訴訟に勝つときハ此謝禮として又金錢を受くるものあり、これを以て天下の評定所と號し、下の奸偽吏の貪墨を窮察せざるハ如何と竊かに之を非難するものあり、又今日より當時の有様と見れば、實に欠點の責むべきもの甚はだ多しとす、然れども當時ハ官民ともに法律の如き理屈をみたる學問を爲す者もなければ、偏に徳義を訴へ、人情に徴し、之を裁判官自心の良心に問ふて裁決し、而して當時判官の良心は屢々賄賂請謁の爲に闇まされ、易きものなりとを以て今日進化以後の思想を以て進化以前の情況を判斷して、之を論ずるは稍迂濶を免かれざるべきなり、

幕府の裁判は斯く私曲の行はるゝことありて、時に下情の上達せざる

が如きことあるを慮かりて、毎月二日、十一日、二十一日の三日に龍の口なる評定所の腰掛け内へ、投書函を差出し、置き晝九ツ時今の正午十二時までに人民より意見陳述の爲に投書することを許したることあり、之を箱訴と云ふ、右に付て町奉行所に於て日本橋へ樹てたる高札は左の如し

一 近き頃は度々所々へけみやう(戯名の義)並に住所これなき捨多致し、法外の事共有是候これによつて評定所に於て當八月より毎月二日、十一日、廿一日評定所外の腰かけの内には、出せ置候間、書付持參の者右のはこへいれ可申候、刻限の儀は晝九ツ時までの内差出べく候、かくのほどく場所定置候上、外へすてふみ致候ども取あげこれなく候間、其趣き存べく候

右之通一同に承知候ため、此所にたておく者也

一 御仕置の儀に付、御爲に可成事

一 諸役人を初め私曲ひふんこれある事

一 訴訟これある時役人せんぎをどげ承々すておくにふおては直訴すべきむね相断り候上出べき事

右の類直訴すべき事

一 自分ためによるしき事あるひは私の運こんを以て人の悪事申まじき事

一 何事によらず自分儘にしらざる儀を人にたのまれ直訴いたすまじき事

一 訴訟等の儀其筋々の役所へいまだ出ざる内あるひはさいきよいまだすまざるうち此兩じやう申出問敷事

一 總而ありていを不申すこしにても事をとりつくろひきよせつ書さのせ申まじき事

右の類はとりあげなし書きものはすなはち焼き棄つべし尤もたくみ

事の品によりて罪科に行はるべし書きものかたく封じもち來たるべし訴人の名並に宿書付これなくばこれまた取上ざる者也

享保六年丑閏七月二十五日

奉行

と此揭示の文面によるときは訴訟裁判の主任官に私曲非分の行ひあるときは之を弾劾し又冤枉を訴ふることを得せしむ此箱訴は即ち人民より直接に將軍家へ奉るものにして其訴状を投げ入るゝ所の箱を目安箱と稱し享保以來に設けられたるものにして若し此箱中に訴状ありと認むるときは徒目付これを受取て目付に出だし目付ハこれを側衆に出し側衆これを將軍家に呈し將軍手づから鑰を執て鎖を啓き其訴状を檢閲せらるゝものにして他人は一切これに與かるを得ず斯る方法によりて以て下情を聞き民の疾苦を除かんことを勉められたるなり然れども當時の政府人民ども一般に訴訟を爲すことを嫌ひ上なる者は壓制を以てするも猶ほ訴訟を止めんと欲し下なる者ハ權

利を枉屈せらるゝも成るべく訴訟を避けんと欲したれば、奉行所の白洲に出で、曲直を争ふに至るまでには、容易ならぬ決心を経たるものなり、尤も世には公事師と唱ひて、今日の代言人の爲す所を職とする者ありて、此者元來法律の學問智識あるにあらず、唯だ巧みに關係役人の裏口より出入し、奥に媚び寵に媚びて、暗黙なる保庇を求め、白洲に出で、は膽太どく、度胸の勇なるが爲に、役人の叱咤を意とせざるを得意となし、此圖太どき度胸と裏門出入の巧拙とを以て、裁判の勝敗を決し、權利の伸縮を定めたることもなきにあらず、唯だに公事師に法律思想なきのみならず、裁判官にも亦法律の學問あるにあらず、民は以て由らしむべし、知らしむべからずて、秘密の法律を以て之を支配し、實は其法律に如何なる明文あるか、之を知らず、勿論徳川氏の法律は、煩を避け、て簡に就き、無爲にして治まることを旨としたれば、明定せる法文も極めて少なく、僅かに御奉行所掟書又は百ヶ條などの規定を以て、あらゆ

る訴訟に適用し、其掟書百ヶ條すら牽強附會に之を解釋して、實際の公事にあてはめたることも多く、大抵は法律の如何を問はんよりは、寧ろ裁判官の良心に問ふて之を決し、彼の江戸政府第一の明法官と稱せられし、町奉行大岡越前守の如きも、今日より之を見れば、法律の學問などは少しも知らぬ人なりしもの、如し、尤も法律の學問は、支那に於ても申轉刑名の學など、之を嫌ひしことの風俗、我國にまで傳はり、公事訴訟裁判の爲に特別なる學問と爲すの必要ありなるとは、思ひもよらぬことなりければ、法官に法律思想なきも亦無理ならぬことなるべし

牢屋及び仕置き

地を割して獄と爲すも、人之内に入ること嫌ひ、木を刻して獄吏となすも、人之内に近くことを忌み憚かるば、世に嫌はれたる牢屋、即ち

今日に所謂監獄は、舊時は傳馬町及び佃嶋に設け置かれしものにして、町奉行所又は評定所に於て有罪を申し渡されたるものは、罪の輕重に應じて其入牢の期限を伸縮し、之を鐵窓圍園の内に拘置し、其罪の重きものハ磔刑火刑獄門死刑管杖等に處したるものにして此等の刑は鈴が森に於て之を行ふか又は千住骨が原にて執行し、時としては一日の内、數十人の首を斬て、之を獄門に懸くことあり、之を俗に懸し首と稱し、平時行ふ所の仕置の最とも重きものにして、磔刑火刑は之を行ふこと甚はだ稀なりしなり、又管杖より輕くして單に入牢に止まる者あり、尤とも入牢の長き者は管杖よりも遙かに重きものなり、此外に閉門と名け、自家の邸内に盤居して謹慎せしむるあり、又追放若くは御掛へと稱して、江戸市中に留ることを許さず、或は都外數里の地より内に入ることを禁ずることあり、又武士には特に之を優待して、火刑磔刑斬首等に處することなく、此等の刑に相當する者に命ずるに、自殺を以てするを常とせり、

此等輕重各種の罪人を拘致する所の獄舎は、當初家康公の時代に於ては、今の常磐橋門外の水濱に設けたりしが、後延寶年間五代將軍家綱公の代に小傳馬町に移したり、而して其獄舎の種類を五と爲し、一を揚座數、二を揚屋、三を大牢、四を百姓牢、五を女牢と稱す、揚座敷は將軍に謁見する者の犯罪人を入るゝ所にして、獄舎とは云へば疊を敷き、殆んどか容の待遇なり、揚屋は士人僧侶の犯罪人を入ると所にて平民の獄に比すれば其待遇遙かに優渥なり、大牢は平民の無籍なる無頼漢を入るゝ所、百姓牢は有籍百姓の犯罪人を入るゝ所、女牢は一切の婦人の犯罪人を入るゝ所なり、此外に本所松坂町にも獄舎あり、小傳馬町の方は南北町奉行の管轄する所にして、松阪町の方は馬喰町代官署の管轄する所に係る、此等の獄舎へは、評定所町奉行所寺社奉行所勘定奉行所及び火附盜賊

改役所の五法より、罪人を送り來るものにして、其小馬傳町の獄舎に押送するときは、鎖鑰を支配する獄吏あり同心と稱する者、入監証書に照し、其罪人を獄舎内の内箱及び外箱箱とは俗稱にて櫛の閉なりとの間に在る所の道路に立たしめ、獄丁をして其衣服を脱せしめ、金銭及物發火具筆墨等を隠惹して所持するや否やを検査し、之を放免するときは亦前日送り來られし所の法廳の出監証書に照して之を出だすものなり、

獄舎には斯く五種の區別あり、又其各獄舎へ罪人を送る所の法廳にも五種の區別あれども、中に就て何れの法廳よりにても、最も多く送り來る罪人は無籍者即ち無宿漢なり、其犯罪を問へば、強盜竊盜放火殺人博奕喧嘩等にして、人間の最も憎くむべき所業の者のみ多し、徳川氏の制度は逃亡せる者、親類又は家主より其逃亡届を申出で、永の尋ねとなりたる者は、総て無宿とよびたり、而して當時此種の無宿者最も

多く、皆住處不定の破落戸無賴漢にして、大惡無道の所業をさへ行ふことを憚らざる者は、多く此徒の内より出でたれば、半獄の最も賑やかなる所は、大半にして、其中の多數は、盡く無宿漢なり、此半内は實に日本全國の凶徒の集合所にして、双腕に俱利迦羅龍の文身せるもあれば、眉間に喧嘩の刀痕あるもあり、白洲に引き出されて吟味を受くるに當り、嚴しき拷問を受けて、角木の上に座せしめられ、膝に巨石を抱しめらるゝも、屈せずして罪に服せざる者を勇と稱し、繩もて空中に釣り上げられ、太き棒もて撻たるとも、白狀せざる者を剛と稱し、半内にての利かけ者となり、在獄久しければ、囚徒の頭分と仰がれ、且耶又は半名主と稱せられ、人間以外の別天地に於て、牛頭馬頭の鬼どもを使役する閻魔大王の如き威勢を振ことありて、其無宿半内囚徒等の、入獄の様を考ふるときは、仰々今日より想像することすら難きものあり、今其大畧を左に記すべし、此情態を知ることを得ば、他の數種の獄内の事情も大抵大同

小異なりと知るべし先づ罪人の新に入牢せんとするときは、獄吏は、獄舎の入口にてその身に若ゆたる衣服を悉皆はぎとり、破半に片ゆべき機械道具



を有せるや否やを嚴重に検査して、後入牢せしむるあと、前既に之を説けり、牢内には舊罪人入口の兩側に立はだかり、新罪人の入らんとするどき時、一人は首條を押へ、一人は兩脚を持ち、轉ばして詰副を云ふまで引ずり込なり、新罪人は此時魂も消ゆるばかりの心地し、只だふるへるのみ、聲も出でず、どきに一人粗なる引着(衣服)を云ふを罪人の体に纏ひ、背に足をかけながら「シヤクリ」と名くる獄法を云ひ聞せ、終りて罪人の始めて生きたる心地して頭を擡げ、牢内を見ることが得るなり、此時又一人出來りて新罪人に地獄の蔓(金子)の異稱(持來れる乎)を問詰る、蓋し持入り居る金子の多寡によりて牢内の地位を定め、又これによりて苛責の輕重を差別するなり、されど獄法として、持參金の多寡に拘らず、板を以て多少罪人を打つを牢内の例とす、尤もこの板に三等の別あり、持參金の多きものは木目板と稱する、桐の薄き板にて二ツ三ツ輕く打のみあり、持參金の寡なきは湯蓋と稱する、四斗樽の鏡蓋、また詰の蓋

と稱する釋の厚板(圃)の蓋等にて手強く三四十もつけ打になすなり、故に甚だしきに至りてはこの苛責のために絶命せしむることありといふ、

以上は尋常の罪人を處する法にて陸引なる罪人の牢入のときは、これよりなほ惨きことあり、即ち前にいふ苛責を蒙る上、人糞に髪の毛の細く切りたるを交せて食ひしむ、これ苛責中尤も堪がたきものにて、大概此苦を免れんため、持參金を多く出し、これにて髪の毛を交ゆることを免るゝを得れども、人糞のみは緩ばく金を出せりて、必ず多少食はさればゆるさずと、なん罪人は此苦を防ぐため、口中に紅を多く含み來るといふ、また持參金は之を秘する處なければ、二朱金を眞綿に包みて、肛門に入れ來るよしにて、巧みに包めば五十圓位のも入るゝことを得べしといふ、

倍又牢内罪人を置くところは、極めて狹隘にて大抵疊一枚に十八人多

きは二十四人を入れ、恰も品物を箱に詰るが如く、板をもて壓付けて寸分の餘地なきまでに坐せしむるなり、罪人は狭きに堪かね、各膝を抱き、股を開け、前に坐せるものゝ背を其間に夾むなり、故に雪隠等に立て再び坐と求むれども、寸隙あるなければ止を得ず、他人の頭肩の嫌ひなく踏み込み、しばらくして漸く元の如く埋まり込むを得べし、斯く混雜のどころなれば、睡眠の際喧噪云はんかたなく、胸膈の癖あるもの殊に忌まれ、常に隣人に鼻をつめらるゝを以て、時々鼻を損したるを見しことありと云ふ、またかく狹隘の場所なるに、新罪人多數入來ることあれば、病身のもの、或は胸膈喧しく常に人に忌むゝより、且那牢名主の命にて、殺さるゝことありとぞ、且那牢名主とは、獄内役人の名にして、其者等ハ大抵博徒の聞にものにて、豪奢を極めたるものなり、此徒が吟味することあるときは、綿入を幾枚もかさね、また多くの紙を懐に貯ふが故に、紙と衣服の多寡によりて、役人に等級あるを知らる、夏時炎暑堪がたき節も

また下に袴を履し、上に一重を衣る、されど上下ともに跣足にして、決して足袋を用へざる也。

すべて獄内にありては、新舊の差別ありて、其懸隔をること驚くに堪たるものなり、重役なる者は、随意に新入の罪人に向て、絶えず金子を取寄せしめ、よき衣服を有する者あれば、これを奪ひ、あるはこれを金子に代しむ、又其食物の如きも、随意に求め食ふを得、實に女を入れる外は、意のままに、くならざるなし、其威の高きの一側を擧げ、名主の起て、圃に行かんとするときに、立て草履をどるものあり、手をひきて導くものあり、裾を取て従ふものあり、手拭を持つものあり、批杓を以て手を洗ふものあり、名主を尊敬すること、大概如斯く、以て其餘を推知すべき也。牢各主は後れて入りたる囚人の爲に、尊敬せられて、非常の權威を振ふことかくのときのみならず、官の待遇も亦優渥にして、其口常給與品も多きなり、即ち尋常の囚徒には、一人に付一日に玄米二合、味噌三十

日雜費料錢百文にて、飯の外一汁一菜なるを以て、常に飢へて空腹にたへされども、名主及役付の囚徒は、一人に付一日に玄米六合、味噌三十目、雜費料百文にて、之を飯と一汁一菜として供するものなるが故に、玄米の分量は全たく常の囚徒に倍するを以て、飢を感ずることなきのみならず、他の囚徒へ差入物の來ることあれば、其一半は皆此各主等の役人に於て取り上ぐるものなるが故に、宛然として獄舎内の帝王の如き觀あるなり。

文學

中古延喜天曆の際に當りて、海内寧謐にして久しく干戈を動かすことなかりしが故に、文學も盛んに行はれたりしが、保元平治の大乱を経て、後に戦乱相踵ぎ、士人皆筆を投じて、戎劍を事とし、文學の任は之を五山



の徒に借る 委し、其後 源平の闘、争の北朝、南朝の戦と 亂るなり 終るに 應仁

文學

六二

文明の頃に至りて、最も甚はだしく、織田豊臣の二氏撥亂反正の雄材
 を以て、漸やく禍亂を戡定せしと雖も、一ハ逆臣の爲に斃はれ、一ハ繼
 嗣不才にして、忽ち其祭祀を絶ち、政權遂に徳川氏に歸し、元和年間武
 を偃せるの後、海内始めて無事に歸して、文學漸やく其光輝を發ち、上野
 忍ヶ丘に聖堂を建て、淺草に文庫を設け、林道春を拔擢して、文學の顧問
 となし、大に儒學を重んじ、是より以後、江戸ハ實に日本文學の中心とな
 り、特に儒教の盛んなるのみならず、歌人俳諧師狂言作者小説作者の類
 に至るまで、文物典章燦然として、其觀を制にせり、
 徳川氏の創業者家康公は、元と篤學の志ありと雖も、天下を經營する
 の事忙はしきが爲に、畢生の間未だ儒學を熾んにするの機なく、僅かに
 南光坊天海を延いて、經國の道を談するに過ぎざりしが、二代將軍秀忠
 公の時代も、大坂夏冬兩度の戦争等の爲に、未だ文運を鼓舞すること能
 はず、三代將軍家光公の代に至りて初めて、天下一統し、弓ハ囊中に收め

文學

六三

劍ハ篋底に藏せらるゝに及び文學のことも漸やく勃興し寛永九壬申の年大將軍家光公の儒役林道春をして孔子の祠を上野忍ヶ岡に建てしめて聖像及び顔子曾子子思孟子の四配を側に置き將軍自から先聖殿と書して之を扁額とし尾張大前言徳川直義も又資を資て、其事を助く、其後林氏は世々大學頭として儒教の総裁たり後五代將軍綱吉公の代ハ忍ヶ岡の先聖殿を生村橋外神田臺即ち湯島に移し大學を建て、昌平學校と名け盛んに天下の人才を養ふ、綱吉公は深く儒道好み毎月一回群臣を集めて親から四書を講せられたり徳川氏歴世中親から漢籍を講せしは公一人のみなりといふ公の代に大學頭たるは林信篤にして道春の孫なりしも其才學は父祖に及ばず然れども名家の子孫たるの故を以て儒林の長たりしなり、

常憲院殿即ち五代將軍綱吉公の學問を好み又親からも經書を講談し給ふや諸侯皆靡然として文學を重んずるの風を爲し陪臣中も人

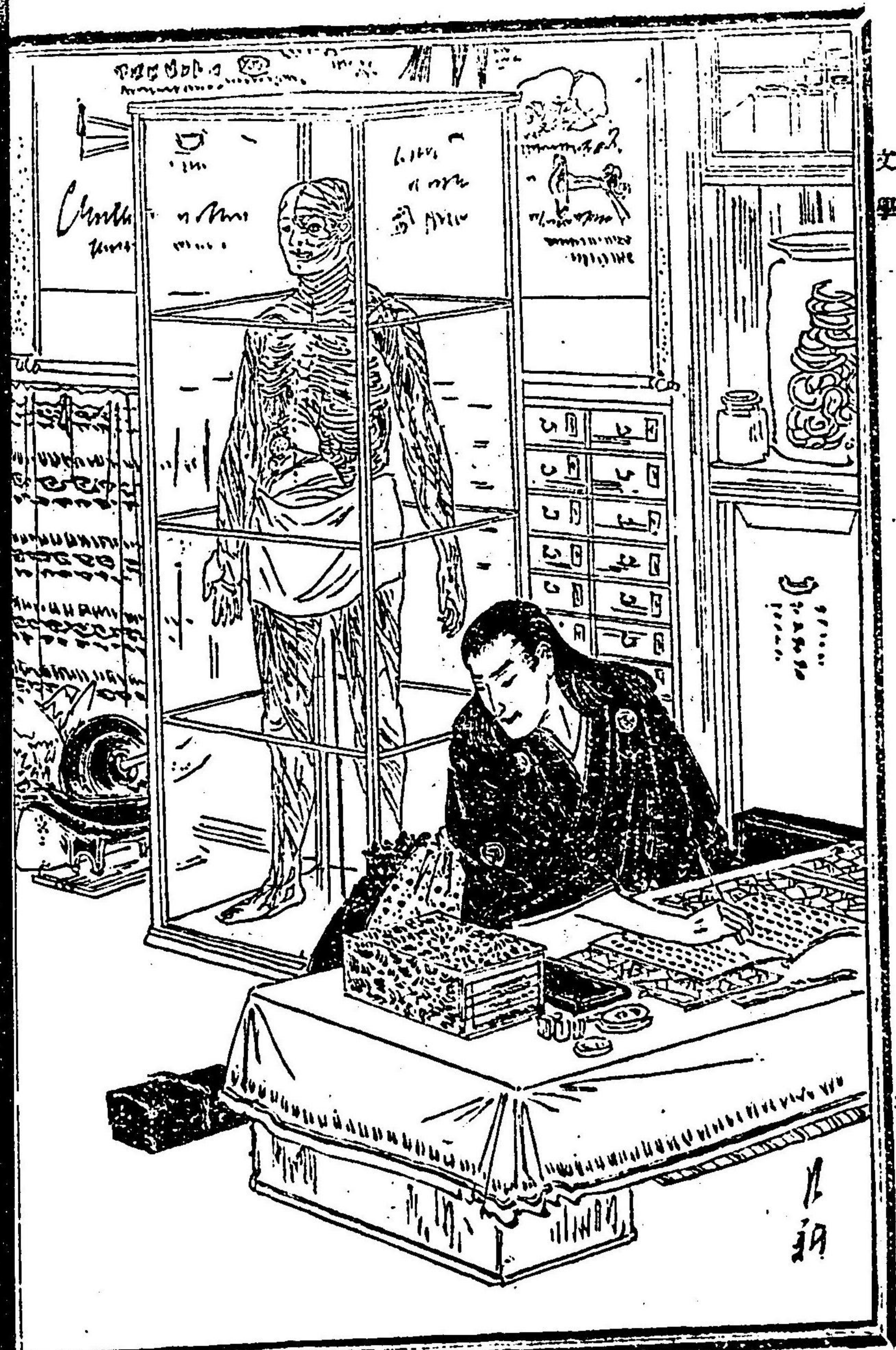
物を輩出すること多く中にも柳澤出羽守の臣荻生惣右衛門の如きは公の前に召されて書を講せしことあり世に物徂徠といふ人即ち是なり

六代將軍家宣公の代に至りては新井翁後守儒流より拔擢せられて政務に參與し白石と號して外國使臣の應接等には最とも其才藻を顯はし白石亦室新介三宅九十郎等の儒者を薦擧して各英俊と稱せられ當時林家は殆ど聞ゆるとなく其後世々祭酒の職に居られしかども只名のみ大學頭にして學術のことハ皆學頭にのみ打ち任せ置きたり其後林家に實子なきことありて松平能登守の庶子學才ありしを以て之を養ふて子となし大學頭林衡と稱じ大に林家の聲名を恢復し是より先きに柴野彦助號栗尾藤良佐號孝古賀彌助號精等の儒者召し出されて林家の羽翼となり寛政中の文學頗ぶる目覺しきものあり、

之より數十年前水戸中納言光國公は最とも儒學を重んじ臣僚中に碩

學多きのみならず、明人朱之瑜を招きて文學の顧問となし、自から大日本史を編して、日本空前の大歴史を著はし、以て奸心賊子を筆誅し、淡川に楠正成の石碑を樹立して、忠臣の靈を千載の下に慰さめ、道義を重んじ、風俗を正ふすることに心をもち、當時忍ヶ丘なる聖堂即ち大成殿以下、の摸圖を製し置れしか、後に文昭公家宣の代に至り、湯嶋の聖堂を修築する時にも、多く此圖に據りしと云ふ、
 初め秋生、惣右衛門徂徠、太宰彌右衛門春以下、の徒は古學と號して、朱の朱熹の註釋を駁撃し、又服部小右衛門南などいへるありて、詩文を以て業とせしが、其末流の徒、各所見を異にし、學風流派多かりしかども、林家等の官儒は皆宋註を守りて、家學を失はざりし、
 元祿の頃に至て、文學は特に儒教のみならず、更ニ稗史家、戯作者、院本家、俳諧師、歌人の徒を出だし、賀茂の直淵、本居宣長の徒出で、大に國學を唱道し、更に本居の門下より、平田篤胤の如き熱心なる皇典學者を出だ

し、歌人には橋千蔭等の徒あり、狂言作者の近松門左衛門、武田出雲の徒あり、種々の淨瑠璃院本を作り出して、巧み小人情の眞を穿がち、俳諧師に松尾甚七郎、即ち芭蕉翁、桃青ありて、其角嵐雪、丈艸、許六等の門下を率ゐて、正風一派の短吟を始め、狂歌は蜀山人、太田南畝の如き、又六樹園、宿屋飯盛の如き、小説家に、はじめ、井原西鶴、江島屋其碩、八文字屋自笑の徒あり、中ごろ、山東京傳、柳亭種彦、曲亭馬琴、十返舎一九、式亭三馬、瀧亭鯉丈、爲永、春水等の徒あり、中よも、京傳の稻妻表紙、種彦の田舎源氏、馬琴の八犬傳、一九の膝栗毛、三馬の浮世風呂、鯉丈の八笑人、春水のいろは文庫等の如きは、今猶ほ世人の傑作として愛讀する所のもの也。
 畫家には古奈加納の一派を以て、天下に雄視したれども、更に土佐派、四條派の如き優美なるものを出だし、又圓山應翠の如き加納家より出で、別に勸勤なる一新機軸を出せし者あり、菊池容齋の如き人物の寫生畫に於て、暗に西洋の油畫又ハ鉛筆畫に類する者あり、



更まふ晩ばん年ねんに至いたりて、高たか島しま秋あき帆はんの炮はう術じゆつに於おる、高たか良りやう齊さい伊い東とう玄げん朴ぼくの醫い術じゆつに於おる、或あるハ高たか嶋じま作さく左さ衛ゑい門もんの天てん文ぶん學がく、佐さ久く間ま象しやう山さんの兵へい學がくに於おるが如ごとき、西せい洋やう流りゆう即すなはち當あた時ときハ所ところ謂い和わ蘭らん風ふうを採さい用ようして名めい人じんと稱せうせられ、高たか山さん彦ひこ九く郎らうの勤きん王わう論ろんに於おける、林りん子し平へいの海かい防ぼう論ろんに於おる、全ぜん國こく臣しん民みんを以もつて漸ありやく王わう室しつの重おもんずべく、國こく防ぼうの忽ゆるがせにすべからざるを知らしめ、賴らい山さん陽やうの日に本ほん外がい史しの一い書しょは陽やうに德とく川せん氏しを揚あげて陰かげに勤きん王わうの士し風ふうを養やし成せいし、會かい澤たく安あんの新しん論ろん藤とう田てん彪ひょうの回かい天てん詩し史しの如ごときも皆みな尊そん王わうの大だい義ぎを明あかならしむるに與あつて力ちからありしものにして、此この他た天てん保ほ弘くわう化か嘉か永えい安あん政せいの諸しよ年ねん間ま積せき年ねん泰たい平へいの餘あまを以もつて、文ぶん物ぶつ典てん章しやう燦さん然ぜん見みるべきものあり、一いつ旦たん泰たい西せいの諸しよ國こく通つう商しやう和わ親しんの條じやう約やくを求もとむるに及およんで、所ところ謂い儒にう生せい學がく士しなる者もの、皆みな靡ひ然ぜんとして攘じやう夷い鎖さ國こくの議ぎを唱となひ其その詞し華くわの發はして文ぶん辭じを現あらはす者もの、悲ひ壯さう慷かう慨がい一いつ讀よ人じんをして情なさけ夫ふも、志こころざしを立たて、頑がん夫ふも廉れんならしむるに足たるものありしが、此この慷かう慨がいの文ぶん悲ひ歌かの詩しは遂つひに天てん下かの處しよ士しを駈かつて、到いた底てい爲なす能あたはざる所ところの攘じやう夷い論ろんを以もつて、幕まく府ふを苦くるるし

め幕府の外に西洋諸國の通商を求め、之を續々に兵力を以てせんとす
るの威勢を示すものあり、内には處士の頻りに朝命を肩に擔ふて、攘夷
を促がし迫るものあり、而して其旗下の士の、多年泰平の餘に慣れて、文
弱に流れ、武備を忽にしたるが爲に、一朝米艦の浦賀表に投錨して、蒸氣
の烟りを東海の天に漲らす、及び倉皇狼狽爲す所を知らず、遂に爲す
なくして斃る、に至りしは、實に江戸の文學會、たゞ徳川氏の衰運を促
がし、徳川氏は昌平校を設けて、天下の學生を養ひ、遂に其學生の爲に傾
倒せられたりと雖も、當時輿論を喚起して、天下の人心を鼓舞し、七百
年來政權の將家、お奪はれて、徒らに虚器を擁するの嘆を免かれざりし
王室の威勢は、忽ち雲霧を拂ふて、光輝を漏らし來る所の大陽の如く、江
戸の葵の萎れると同時に、京師の菊花は爛熳たる、美花を開き、香氣散布
全國に普ねく、王化東遼西陲に至るまで、施こし亘るに至りしは、一、此
徳川氏が多年養成せる學生、處士の力、最も大なるものにして、實に徳

と學

と

川氏晩年の文學は、徳川氏を倒して江戸の繁昌と滅じたるお似たりと
雖も、更に威勢赫々たる帝室の都城を此地に移し來りて、江戸をして
眞に全國最高なる首府たらしむる爲には、間接に最も力ありしもの
なり、彼の文學は初め江戸の花となり、後に江戸の實となりしものな
り、
江戸の盛時お於て、一大文學と稱すべきものおして、而して當時は世人
之を賤し、其事、従ふ人も、之を眞面目の業と思はずして、現は、お名
を稱すること、憚かりしものあり、裨史小説の著作是なり、惟ふに天和
の頃、井原西鶴に始まりて、寶永正徳の頃に至りて、江嶋屋其碩、八文字屋
自笑等出で、天明寛政の頃に至りて、有名なる戯作者頻りお出で、小説場
の文學は、燦然として見るべき者あり、今山東京山が蜘蛛の糸まきに
記する所を見れば、大に天明中戯作者流の有様を見るに足るものあり、
左に抄出す

文學

七一

天明中卿さうしの作者有名の者は通笑横山町喜三、留守居春田川石、
 人好町官人谷全交、世座狂言師京傳庵、山東等にして彼の曲亭馬琴の如き
 の其後に出でし者なり

曲亭馬琴は寛政の初家兄即ち蜘蛛の巻きの著者京山の兄山東庵
 京傳なりのもどへ酒一樽もちてはしめて尋來たり、門人になりたき
 よしをいふ、其云ふ所をさけば、深川仲町の裏家おひとり住よしなり、
 家兄曰卿さうしの作は世をわたる家業ありて、かたはらのなくさみ
 にすべき物なり、今時名ある作者皆然り、さてまた戯作は弟子とてお
 しろべきと一ツもなし、さればおのれをはじめ古今の戯作者一人も
 師匠はなし、まづ弟子入りのおことわりなり、しかし心やすく話なし
 お來玉へ、また書たる物あらばみる事は見てやるへしと示されける
 に、しばく來りて物を問へり、そのうちすこしばかり卜筮をしりし
 ゆゑ、うらなひにて錢をとらんと、しるべありとて加奈川宿を心あて

に錢次第にて、永くも足をどいめんとて、いとま乞ひに來りしが、其の
 ち六七十日をとづれをさかざりしゆゑ、馬琴ハ狼おや喰れつらんな
 ど、家兄は戯れいはれしが、或る日今歸りしとて來り、旅中のはなしす
 るうち物など調じてくはせ、さて立かへりしが、翌くる日又來りて云
 やう、旅のるすお出水是寛正三年の洪水、爲おたゝみ、残らずくさり、かべもを
 ち勝手のものながれうせしも多し、旅のかせぎもはかしく、しからざ
 りしゆゑ、我今足なき蟹の如し、いかいせんといふ、家兄曰、しからば當
 分我所お食客おをられよと、さして馬琴大およろこび、内弟子心おて
 をりしゆへ、衣服までも心づけ玉へり、かくてありしこと稍久しく、お
 る日地本屋蔦屋重三郎通油町にて京傳の著作來たり、家兄おいふや
 う、此節みせの番頭引負おていとまをやり、帳場あきてみせ付おし、
 見れば居候の男歳頃もよく帳面たおつければよし、かゝへたきもの
 なり、いかいあらんといふ、家兄曰、酒はのます手もかき、文字もよめ、作

氣もあつた丁どよからんしかは質体となしかに詰合申さぬいづれ
 當人おはなしてみんとてつたやの飯りし後此事をはなしければ
 作者となりたく家兄をうらやむ馬琴なれば大によろこび家兄の世
 話にてべつに請人ありて証文をなし、馬屋が家僕となりしへののれ
 目知したることなり、さて奉公中花の春風の道行全二冊但シ一冊、春
 朗齋にて北齋馬屋より出板馬琴自序に京傳門人とあり此本我家に
 焼の時う此さうし大に行はれてより年々作ありて高名になりぬ○
 馬屋に三年ばかり奉公してよき入むこの口ありとて家兄をたのみ
 いとまをもらひ飯田町中坂なる下駄屋にて家主なる後家に入りむ
 ことなりしよ、筆硯を好む心おは下駄屋はいやなりく、と常にいひ
 しが千陰翁門人となり出精して少しく筆意を得てのち下駄やをや
 め其うらにて手習の指南をなしかたはら戯作をなし後にハむすめ
 にむこをとり、家名をつがせ、宗伯に或家の醫師の名目を買ひ取り、

下谷宇を鼠屋よふ町といふ所の玄關付の家を買ひて住せしが、多年
 の間著述を以て家内の口を糊せり、此世ふ一子宗伯死す、かくて天保
 十一年秋書畫會をなしたる時、藏書のこらず賣り、金を合してかろき
 官士の名跡のゆづりをうけ、宗伯が一子につがせ、今八十一歳ばかり
 ならん、四五年前より眼病つもりて日人となり、宗伯、此者ハ廿が妻に
 筆をとらせ、宇までも口授して今に著述の上梓あるは一奇人と云べ
 し、

家兄死去の時、文化十二年乙酉、馬琴へもしらせやりしに、寺へばかり所
 院、向、宗伯を名代として自身は來らず、舊友は、岡山翁までも來られ
 し、馬琴が來らざりしゆゑ、人々宗伯に尋ねしに、病氣おはあらざる
 よしなりし、七日佛事の時も馬琴をも書中おてまねさしかど、佛前へ
 すこしの物をつかひおて持たせしのみ、其後亡兄のいたみをいひお
 ち參らず、書中おも尋ず、言信不通なり、しかるお馬琴書畫會をなす時、

京山京水越後の留守とはさしなから、家兄亡後始て來り、自書（いりて）の扇二本持参したるはいかなる心そやと旅よりかへりて妻いひける故舊友なればすておかれじと會の、ちながら目錄持てかの下谷を尋ねしに、うりすへといふ札をみて、ゆきしききまでたづねべきにもあらねばかへりぬ、此事は天満宮も照覽（しやうらん）あらせ玉へいつはりあらず右の次第なれど京傳馬琴と双壁（さうへき）によばるゝは出藍（しよつらん）の才子なり、ことさら八犬傳の末に自稱（じしやう）もあれど、よみ本にて全部五十巻にもおよび、人に推稱せらるゝ物、源氏物語水滸傳にも比すべし、よみ本といふ物天和の西鶴（さいかく）に起り、自笑（じせう）其碩寶永正徳に唱りしが、馬琴には三合すべし、惜哉此人にして此病あり

右は京山が記るせる所にして、其馬琴を誹（ひ）する所、或は世に云ふ同業（どうごう）の商賈（しやうぎやう）の爲（ため）もやと思はるゝ、所なきにあらねども、亦之によりて當時（たうじ）の小説家稗官（ひやくわん）者流の境遇を察すべきなり、

天明年間は前に記し、如く、多くの作者出でし頃なりしゆゑ酒落本（しよらくほん）はやり繪草紙も滑稽（こわい）の笑ひをどるを旨趣としけるに、山東京傳は十九歳の時二年始めて御存商賈物全二冊自畫といふ繪さうしを書きたりしに、其年四方赤良人蜀山作にて繪草紙の評判記（へうはんき）葛屋出板ありしが京傳を以て總卷軸極上を吉にあげたり、是れ京傳が足を戯作者の社會に入れたる始めなりとぞ、

其後享和の始め、南仙笑楚滿人芝神明前の獨敵討三組（たたくみ）といふ前後六冊物を出版して、大に流行し、翌年山東京傳は敵討千鳥の玉川前後六冊を作りて大不行（おほしやう）る、此頃より戯作變じて實錄に類する讀み物となれり、後ち文化の中頃（なかつう）に至り、京傳のお六櫛木曾の仇討といふ稗史中に畫師豊國の創意もて巻中の人物を俳優の似顔（にがは）となせり、而して此時より口繪と名多て、艸紙の冒頭に巻中の人物を掲げ、畫讀（えがきよみ）なぞを加ふることを始めたり

爾後寛政より天保に至る間は、實ハ小説の花盛りにて、其作者ハ山東
 庵京傳、式亭三馬、立川馬振、鷺亭主人、威和亭鬼武、十返舎一九、小枝繁等
 先づ評判を得之。次で曲亭馬琴、爲永春水、松亭金水、墨川亭雪麿、瀧亭鯉
 丈、花笠文京、文亭綾織、山東京山、柳亭種彦の徒を出し、此等の人その著作
 中に挿入せし人物を畫きたる、浮世畫師の有名なるは、歌川豊春、同豊國、
 同豊廣、同國安、同國丸、同豊清、柳川重信等先づ名高く、少く之ハ後れて
 葛飾爲一、歌川國定、蹄齋北馬、二世柳川重信、歌川國芳、同國直、溪齋英泉等、
 最とも巧手と稱せられたり、

かくの如く徳川氏の中葉には、小説の文學旺盛を極はめたりしと雖も
 も、天保十三年の春、當時の老中水野越前守忠邦、新政を行なひ、稗史小説
 の淫奔鄙猥に近きものハ、風俗を紊るものとして之を禁じ、其後作者板
 元おして、之が爲お罰せられし者も少なからざりし爲、漸やく其衰頽
 を招きたり、蓋し當時幕府の趣旨ハ、單ハ猥褻なるもののみを禁ずるハ

ありしも、世の作者、小説家、板元は誤つて法網に觸れることを恐れて、之
 を廢したるものなるべし、此淫奔に誘ひ易き稗史小説禁止ハ、關する記
 事ハ、曲亭馬琴の吾佛の記に甚はだ詳らかなり、今其記の一條を抄出し
 て、以て當時の有様を知るのよすがとせむ、

壬寅天保十三年夏六月三日坊間刑行の作り物語、并に合巻と唱ふる戯
 作の畫冊子錦繪のことに就て官令あり、其御令條に云ふ、

自今新板書物之義、儒書佛書、神書、歌書、總べての書物類、其筋一ト通
 りの事ハ、格別異教妄謔等を取り交せ作り出し、時の風俗人の批判
 等を認め候類、好色畫本等堅く可爲無用事、以下畧

謹んで右の御條目を按ずるに、俗語小説物の本は、昔より和漢に是あり
 りこの度停止せらるゝにあらねども、異教妄謔の文を禁じ給へば、戯
 墨を停止せらるゝに同じかるべし、是吾が絶筆の時至れるなり、此
 前年辛丑の十一月の頃春書のよつと唱て奉書紙を四ツ切にいたる

上春書本と畫冊子を掛の名主等ゆなくり得て町奉行所へ訟へまうし、かば、其謄本は燒き棄てられ、板の絶版せられて、板元丁子屋平兵衛等六七人は過料にて裁許落着しけり、其後壬寅春二月より人情本と唱へる中本は風俗に害ありとて、町奉行遠山左衛門尉殿の白洲へ、人情本第一の作者爲永春水實名越前屋長次郎、板元丁子屋平兵衛等召よせられて吟味あり、其間作者春水は手錠を掛られ、板元平兵衛等五人組に預らる、六七月お至りて裁許落着して、春水は猶又手錠、五日目おて赦免せられ、平兵衛等板元六七人は過料錢各十五貫文、其板は皆絶版せられたり、是よりの後幾程もなく江戸繁昌記と云ふ漢文の洒落本の事又起る、この書は十年ばかり以前より、作者寺門靜軒の藏版にて、一卷を一編とす、則五編五巻あり、丁字屋平兵衛が此書を引受て賣るに及びて、町年寄館市右衛門に差出して發行を願ひ、此書然るべからずとて証文を取られしお猶捨てかたくてや、別に板元を

拵へて懲りすまに賣りしかば、靜軒と平兵衛を遠山殿へ召出されて吟味是あり、冬お至て裁許落着す、作者靜軒は武家奉公を擯せられ、丁字屋の板おあらずと雖も、始め出版停止の請書を奉りながら、其書を賣りたる罪およりて、所拂おなざる、又淺艸なる書買雁金屋清吉も、江戸繁昌記を取次て賣たる者なれば、過料錢十貫文、其板は皆燒き捨てらる、この年壬寅夏五六月より田舎源氏と云ふ長編なる合巻の畫冊子を絶版せらる、板元鶴屋喜右衛門を町奉行遠山殿へ召よせて吟味是あり、賣徳を鞫問せられしに、一篇に付金拾五兩ばかりなるべしと答まうし、と云ふ、其書一編は二十頁を二冊にしたる者にて三十一二篇あり、若其賣徳を上納せば、金三四百兩なるべきお作者柳亭種彦はこの年七月下旬病死したる故おや、只絶版せられしのみにて、今に至るまで裁許なし、板元鶴屋の僥倖を得たり、種彦は實名を高屋彦四郎と云ふ、小十人の小普請なれば、始より作者を召出されず、こゝ

を以て田舎源氏の畫工圖定もこの一件を免れたるなり、其後冬に至りて、又ド、イッふしと云ふ小歌は、深川なる藝者の歌ひしを、春水が増補して、齋入の小冊子にしたるを、絶板せらる、板元は例の丁子屋なりしを、別に板木師某を版元なりと申立しにより、賈徳金七八兩を没官せられて、裁許落着たりと云ふ、詳かなることと知らず、猶ほ憐むべきは、江戸繁昌記を彫刻したる板木師某の本郷なる貧窮者と聞かば、一に其彫刻料金九兩餘は召取られしと云ふ、是等を不幸の第一といはん歟、この時に當りて吾戲墨の舊作はさらば也、八犬傳結局新篇金瓶梅第九集には善惡の御沙汰あることなく、しかればいよゝゝ恐れ慎みて戲墨の筆を断つべきこと勿論なれども、老て吾身を養ふ者もなく、反て興邦(馬琴が婿養子なる)等が小祿にて且暮の足らざるを資くるにこの小技ならではせんすべもあらず、愁に餘命ある今よりして、吾窮するの命にして亦時也云云

此等の文字によりて見れば、天保の晩年以後は、世に爲永物と稱せられたる中本を始め、他の仁義忠孝を旨としたる所の作り物語りも、多くは筆を投ずるに至りたりと覺ばしく、而して是れ畢竟彼の水野越前守の禁令に由りたるものたるや明かなり、然れども弘化年間に至りては、禁合も稍弛るみしと見え、馬琴の金瓶梅の第十集、及び美少年録の後編なる玉石童子訓を初め、合巻の冊子には女郎花五色石叢等の著作ありたり、然れども此等の作を爲すときは、馬琴既に七十八九歳にして、嘉永元年申十一月八十二歳にて没したるが、馬琴以後には、馬琴の業を繼ぐべきものなく、況して人情本類は、其禁未だ弛められず、其後嘉永安政の頃に至りては、亞米利加國の軍艦一とたび浦賀表へ錨を下だし、通商和親の條約を求めしより、上下ともに人心洶々として安からず、爲に釋史小説の如きは、亦之を爲さんと欲する者も断へ、之を讀む人も漸やく減じて、世の中は唯だ悲壯慷慨なる詩歌を放吟して、高下駄曳きずりなから

大道を潤歩し、然らざれば亦い筒袖にだん袋の兵隊が、足なみ揃へて歌ふトコトシヤレの軍歌は、犬追ふ童べ羽子撞く娘子も之を口にする機に移り變りて、世の中に優美なる文學は、殆ど一時其跡を緜め、随つて徳川氏の末路に於ける、全般の文學は、大に衰微の運に向ひたりき。

風俗

夫れ天地の万物の旅籠屋にして、光陰の百代の御客様なり、其道中の間には、山路もあるべく、平地もあるべし、昨日と過ぎ、今日と暮らしてあすか河、流れて早き歳の瀬は、奔流矢の如き早瀬もあれば、徐々緩々たる淵河もあるが如く、江戸創業の初めには、千軍萬馬の間を駆るくゞり、身体髪膚四肢八骸、どころまだらに、刀症槍傷、矢瘡鐵炮痕、負ひし人々は辛抱に、其風俗も質素なりし故、随つて市中の町人に至るまで、奢靡の風には

染まざりしも、泰平漸やく久しきに隨がひ、上下文恬熙の弊習に流れ、人ごとに奢りを極むるに至り、一とたび白河の樂翁公(松平定信)が、奢侈禁止の令出で、之を一掃たるも、其後亦漸やく驕奢に流れて、幕府は竟に瓦解するの不幸を見るに至りしは、是より以下に説く所を見て知るべし。

當初江戸繁昌の頃には、天正十九年卯年の夏の頃かどよ、伊勢興市といひしもの、錢瓶標の邊に始めて錢湯風呂を一つ立て、其風呂錢は永樂一錢なり云々とそ、ろ物語に見へたるは、是なん湯屋の初めにて石礮と垢すりを携へ、毛揚枝を口に啣へながら朝湯に往くことなどは、夢にも未だ知らざりしなり。

此頃迄は昔の風俗残りて、武士方は格別、其下々は木綿合羽を着する人なく、町人は勿論御旗本衆五六百石乃至千石取らるゝ人々も、供の中に小姓は紙合羽を着し、木綿合羽は家老人ばかりなりしが、當時は小もの

中間下半女まで木綿を着す世界となれりとは元正間記に見ゆる所なり、昔ハ奥方の神社佛閣へ年詣の節は、さげ髪にして、供侍は上下を着し、女中の帯は今織金入にて幅は三寸計り、長さ七尺五寸なりといふこと、古老物語に見え又昔は常の女縫箔の光る小袖を着るてふことも同書に見ゆ、

又三省録よれば安永の頃まで召仕の針妙腰元半女にても、外へ出る時は顔を敷面又に綿めてかくし顔を出してあるくことなりと云ふ、青木民部少輔拘はれて板倉伊賀守の邸にありし日、伊賀守之み馳走し絹布の夜具を出しけるに、民部夜具の裾を頂き、我等ことは未だ筒様の夜具ふくるまれて夢を結びしとあし、勿体なしとて着せざりければ、更に木綿の夜具を出しける、此時の大名は大かた此の如き風俗なりと、明君達徳録に出でたり、

寛永の頃まで婦女の髪を束ぬるに麻繩を用ひ、其上を黒き元結ふて巻きしとの、春臺偶語に載する所なり、又此時の男の冠たる編笠ハ、極めて深き作りにて、顔を包む程なりしかば、両眼丈けの穴を之れに穿ちて、観覽に便にしたり、後世の菅笠にすかしのあるは此風の遺れる者なるべしといふことも同書に見ゆ、按するに此時代をいふ、寛永の頃より、女は綿帽子を冠り、其上に編笠又は塗笠を戴きたるもの、如し、津の國鴻の池の酒屋膳座はじめ三郎右衛門といふもの、曾つて酒二斗ばかり入るべき樽二ツを一荷として、其上に草履敷足かさたるを担ひて、江戸に下り、大名の家々に至り、壺升を錢二百文ツ、に賣りより、其頃はまだ鹿酒のみにて、嘗て彼れが持ち來るごとき美酒なき故、人々皆我先きと買ひはやりたるより、しきりに上り下りして、夥しく利潤を得たり、尤ども其頃米は下直にして、木賃宿に泊れば、木錢は十二文などし

たる時なる故、鴻の池より江戸迄、一と上下錢三百五六十文にて事濟みたり然るに此所の大名に二升、彼所の大名に三升といふ數かぎりなきことにて、肩の上ばかりにては抄せらざるゆゑ、其一荷四斗の酒を一樽として、二荷を馬一駄と一十駄ツ、持下りて膳庵自から之をうりたり、依りて未代ふいたり、酒の價を極むるとき、一駄何十兩と數へるも、之よりぞ始まりたるなり、然るに其酒日を追ふて賣れる故、馬の脊にても及びがたく、終に東海道を何十万樽といふに至りて、駈おて入津することとなり、竟に今日の盛んなるに至れりと云ふこと、落穂集に出でたり、

今より凡そ百年以前は、足袋屋香具屋油元結なし、明曆の大火以後、諸人革羽織頭巾を拵たるゆへ、鹿の革の直段高直に付、始めて木綿足袋を用ゐたり、それまでは皆革足袋のみなり、革足袋は切革屋にて造る、木綿足袋を用ひてより、始めて足袋屋あり、天保の末年まで、前髪立の小姓など、

は格別、其外は上下とも年わかき男の髪に油などを塗り付あるはなまぬるき奴と擯斥せらる、其頃はもみ上げ、燧鬚など流行し、又侍の中にもまゝありたれども、先づは歩行若黨小もの中間などの類にあまた見えたり、其ともがら蠟燭の涙滴をあぶらにてときゆるめ、松脂をとを加へて伽羅の油と名付けて用ひたり、其頃伽羅の油入用なるときは、藥種店へ申遣し、整へることにて、當時の様なる伽羅油店などいふは、毫しも見掛ざるのみか、文七元結も又なし、上下とも手前にてよりこきをいたして用ひたりといふ、此事も落穂集に見ゆ、又三省録によれば、貞享の頃には、奥女中の平生の風、花色染の木綿服と細の帯一筋なりといふ、衣食仕并に器物等のものすきを専らにし、又伽羅珊瑚等をもてあそびたること、五代將軍常憲院の時分お至りて、漸やく盛んになり、其後幾回も儉約令出るも、今日まで竟に止まざる由、獻可録に見へたり、又落穂集に曰く、女中の帯は若き頃まで、萬の巻物をば三つ割に絹羽二

重の類は二つ割と相定まりたる如く有之、就中高田様懸りと申候は右の三割を又三分狭くくけ、其はしを結び、おし込み置申候如く有之候處に、四十年はかり前より巻物を二ツ割絹額を一幅共儘にて用ひ、後の結目などをも夥しく太く不致しては叶はざる如く相成候、是また以前の義は下女二三人もめしつれ、若者挾箱などつれ候歴々もの、妻女と見へ候女中まで、麻のかつぎと申すものをかぶり、紫の染革足袋をはきてあるき申す如く有之候處、七十年はかり以後は、右のかつぎと申すものをばかぶりたる女中とては見かけ不申候、

古今沼草考といふ書によれば、男子にしてかつぎを着る者江戸も以前はありしが、大猷院殿御法事の時、岩間八三郎といふもの、かつぎにて女子と偽り、増上寺にて松平伊豆守をねらひたることあり、是れより停止とはなれりと、かつぎの棄たりたるは之によるなるべし、寛文の末よりよふく帯の巾廣くなり、延寶の頃専ら巾廣純子三ツ割

長さ一丈程になりたりと古老物語にありき、

又同書によれば萬治の頃より江戸中かつぎはやみて、女かちにて歩みあるくときは、覆面の上に玉ぶちといふあみ笠をかぶりあるき、其後寛文の頃ハ松板といふ編笠をかぶり、延寶の頃は熊谷笠といふあみ笠はやり、八分通りなど、吟味してかぶり、其後天和貞享の頃よりあみがさ次第く止めて菅笠おなり、一同是を用ふと、

三省錄には、又貴賤ともに美男かつらを用ひて髪をつかぬと云ひ、又寛文の頃、或諸侯の息女より、銀の筭を一本賜はりしを、めつらじき結構なる品として、戴き玉ひしとて、人々あらそふて見に参りけるとありぬ、昔は土藏持たる人稀なり、牛込より小日向邊へかけて、土藏とては見へず、番町にも大名の外は瓦ふき家根なかりしとは、古老物語に載する所なり、

昔は半切紙といふ物の更になし、六七十年以前より半切紙といふ物始

まりたるなり、其前は堅紙なりと、又同書に見ゆ、貞享の頃、嫁取振舞の時は、淺黄に散らし、菊の絹の着もの、福珍の帯に紫の革足袋を用ゐたりと、三省錄に記せり、骨董集に據るに、此時代なるべし、頃の男は桔梗笠といへるものを冠れるものあり、菊花の如き形の笠なり、又骨董集に據るに、慶安より萬治寛文の頃、女の衣裳に丸つくし模様行はれたり、又蝙蝠羽織といへるもの、男の若たるを見る云々、羽織に紋を付けることは、元禄の初め、紀伊國屋文左衛門に始まる、紀伊國は世に紀文大盡と稱せられ、羽織に紋を付けて自ら着し、又帶間等にも着せしむ、此頃までは、戦國争乱の餘を受けて、人々多くは昔しの寒苦を見知り居るか故に、質素を旨とし、奢侈を誠しめ、女は革足袋がつぎを以て身に纏ひ、男は深編笠に、面を覆ふなど、専ら華麗なることを避けられども、泰

平積くこと百年の餘に及び、上下ともに兵乱の何物たることを忘れ、亦創業者が粒々辛苦の汗を流して、時ひたる、身代の有難さを忘るゝ頃とありたれば、一般に奢侈華麗を好むこと、なり、五代將軍の如きは明君なりしと雖ども、亦華美を好ませらるゝこと甚はだしく、殊に其生年の成年に當るとて、狗を愛して之が爲に、人民の性命をも犠牲とせられしことさへ少なからざりしは惜むべきことなり、元來太平の世に生れて、天下の大樹と仰がれ、好むとして行はれざるものなきが故に、物ごとに華美を盡くされしも止を得ざることあるも、上の好む所は下之より甚しき諺の如く、上下争ふて奢侈贅澤を極むるに至り、遂には町人百姓に至るまで、昔しの物堅き風を頑固と嘲けり、時の流行を逐ふて、華奢を飾る者と通人と稱し、若しくは之を粹士と賞め、甚はだしきは町人にして、大名旗下も及び難きは、世の貴賤を極めたるものあり、かゝる人々江戸に十八人ありければ、之を十八大通と稱して、世人は之が風を慕へる



もいと浅ましかりき、

紀伊國屋文左衛門は十八大通の一人にて、材木の問屋なるが、本八丁堀は一町ものこらす之を有したる豪商にて、大夏高堂を構へ、片名に呼て紀文といふ、今も其名人口に膾炙す、俳諧師其角の門人にて、俳名を千山といへり、其角が吟句を集めたる五元集にも、千山が宅にてといふ句二三首みえたり、紀文ひと、せ歳越の夜、花街に遊びて豆へ小粒金をませて豆藪をしたること、口碑にもつたへ、物の本にもみゆ、委くは山東京傳にあり、紀文かゝる奢侈に家産を破り、晩年深川一の鳥居のほとりに住し、こゝに没せり、そのち俳諧の宗匠某、紀文が住すてし家を買ひけるに、居間天井紙張にてありしが、いたく古びたれば、經師屋に貼りかへさする時、經師いひけるやう、こゝは何人の住ひし跡やらん、あるじは物このみにふけりたる人にてありつらん、天井を貼たる紙をみるに、同じ紙は一枚もなく、普ねく日本國中の紙を以て貼り交せたりといひけ

るよし、ある本にみえたり、おもふに紀文冷落しても、心のおどりかくの如し、此一を以て其盛なりし時をしのべし、今いへば是れ贅澤なりき、せいたくどハ驕奢の陰病なる物なり、此病ある者黄金湯を用ふればます、上昇して治りがたく、つひに破財亡家の死にいたる、享和の頃、千柳点の句に「唐やうで賁居へどかく三代目」といよきいましめぞかし、實に江戸全盛とも云ふべき安永天明の頃は、奢侈贅澤の花ざかりにして、其頃花奢風流を事とする者多き中に所謂十八大通の如きは其主なる者なりし、其十八人の首たる者は日本橋西河岸の材木屋十曉にて、其最後に稱せらるゝ大通は、淺草御藏前なる、札さし大口屋治兵衛こと文魚なり、ある日十八人の通人集會ありし時、文魚銀の「り」がねにて髪を結ひて出立を、通人ども皆みて譏り云やう、文魚が銀のはりかねは、今日一日の晴ならん、さればさのみ稱賛すべきにもあらずと、文魚はこれをき、て負けぬ氣になり、この「ち」は平日も銀のはりがねにて髪をゆはせし

とぞ其頃巷説にもいへり、此文魚も紀文の如く零落して御麁河岸のかうし作り、間口二間ばかりの家に住ひたる頃、ある貴人の御隠居文魚が河東節の上手なるを聞玉ひてめされける時、上るり終りて別の座敷にて酒食を賜ひ、文魚なりとて目録ハ賜はらずして、八丈編五反賜はり、文魚がつれ來りたるは、名の聞こねたる河東節の三味線ひきにて、藝を業とするものなれば、目録を賜はりしが、其時文魚は賜ものゝ反物をとり、後ろなる三味線引等にむかひ今日は、太饑なり、これは寸志なりとて一人へ三反、一人へ二反、其座にてとらせたりといふ、其三味線ひきの一人は有名なる山彦源四郎なりき、紀文が天井の貼紙、文魚が八丈編一對の奇談といふべし、昔し氣質の人々は、今日年少者の爲す所を見て、贅澤なり奢侈なりと云へども、紀文、文魚が當時の爲せし所ハ、今日の贅澤家もおさく舌を捲いて驚ろくことのみ多かりしを見れば、天明時代の江戸の繁華は、今日

にもまさりたるを推知するに足るべし、
 かゝる世の中なりしかを、獨古質の残りたる事もあり、此頃は今の如く
 繪草紙屋にて、錦繪の團扇は、稀には賣もありけれども、はし／＼にハ繪
 草紙屋さへなれば、うちわを物ふ入れて背負ひ、竹に運したるをもた
 げ、ほん／＼うちわならうちは、さらさうちわや、はぐうちわ「どよびあり
 く、おほかたは若しゆ二さいなどなり、其頃に「さゝるの團扇一本十六文
 也、其粗末なりしをしるべし、
 扇も二枚ばり五十文、繪は杉の立木、片鳥居、浪に日の出、雲に舞鶴の類
 にて、いかにもそまつなる繪なり、こは安永四五年の頃の事を云ふもの
 よて、事實は京山人百樹の著はせる、天明事跡蜘蛛のいと巻による、その
 のち天明年の頃にいたりて、字扇と、なへて、龍、蘭、鶴の字など、双鉤字
 のめぐりを、藍又は紫にいろどりたるを、珍とし、賣として喜ひけるに、後
 年の字扇ハ下品にして、子どもよろこびずなりければ、次第に止みぬ、

又扇賣といふものありけり、扇のかたちしたる箱を、いくつもかさねた
 るを肩におき、おふぎ／＼「どよびありく、そのすがたは染ゆかたに白き
 脚半、じん／＼ばせをりにて、おほかたはなまめきたる男、おみがさをか
 ぶりたり、之をよびいるれば、地紙を見せ、骨をみせ、其座にて折りて賣る
 なり、初代市川門之助といひし色やくしや、扇うりの狂言をしたること
 ありき、是正徳頃の遺風なりしに、寛政にいたりて、其事たえたり、
 おなじ頃、餅米を熬りてふくれたるを「はせ」といひて、是をばなからず年
 始の蓬菜おは、家毎に飾ることなりしゆへ、大晦日のわけぼのおはせや
 はせし「どよりあるく、壁いど春めきて心よかりしも、今はさかず、
 同し頃、辻賣引とて、賣引の糸と持物にくさ／＼の「手遊」を入れならべ、糸
 一筋の「價手遊」のよきあしきに依て、高下あり、當たれば、随意の品一ツを
 とらす仕方にて、此賣引いくたりもこゝかしこの辻に立て「さどざい
 く」どよぶ時に、見ども此壁をきけば、手の舞足の踏所をしらすして、駐

け集りたり、此賣引おはかたは松の内を盛として、十日頃に止む、新春一ツの景物なりしに、寛政に禁令ありて、其後の聲なし、寛文の頃ハ、十五六のむすめ竹馬にのりて遊びし事、正徳の頃、寛文より八文字屋自笑が書きし物の本にみへたり、今おもへばうそらしけれど、まことにありしとなるよし、安永より天明の始の頃ハ、市中の街土にて十歳前後の男女の兒ども、うちまじりて目かくし、鬼をつこ、柱取付さうりかくし、かくれんぼなど、唱へて、夏の夕ぐれなど、ゆきりの妨げになるほどむらがり遊びしに、其後弘化の頃に至りて、亦さる事する兒どもなきに至りしは、さかしくなりしにや、僅かに五六十年の間、前と後と子ども遊びのかわりし事、猶さまゝありと、是も蜘蛛の糸まきに見へたり、

近き世の人は、金錢又は証書類などを入れて、懷中に貯ふる物を、紙入れ又は鼻紙袋といへり、案するふ、上古の人といへども、他行の時は懷中に、

使用の紙なくばんある可らず、是を古書にはたふがみと呼べり、文字には疊紙ともありし、かれは今の鼻紙ハむかしのたふがみなり、さて鼻紙袋といふ物の、室永の頃よりの物にて、ハじめは絹にもあれ、木綿にもあれ、四角に縫ひ、口にはく、るべき紐をつけ、内には途中用の物をいれしを、はな紙袋とて、妻などに細工させたるものよて、天明の頃までは、紙袋屋といふはなかりしなりといふ、さて又たばこ入は安永年中の頃は、鑄袋の如き形ちにて、皆こはせかけなり、表はにた山木綿裏は黒襦子籠甲のこはせかけなるを、上なき物として、人も掌上お取て見る程にて、其價ハ銀五匁(今の八錢餘なり)位なりしに、安永の末の頃より、室町の丸角といふ袋物店大にはやりいたし、銀の櫻鉾といふ物を作りハヒむ、是今いふかなもの、起立なり、又此同家にて、織部形といふたばこ入を、はしむ、其形今尚は残る、天明の頃かの十八大通と呼ばれし通人ども、銀の櫻鉾お、かりべかたのたばこ入もたざるハなかりし、寛政にいた

336875

りて、淺草田原町お越川屋といふ袋物みせはやり出し、懷中物に一層奢侈を増長せり、此店御藏前札さしどもよりはやらせはじむ、名物のされをうつしておらせたるは、此みせに權興すといふ、
 當時の淺草御藏前に軒を並ぶる札さし商人は、即ち日本全國より貢租として納め來る所の米の内僅かに幾部分を大坂及び政府に留め、餘は盡とく江戸に積み送り、運び來りて之を深川に陸揚げなし、上は老中若年寄より、下は與力同心組下の者どもに至るまで、年々扶持米として給與せらるる所の俸祿は、皆此諸國の貢米を以てし、而して、此貢米ハ藏前の札さし商の保管するものおて、月々實際消費すべき所の額だけを保存して、其餘分は皆札さし商をして之を現金に仕切らしめ、前以て之を受取るを常とし、甚はだしきハ翌年分の收入を仕切りて、既に前金を受取るものあり、斯くして江戸政府の役人の會計は、殆んど其番頭手代に均しき札さしどもの手に左右せられ、利潤は皆彼徒の爲み吸ひ取ら

れて、士人は多く貧乏し、札さし商は仕切りたる新米を市場に賣り、賣れ残りたる古米ハ、之を其渡すべき士人の許へ配達し、且つ然らざるも預かり居たる米は、價格の騰貴する毎お賣り拂ふて、下落の時に買ひ入れ置くも、元來他人の米を資本として、買買する商法なれば、其利分頗ぶる多く、當時稱して幕府の身代と、藏前商の財産と相等しと言へる程なれば、随つて贅澤を極はめ、種々の流行物おども、此所より多く始むるに至れるなり、
 衣食住のことは此位にして之を措き、以下身体に附着する風俗に移り先づ男子頭髮の有様より、次お女子の頭髮、男子の類髭等に及ばすべし、

男子頭髮の起原及び其種類

男子頭髮の起原及び其種類

上代男子の頭髪は、髻髪にして、粗緒を以て髻を結ひ下より上へ巻きあげて、髪かみの先は分すして茶筌ちやせんの如く乱して置き、又月代つきしろ剃る事は、上代一般の風俗にはあらで、適々逆上の氣と苦しむ者か、または戦争の時など、人によりて剃る事にてありしも、それさへ近世の所謂中剃にて、前髪まへかみを剃ることはなかりき、

前髪の髪かみまでを剃る事となりたるは、永録天正の頃、今より三百二十年程前、天下戰國となりて、連年兵乱打續き、士卒たち多く胃いを冠りて、頭上の熱するを苦しみ、月代つきしろを剃るに頗の髪かみを殘さんもうるさくて、遂に前髪まへかみも剃り落し、月代つきしろも大きく廣げて物しつゝ、後世謂はゆる野郎やらうわたまの剃りこかしとなりき、斯くて六七十年を経て、元和偃武以來も、舊習きゅうしゅうを襲ひて、古風こふうに立復る事なく、自然世上一般の風俗とはなれり、されば稀には古風こふうを慕ひて、貴賤共に總髪そうかみなる人もありし也、此事秋草大意といふ書に見ゆ、

其頃の男子は水油みづあぶらにて髪かみをすく事はありしも、鬘付まげつけなどいへるかたき油あぶらはなかりき、伽羅油きゃらあぶらは前にも説きし如く寛永の末正保の始め頃、今より二百四十年程前よりありし由なるが、それを賣る店としては江戸中に六ヶ所ならでなく、油あぶらを目薬具程の物に入れて賣るを一年二年も用ひ、兒若衆ちこわかしゅなど少年の一二月月に用ふるをば笑ひ譏る事なりき、故に大かた伽羅きゃらの油は、婦人或は前髪立の兒小性ちこせうならでは用ひず、壯年の輩はひにして髪かみ油あぶら付る者は之を耻辱とし人の譏るには、誓文立ちかぎだてて、油あぶら付つけすなといひ争ふあらそもありしとぞ、これは落穂集昔々物語等に記する所なり、又寛文延寶くわんぶんえんぼう今より二百二十年程前まで、町人は五人組に水入一ツ、櫛くし一枚あるのみにて、毎朝起きて櫛くし水付みづつけ髪かみかきあげ、觀世紙捻くわんせいしねんにて髻まげを括くくり、ろれより鄰家へ廻まわり、而して百姓農民は皆黃科わうかおて括くくり、土分どぶん以上は糸紐いとじゆを用ひたりと、三省録さんしょうりやくに見ゆ、又黒糸くろいとを以て髪かみを束たばね結むすぶ事、寛文以來流行せしが、是は専ら艶治郎えんぢらうのする業なりと、我衣わがいといふ書

にかけり、
 扱江戸開府以來、男子の頭髪の様を按ずるに、嬉遊笑覽に云く、慶長の頃
 (今より二百八十九年前)の風を古書など見て考ふるに、男の頭つき、鬘狭
 く、さかやき大に剃り、或は半頭にて、若き人は、前髪薄く、殘し、中剃をした
 り、何れも額は角を入れて、振き、鬘は腦後にして、丸く束ねたり云々、又云
 く、童子の髪、慶長の頃は、前髪の先を切りて、左右へ振り分け、鬘は鬘に元
 結多く巻き、ニツまげにしたるもあり、又茶筥なるもあり、鬘は出さず鬘
 をつ、こみに結ひたるもあり、其うち武家と、町方と、野郎との風も別か
 れたり、寛永の頃、今より二百五十年前までは、大かた此様なりしが、萬
 治寛文(二百二三十年前)の頃より、次第に鬘を出し、女のかもめ鬘などに
 なれりどあり、
 是より後、鬘の結ひ様幾變りかしにけん、其風詳らかに知り難けれど、姑
 く名稱のみを掲げんに、足薪翁百話に、近松平安が作の「加増曾我」といふ

淨瑠璃節の文、少將が男子の髪結ひにやつし、條を載せたり、云く

但しおぐしの御用なら、大銀杏、中いちやう、立かけ、投かけ、千松わげ、五
 分一、蟬折れ、鴨の足、さて月代はうしろ高、うしろ下り、片われ月、そつば
 う、して、ん、くり、鬘のし、鬘釋迦鬘、頼にとつては、内ぐり、外ぐり、すく、頼、
 業平か、りの透額半でう額、月びたい、唐犬びたい、角額、云々(以上加増
 曾我の文)

是は延寶頃の作なれど、百年以來結ひ來りし鬘の風、大かたこゝに盡きたり、透額といへるだけは冠の名なれど、縁語に引けるにやといへり、此
 中、大中銀杏とあるは鬘のはけ先を左右へひろげて、銀杏の葉の様にした
 るをいふもの、如し、而して鬘の風の最とも古きは茶筥鬘に如くもの
 なかるへし、

茶筥鬘は足薪翁百話に引く所の新續大築波集(萬治三年撰、今より二百
 三十一年前)政通の句に

ふりのよき柳やいばら茶筥髪

また寛文十二年撰(今より二百十八年前)の暗小袖の中にも

大服の茶筥髪かやゑばし下

などいふ句あり、色道大鑑に「茶筥髪ハ無禮ながら折にふれ取あひたる處あり、女郎を狂ひて打乱れたる引さきにて茶筥に結ひたるよし」ともあり、これ延寶年間の事にて、今より二百十數年程以前なり、當時茶筥髪ハ打さけたる姿と見えたり、

卷立て、おつ、かみも茶筥鬘のうちなるべし、これも彼の足薪翁百話に

七百韻の句(延寶四年の吟)を引て

お扨従の自体は熊野をだちにて

卷立て元結瀧のしら糸

又おつ、かみは暗小袖に

枝かろす柳か髪のかつ、かみ

如見

雪吟

なごゝわりしを見て知るべし、

千松わけハ寛文の初め二百廿年程前に撰びたる糸爪草に

技も葉も千松鬘や藤かつら

台證

とある類おしてこれは紫の紐にて結へるよしなり、

立かけ鬘は貞享四年(今より二百年程前版)の男十寸鏡といふ書に、若衆の髪かみの事を言ひて、立かけの大たふさ、つとの大なるハ、似合にあたると、似合にあはぬ人とありと見ゆ、

蟬折れは髪かみのとり様より名づけたりと聞ゆ、此名稱は天和より元祿中の書に多く見ゆたり、又海老折といふも同じ類にやあらん、これも元祿前後の書に見ゆたれば、その頃世に流行せし風なるべし、

唐犬額からいぬのたまは、延寶八年(二百十年前版)の花洛六百句といふ俳書に

前 唐犬の妻こふなせもあはれなり

保友

附 中間の顔面かけにたつ

千友

など見ゆたり抑唐犬額といふは寶曆四年版の俠客傳に江戸に唐犬組といふ男伊達あり喧嘩と成ては相手に疵つけずといふ事なして唐犬組と名付はたり唐犬組大かた男ふりよく美男にして其額別して大きく恰好よろし云々とあれば町奴の風が一般に移りしならん、以上は足薪翁百話に引證委しく記されしを皆ながら寫し出でんハ煩ハしければ摘要したるなり、

元祿の初め今より二百年程前中村傳九郎といふ俳優より糸髪といふ風流行出し其姪傳七ナマチンと云ふ風を結始めぬ寶永の頃百八十年程前淨瑠璃語り江戸半太夫といふ者ハチ鬘にして刷毛長く立かけといふ中剃りを始たる由又正徳の頃百七十餘年前には芝の香賣り日屋取なとに三ッ折返しといふもの行はるこれは元結一寸鬘一寸刷毛先一寸を三ッ折にする故なりとぞ是も我衣に見えたり、享保の頃百七十年程前には土偶師辰松八郎兵衛が鬘の風流行せり近

代世事談に云く頃日辰松風とて元結を事々しく長く巻き月代の上のかたへ高く鬘をもつたてたる風あり辰松は人形つかひなれば仰向くに鬘の方襟の中入り乱るゝ故鬘を高く結ふなり此風世間にはやりてうつふきて業をする者もこれを好めり云々といへり同じ頃宮古路といふ狩るり語り下りけるそれが鬘の風を學びて文金風といへるもの行はれし由は賤の緒手巻お見へ其鬘は油にてかため毛筋われめなし元結多く巻き入れかみすこし入れ刷毛先へ竹の申入るゝ云々と我衣に見へたり、

又延享以前百五十年程前には豆本田ぞべ本田だまされた風巻鬘などとして種々異様なる風行はれぬ賤の緒手巻に云く野郎あたまはぞべ本田とて中剃をいかにも廣く剃り鬘の間より中剃の見ゆる様にして根をゆるく鬘と一との間僅にして月代へのそきたるやうに巻きかけて置たり多く堺町邊の歌舞伎役者の髪の方にて歴々おも若き人たち

其の風の如く結ばせて、上下着て公儀を鞠むる有様、不相應のあたたま也、又豆本田といふは、至極髪をつめて、鬘をいかにも小さく、豆粒の如く結ひたるなり、又其頃遊士俗客は、刷毛を殊の外長く延して、大低額へ押付け届く程にして結ひたり、又だまされた風とて町家の若者などは、鬘口を薄く剃り下げ、夫より段々高く後へ高にたて、髪を結ひたり、是をだまされた風と云へり、また、巻鬘とて、鬘の毛を上へ巻きあけ、かきはにて巻込み結たり、いづれも彼文金風より後のことなり云々といへり、又半日閑話に云く、明和の頃百二十年程前、男子の風俗甚だ異おして、髪ハ本多とて、中剃を太くし、鬘を高く結ぶ鬘ハ下髷とて、油を付けず、櫛の齒を入れ毛筋を通し、後の方は油を付けて其の界を鹽界といふ、眉は三日月にて細く、衣服ハ細袖湖綿重ねて着るに便す、此頃の諺に云、疫病本多、額眉宿なし、姿云々ともあり、其世の様の艶治を旨としたること想ふべし、文化年中、今より七八十年前の事にや、戯作者式三馬が、髪結吉藏とい

ふ者の爲に、異服屋に見立たる和帖を書きたりしが、一時の戯筆なれど、當時お行ハれし、髪かみの結むすひ方かた名稱なづなど、徴すべき者なきに非ず、仍て左に抄出すべし、

御髮置、小判形御中剃、ちよつきり本田、齋口はん田。

御袴着、おけし、ちやんく、半月形御前髪。

御商人様方御寶體向、大いてふ類、小いてふ類。

御屋敷向、大たぶさ、ばち鬘、剃り下げ。

御月代、百日、五十日、三分月代、五分月代。

但し前をはさみ候て、大きく中剃ばかり剃り申候、尤も小びたい附、御はけ先、先ちらし、左へまげ、角ばけ、丸ばけ、ガタひつゝめ。

上代風、茶筥髪、茶筥まがひ、あひさん本田、くらまへ本田。

やく病本田、かつたい眉、丸まげ本田、五分下げ本田、以上。

右報條の文およりて、武家町人の髪かみの風かぜ月代つきしろはけ先はけさきの樣等ようどう、大概想たいがいひ見

るべし、上代風といへるは當時の既流行せず古風となりしなるべし」
 是より後維新前までは甚しき變遷もなかりけん、維新前後の髮の風の
 世人も大抵は知り居るなるべし然れども尙ほ細かき當時の浮世錦繪
 演劇のかつらなどに就て考ふるに、大かたの種類ハ殿様風、若殿風、
 大銀杏の武家方、総髮銀香士武家上方の諸小性髮の武家寺院の小性な結ぶ
 浪人銀杏代なり小銀杏の町家風、銀杏潰し若者の竹の節丁商家のボツト潰し
 田舎の相撲銀杏、櫓浴し、清元銀杏此種風多し、イナセ風、鬚長、刷毛
 分伊達奴、仲間風、撫付等此風なり又關智講武所風鬚上へ反りて前爲者
 風鬚短く刷毛、穂栗又願人坊主の頭なり等なりとす、これらハ今の人誰も
 知る事なれば委しく記すに及ばざるべし、因てこれより女子の鬚の種
 類及び女髮結のことに移らんとす、

女髮結の起原及び女鬚の種類

安永の末山下金作といふ女形の俳優江戸に下り深川の桑木と云所に
 住せしが、此者のかつらつけゆひなり、髮仲町の妓と通じたりしに、ある
 日此妓の髮を金作がかつらのやうゆひけるを妓輩うらやみ謝物を
 贈りてゆはせける故のちハ其結ひ賃一度を二百文と定めけるに、尙
 は結するもの多かりしゆゑ竟にかつら付をやめ妓の髮を結ふを渡世
 としたり、然るハ甚吉といふ若き男其弟子となり、一度を百文づゝあて
 妓家の仲居どものかみまでゆひけるに、百文つゝ、ゆへ百さんくどよ
 ばれ、つひには其名となり、此百と云ふ男は其舉止音聲天然の婦女
 の如く男に情をゆるすを好みけるとぞ、されば女のわざなる女の髮を
 ゆふことをも習ひしならん、此者のさハ八町堀大井戸と云所に住み、げ
 いしやどもあるひハかみひものなごの髮をゆひあるき、女の弟子あり
 て其弟子ハ髮をすかせ、百はその跡へまわりて結ひたり、しかれども地

女などハ之にゆわすれば茶屋ものなり、騷りなりとして他に譏らる、
ゆへ、此風俗地女には移らさりけり、この寛政二三年の頃にして實に女
に髮結といふ風俗の起りたる始原なり、その、ち百が孫弟子玄孫弟子
或は自立のものも多きいできたるゆゑ起立の百をくづして五十文と
なり、三十二文又は二十四文の安賣りもありて、女髮ゆい千筋にわかれ、
まねく者も櫛の齒をひくが如くなれば、一般に年齒の頃三十代の市中
の婦女も、髮ゆふすべを知らざるにいたれり、後世今日に至るまで、婦女
髮結ふどきに用ゆる所の毛筋立なるものも此百の創意にて作りしも
のなりとぞ、

今其頃より行はれたる婦人の髷風の名稱を擧れば、左の如し、

島田丸髷、長松福羅雀割唐子、唐人髷、伯母子、糸三、銀杏返、達磨返、前
井、銀杏、蝶々、髷

此等は、普通に地女の老若の髷風にて、此外に御殿女中又は娼妓等の中

には、尙ほ種々の髷風あり、

天明の後、廿年ばかり文化の頃までは、おいらんと稱せらる、もおほか
たは、積兵庫といふ髷の風なり、近年此風たへて、昔時の態を失なひ
さしかざるかんざしはむかしにまさりて大きになりし也、天明の頃ハ、
いかにも細くかろげなり、されど今のごとく馬蹄は頭へのせざりき、罪
竟女の髮の結ふりのはじめは、唐輪、其のち兵庫、次に島田、次に丸髷、一名
次に推茸等に移り變へれり、

元來男の髮は甲冑を冠るの便利の爲に月代を剃りしに始まりたるも
のにて、其起原近かきも、女の髮と結ふことは、上代より存したり、是れ容
姿を飾ること、女は男に比ぶれば一層深かきが故なるべし、然かれども
髮結といふ一派専門の職業を開きしハ、男女とも江戸の盛時に始まる、
是れ人の奢侈に移りたるが爲なるも、亦江戸の繁昌を推知するに足る、
左に示す繪ハ當時上下婦人の種々の髮の風なり、



頬髷

頬髷は骨董集に見聞抄年印本を引て曰く見しは昔關東にて髷男をばおもてにく体髷男といひてはむる故に諸侍士髷を願ひ給へり頬髷は鐘籠髷とて諸人之を好む鬼髷左右に分れなと古記にあるは此髷の事なりあごささの髷をば天神髷とて武家にはさのみ好み給はず云々かくいへる詞のはしに當時の風体見るべし古畫を見るに髷なき男子は稀なり昔は髷うすき者の假髷をさへしたる者ありし由されば髷の生え際美ならん事を欲するが故に諸人常に細子を携へたり又賓客を招請する時にも先づ煙艸盆に細子を添へて出たり之を書院手扱といふよしは還魂志料嬉遊笑覽等に見ゆこれは慶長前後(今より二百七八十年前)の風俗なり

慶長見聞集に云く見しは昔(中略)髷生へぬ男は一期の片輪に生れける事の無念さよ女顔と見らるゝ口惜さよと人の余所言いふをも我髷の

事かど耻かしさの思ひ内にあれば色顔にあらはる、されば天正の頃は
 ひ、小田原にて岩崎嘉右衛門片井六郎兵衛といふものされごとを云ひ
 あかりいさかふ、嘉右衛門に髭なし六郎兵衛あつた、髭なしと悪口しけれ
 ば、即時にさしちがへ死たり、去る程に男たる人の髭なしといはるゝを
 ば、憶病者といはるゝ程の耻辱お思ひ給へり(中略)此十四五年このかた
 髭はわたる面はとんあるつら、蝦夷が嶋の人に能く似たりと云ならは
 し、上下の髭を殘らせ毛抜にてぬき捨る、然る間、笠を着、頭包みたる人を
 見れば、法師とも男女とも見分け難しと見ゆ、
 かゝれば一般に類髭剃る風となれるは、慶長以後の事か、然れども下部
 の賤しき男は尙髭蓄ふる者、後世迄殘れり、落種集の説を按ずるに、寛永
 より慶安の頃(二百四五十年前)もみ上げの類髭といふ事、武士の中にも
 稀にはあれど、先づは徒士、若黨、仲間、小者のする業なりとや、此輩の假髭
 するには、蠟燭の流れをどき、松脂に和して、伽羅の油とて用ひたり、尙後

は唯墨にて髭を畫くもありき、此風近世まで赤坂奴に殘れりといふ、此
 事嬉遊笑覽に見えたり、

天和貞享の頃(二百年程前)には一種の懸髭といふ物行れたり、遠魂志料
 に是は紙にて髭の形を造り、紙捻にて耳より懸け、編笠を打かふり、人目
 を忍ふ便とせたるものならんかと、四季咄、西鶴二代男等の書を引證せ
 り、其文は省きて記さす、元禄以後に此髭の沙汰は絶えて聞えずなりに
 ける、

元禄時代に行はれたる狂句に、
 水瓜喰ふ奴の髭はながれけり
 といふことあり、之に依て考ふるに、當時ハ一般に髭を養ふの風ありて、
 中に髭の薄すき徒は墨もて類に髭を画きたることありと覺ゆ、前に所
 謂赤坂奴の書き髭は此等の種類なるべし、

飲食業者

士農工商貴賤上下男女老少賢不肖を問はず、かの朝より暮に至るまで、鼻水垂る、寒き日も、熱汗流る、暑き日も、營々齟齬として其業を厭むは畢竟是れ何の故ぞ、詮し來れば皆兵の下くふ殿建立の爲ならぬはなし、八百八町到る所飲食營業の店の賑はふは、豈偶然なることならむや、人若し其口を塞いで飲食を絶ち、飢に苦しむ其時には外見も飾りも何の物かは、花より鬘子、色氣より食ひ氣、時の盛衰汚隆を見るは先づ飲食より先なるはなし、是れ以下の數項ある所以なり、

料理茶屋

弘化年中の著作なる、彼の京山が蜘蛛の糸巻といふ書に書ける所によれば、其頃より百五十六年以前は、江戸に飯を賣る店はなかりしを、天和の頃始て淺草並木に奈良茶飯のみせ出來しに、諸人珍らしとて、淺草なら茶飯喰んとて、わざ／＼ゆきし物ずき者も多かりしと云へり、

しかるに都下繁昌につれて追々飲食店多くなりし中に、明和の頃、深川洲崎に升屋祝阿彌と云し料理茶屋あり、亭主は剃髮して、阿彌といふ名をつけしは、京都人の丸と名くるにならひたるべし、此者夫婦、人の機をみる才ありて、しかも好事なりしゆゑ、其住居二間の床、高麗べりなげし作り、入り側付を廣座鋪とし、二の間、三の間、小座敷圍中の小亭、又は數寄屋鞠場まであり、庭中は推してしるべし、雲州侯の御隠居又は南部殿同く御當主の御次男雪川殿等しば／＼こゝに遊び玉へり、此兩殿は其頃大名の通人なり、雪川殿のかくし紋ハ川の字にて、此紋をつけたる羽織は其頃名あるたいこ持ともは皆着ざるはなかりし、升屋祝阿彌かくの如き大家ゆへ諸家の留主居又は富商の饗宴といふとき、皆升屋を定席とせり、故に其繁昌は今之に比すべき者なし、其廣座敷ハ望陀覽の三字を鐫物になし、地は呂色椽ハ蔘繪四角に象眼のかなもの大さ六尺ばかり、裏書は漢文にて、南海君の書祝阿彌へ賜ふゆへよし二百字ばかり記して



ありし然れども盛唐の宮闈も亡る時り此類其後質の流れを買しとて、
 或る人の家にて見しが後てさけば五代目の市川團十郎に與へしとぞ
 同し天明年中に磯せりの道人が遊ふ料理茶屋ハ葛西太郎すみだ川
 へゆく堤の下り口に大黒屋孫四郎同所甲子屋崎四季庵中二軒茶屋川
 入幡平岩と稱すなどもその頃に評判の高きものなりし
 社内百川町よなどもその頃に評判の高きものなりし
 凡そ多くの人の集りて盛宴を爲すハ廣狹適宜の清らかなる坐室と、
 氣の利きたる女どもと、鹽梅の口に合ふ料理なかる可らず能く之を兼
 るは料理茶屋に如く者なし、宜べなり古來其の繁昌することや、

酒屋

酒は愁の玉符元氣を養ひ精力を増し一杯飲んで寝たる所は此世から
 なる極樂往生上は層樓珠閣の上に底ある珠の盃を擧げ蘭陵の美酒に
 舌鼓を鳴らせば下は九尺二間の裏店に、一合の濁醪頬の落さるかど疑
 かひ古人も之を稱して百邪惡毒の氣を殺ろし、血脈を通じ腸胃を健や

かたし、皮膚を潤はし、濕氣を散し、憂を消し、勇氣を助け、言を宣へ、意を暢ぶと賞せり、其後亦之に附け加へて、脾氣を養ひ、肝を扶け、風を除きて、氣を下すと説き、尙ほ亦之に追加して、馬肉桐油の毒を解し、丹石發動諸病を治す、熱してこれを飲めば、最もよし、とは漢方醫者の紋切り形にして、つまり衛生上の談なれども、之を社交上に利用して、一面無識の人に對しても、一トツ献上の挨拶から、盃の上の媒介によりて、無二の親友となることあり、會たま意中に不満ありて、面のあたり之を正氣の口に、口から出して言ひ難きことも、一盃飲たる元氣を以ては、故意と酔氣を粧ふて、思ふ存分言ふことを得べく、まかり違へば、昨晩は、つひ喰らい過して失敬仕りましたと、濟まじ切て言ひぬけるは、是れ酒の重寶なる所にして、地黄坊橋次、朝夷、奈三郎、義秀等が命に替へても忘るゝこと能はず、狸さもどきの飲中八仙の中間連は、道に趨車に逢ふてすら、ア、此奴で酒を醸もすのかと、思へば、忽ち戀しくなつて、口から涎の流れ落ちる

お至ること、亦無理ならねことなりかし、利なる点より之を見れば、大凡如此しと雖ども、亦酒の害ある所を言へば、衛生上に甚はだしき害をなすことあり、一盃二盃は百藥の長も、三盃四盃を重ぬるに及べば、忽ち百毒の長となり、神を傷ふり、毒を締め、筋骨を軟げ、氣病を動かし、酔臥して風に當れば、瘧風をなし、酔て冷水に浴するときは、痛痺をなす、丹砂を服する人これ飲めば、頭痛を發し、吐熱すとは、本脚綱目の造釀の類中に見ゆる所なり、特に衛生の上のみあらず、心理上の作用を變更し、平生みは柔和忍辱にて、佛と呼ばれしか心よしも、酔ば忽ち惡鬼の如く、無口も言數多くなり、同じことのみ幾たびか、賤の小田まき繰り返して、さもなきことも言ひ罵しり、高談雄辯の四筵を驚ろかすのみならず、高聲喧嘩四隣を驚ろかし、身体を傷つけ、衣服を損し、殊に無用の時間を費やし、餘計の失費を生じ、酒ゆえ貧乏に日を送る者、あけて數ふべからず、あの男は正直にて平生働らく感心な者だが、唯だるり利きが玉に瑕瑾で、年

中借金に苦しむ居りますとは、是れ平生何人も兩耳にたこの生ずるほ
 ど聞所なり、然かばあれども世の中、下戸の建てたる庫は無し、上戸は
 上戸だけに酒の爲め費やす時間と金銭と、外の所で儉約して働らさ
 出すの決心にて、若しも世間に酒なくは、かせぐ張あひあるものかど、
 上戸連中の口癖にして、元來人は此娑婆へ、苦しみの爲み出で來りしに
 あらざれば、好いたことは之を爲すの勇氣なかるべからず、然らば則は
 ち何人も、彼の都々一氏が示す如く、

酒も飲むべし、登樓もすべし、稼いで儲けたはしたけ

ど覺悟あるべきこと勿論にして、苟くも此覺悟を以て自から飲まん
 欲し、酒の爲に自から之を稼ぎ出すの決心ならば、濁醪地酒はまだしも
 置き、池田伊丹の劍菱正宗、蘭陵の美酒も、何の物かは、身代を爲めず、身体
 を害せず、天然の壽命を酒の爲し、天折せざる限り、於て思ふが儘、之
 を飲むべし、我れ自から働らいて、我れ自から之を費やす、かくありてこ

そ丈夫なれ、抑そも又江戸ッ子なれ、

江戸の元來水の不良なる所にして、市民日常の飲用水は僅かに玉川神
 田の二上水を以て、漸やく其の喉を潤はし、其他の大抵井戸水を用ゆる
 所なれば、酒を醸もすに適せざるが上に、實に其量に不足なるが故に、地
 廻りと呼ぶ近きあたりの、悪酒を輸入して飲むことなりしが、後には攝
 津の伊丹より、彼の鴻の池三郎右衛門が、はる々々携へ來りし所の名酒
 の味を試らみてより、奢りに移り易き人情の常にて、遂には有福貴顯
 の人々は、士民どもに之を用ひ、狐被の樽酒年々歳々、遠州灘の沖を通り
 て、江戸の市中へ送りこまる、者數十萬石の多さに上るに至りしは、亦
 盛んなりと謂ふべき也、

酒の利害や酒の沿革、或は酒についての種々なる面白可笑しき事ども
 を委しく書き立てたらんには、此所あたりで、看客諸君の酔ふて倒るゝ
 ことあるを恐れ、これから餅屋へ移るべし、

餅屋

上戸 劍菱正宗の銘酒に舌鼓を鳴らせば下戸又豈之に對する快樂なかるべけんや、安倍川しる粉の餅は、以て下戸の能く頬を落さんとす、造化の人慾を充たさしむる爲に、設くる所の分配ハ妙なりと謂ふべし、況して餅の外に團子あり、牡丹餅あり、種々の饅頭あり、餠に黄な粉に皆下戸の、飢腸を喜ばすに足るものなり、風來山人曾つてきよ水餅の口上を述べて曰く、

世よの下戸様かたへ申上候、そも我朝の風俗にて、目出たき事にもちひの饅子もち金もち屋敷もち道具に長もち魚に石もち、廊お座もち大鼓もち家もちは歌に名高く、惟茂は武勇かくれなし、斯かるめでたき餅ゆゑに、このたびおもいつきたての器物もさつぱり清水餅味は勿論よいと、御最負御評判の御取もちにて、私身代もち直し、よろしき氣もち心もち、喉アもなきもち打ち忘れ尻もちついて始むがる

様重箱の隅かう隅まで、木お餅のなる御評判奉願候以上、

とは下戸の口に餠もちの旨くも故事つゞたる餅つくしなるが、元來餅の目出度きことは、正月松の内に饅餅のお飾り、屠蘇の後の雑煮餅を初として、年の暮の餅つきお至るまで、小兒の産れたる時にも、悴どの、元服おも、或は祖先の法事供養にも、多くハ餅を搗きて祝ひ、餅を以て祀るのみかは、死したる時の吊らいにも、四十九の餅を墓前に供じ、上戸の亡者をも是にて往生せしめんと欲す、蓋し亡者ハ酒具さき鼻息をつきながら、極樂往生を爲すこと出来ざれども、餅の爲に服をふくらせばとて、六道の辻に見咎めらるゝことなれば、死しての後は據どころなく、喰ハぬハ、損者の佛となり、下戸の仲間入りを爲すにやあらん、餅屋の繁昌するも宜なりと云ふべし、

蕎麥屋

下戸 酒屋を罵れば、上戸又餅屋と罵り、到底水火氷炭の相容れざる

が如しと雖ども、此所は「月も往き、繩暖簾の内に空き樽に腰かけ、片膝矢大臣を極めながら、濁酒に舌敷をならす連中も、屋敷店の短かき暖簾の裡へ頭だけ入れて立ながら、汗粉を三椀吸りたる歸りに、安部川に頬べらを膨らせる社會も、劍菱正宗の上酒を、別品のお酌にて、終日終夜飲み續くる呑み抜け連も、羊羹モナカ、カステラに、涎を流がす甘味好きも、とも小駆け込んで飯時の支度を調ぬひ、夏は大蒸籠冷麥に熟腸を冷やし、冬はしつぷく玉子とちびに墨丸までも温ため、秋には最も詠らひむきなる彼の田毎の月に因みある、信州更科姫掛山に産出したる月見蕎麥、春はこと別け花巻き蕎麥、四時衰ろへぬ蕎麥屋の繁昌、中おも人に知られたる、江戸に名高き蕎麥店の家号并びに蕎麥の効能は、蜀山人のねぼけ先生が、日野本郷の名主佐藤彦左衛門に書きて與へたる、蕎麥の肥に明かにして、且つ其文も面白ければ、左に之を示すべし。

蕎麥の記

それ蕎麥はもと麥の類にハ市らねど、食料にあつる故に麥といふ事加古川ならぬ本州綱目にみえたり、されば手うちのめでたき天河屋か手なみを見せしこと、忠臣蔵に詳かなり、もろこしにては一名を鳥麥といひ、そば切りを河漏麩といふは、河漏津にあるゆへなりと、片便りの説なり、詩經に爾を視るに菽のことといひ、白樂天が蕎花白如雪といひしも、やがてみよ棒くらはせん」の花の事なり、大坂の砂場そばは、みせの廣さのみにして、木曾の寢覺め懸油おことをかきたり、一の谷のあつもりそばは、熊谷ふつかけ平山の平ぢるも、かかー大江戸のいにしへ元祿より上つかたは、見頓蕎麥は、淺州のみありて、むしそばの價七文なりと、きいしが、今は本町一丁目駿河町にもまぢかくありて、御膳百文、二八、二六、船きりらん切り、いも切り、卓獄、大名、けんぞん、はいざしらす、うばたまの夜そば、風鈴にいたるまで、いづれかみか

き連中は直ちにどんぶりを申し付け、遠慮なくムシヤリ々々々と馬食牛飲するもあれば故さらに品格を杜んで前歯で香の物の紅生薑を啄ばみながら漬物の風味を賞むるもあり、シカン賞むるも道理なり、漬物の旨まきことは江戸全都の飲食業者、大は百疊敷の座敷をいろは號にて呼ぶ料理屋より、小は二尺に三尺の野蠻店に至るまで、またと其比を見るべからず、三年起しの澤庵の黄色にして黄楊の櫛の如く、庄内漬の胡瓜、奈良漬の瓜は何れも緑色鮮やかにして、只今島よりもぎ來れるが如し、茄子の芥子漬は芥子を被りて金色の皮を若たるが如く、之を喰ふ者は辛さに咽せんで涙を流しながらア、能く利いたと賞め、蕪漬の軟かなる、入れ歯の老人も之を嚙りて、其歯の外れることを氣遣ひながら、人が賞むれば我も又瘦我慢を起こして之を賞賛す、か供の漬物既よ如此し、決んや主人公なる饅頭に於てをや、全休饅頭の魚たる關八州は儲て置き、其他至る所に多きも江戸の饅頭の胡焼の如く、其味の旨からざる

は、是れ饅頭の悪しきにあらずして、其料理の悪しきなり、否實に醤油の悪しきなり、勿論醬油とても野田の龜甲萬印を最上となし、他所にも之を用ひざるにあらずるも、之に加味する味淋と砂糖の鹽梅あり、亦其醬油の下々地壺は饅頭を焼く毎に肉樹を串の儘其壺中に差し入れ、滴たる脂肪を壺中に留むるが故に、多く焼くに随つて、其下々地の味を美にするものなりといふ、若しも田舎の饅屋料理屋にも、其調理方に注意せば、必ずしも江戸の饅頭の味を摸し難きにあらずるが如きも、古來蒲焼は江戸の名物とし、他地方の學ぶを得べからざる住味を有せしむるものは、是れ此都市の特有物にやあらん、彼れ巨口細鱗なる松江の鱈魚も、何のその、贅澤極めし秦の始皇帝や佛王ロイ十四世に此肉一樹を喰はしめば、必ず徐福の如き徒を遣はして、求め來るべきや必せり、

天麩羅店

天麩羅も亦上戸も下戸もなべて悦ぶ喰ひものにて、廉すく且つ旨ま

くして飯にも適當するものなるが、其濫觴并びに天麴羅と名けしゆひよしを尋ぬるも天明の初年大坂にて家僕二三人も仕ふ商人の二男、染の歌妓をつれて江戸へにげ來り、山東京傳が住し同街の優おすみ、名を利助とて朝夕出入りしけるに、ある時京傳にいふやう、大坂にてつけあげと云物、江戸にてハ胡麻揚とて、辻賣りあれどいまだ魚肉のあけ物と云ふはみへす、うまさ物なればこれを夜みせの辻賣りにせばやとおもふ、先生いかんと、京傳曰くそのよきおもひつきなり、まづ試むべしとて、俄にてうじさせけるに、いかにも美味なればはやくうるべしとす、めけるに、利助曰是を夜みせにうらん、そのあんどんに魚の胡麻揚とす、るすハなにとやらん、物遠く語聲もあし、先生名を付て賜はれど乞ひければ、京傳すあし考へ、天麴羅と書てみせければ、利助不審の顔しててんぶらとはいかなるいわれにやといふ、京傳うちらみつ、足下は今天竺浪人なり、ぶらりと江戸へ來りて賣りはじむる物ゆゑてんぶらな

りてんは天竺のてん即揚る也、ぶらに麴羅の二字を用ひたるは、小麦の粉の羅をかくるといふ義なりと、たはむれいひければ、利助も洒落たる男ゆゑ、天竺浪人のぶらつきゆゑてんぶらハおもしろしとて、よろこび勇み、やがてみせを出す時、おんどんを持來りて字を乞ひけるゆゑ、京傳は弟の京山ハ命じて其字をか、しめたりしぞ、天麴羅のはじめ、あて、今ハ天麴羅の名も文字も海内に流傳すれども、其實山東京傳翁か、名付親にて、其弟京山天麴羅の行燈を書はしめ、利助が賣弘めしとは、知る人も亦少なしと、京山が自慢にて其著書中に出せり、

菓子屋

上戸酒を飲むに肴を要すれば、下戸茶を呑むに菓子に要す而して、最もも貧饑家にあらざれば、酒もなき所に獨り肴のみを喰ふ者稀なれども、菓子に茶なきも之を喰ひ、酒を飲む者大抵は男子なるも、菓子は男子も女子も喰ひ、就中小兒最も多く之を喰ふ、宜べなり菓子屋の店頭朝より

夕に至るまで、人の山を爲し、番頭小僧はお客の送迎を叫んで、齒の磨けたる口を酸くするや、

天明の奢侈風なるも當時いまだ菓子には移らず、饅頭羊羹煎餅の類を最上とし、鶯餅を一名仕切場と唱へ茶席にも用ひ、通人の稱美したる物なるに、後ハ駄菓子屋物となりて、おツカア四文くんねへのいやしさ小兒の物となりぬ、しかるに其菓子も尙ほ追々奢侈にうつり、寛政のはじめ大久保主水の菓子杜氏のはて、喜太郎といひ一者日本橋の新道に小家を構へ、其表はかうし作りとなし夫婦お了稚の召し使ひ一人のくらしにて、自から上菓子少しはかりづ、造てうり出しながら、煉羊羹といふ物を製しはじめける、今のやうにさゝをりといふ物もなければ、口お奢るもの重箱をもたせて取にやるに、けふはうりされたりとてむなしくかへること多く、さらば明日とて煉りやうかんの爲お招きたる容をかへす程の珍味としたるに、其後弘化年中に至れば、製法普ねく諸國

に廣まり、日光なるハ江戸おまされり、僅か六十年の變化漸次に奢侈に移りしこと、菓子に於ても如斯きなり、況して其後に於ておや、

湯屋

前には長々と飲食の爲に紙を塞ぎ、讀者をして蕎麥や饅飯に、胃の腑と傷ため、餅や團子に胸を悪くせしめんとせり、假令然らざるも粗末なる飲食に最早腹一ぱいとなられしならんと推せらるれば、是から後ハ湯に入り、髪を結び、然る後角力芝居若くは寄席等へ御案内致すこと、なすべし、先づ其身をしらひの第一着に、湯屋の方へ赴むべし、人の飲食するや、其腹中に入るもの、大半は糞となり、小便となりて分泌すと雖も、猶ほ幾部は全身皮膚の上存する、無数の毛穴より蒸發氣となりて噴出するものおして、此蒸發氣中には許多の汚物を包含する

が故に、遂に幾多の汚垢となりて、肌膚に附着し、久しく之を洗ひ流さざれば、全身を汚がし、殊に股間の邊に於て甚はだしく、指頭を以て之を摩すれば、忽ちに剝け來りて、一個の丸薬を捏ね出たすを得べく、かくの如きに至れば、人の風上お坐するとき、忽ちアンドン一陳の酢の如き臭氣を送るに至る、故に時々湯に入りて、此等の垢汚を洗ひ去り、殊に暑き夏の日、流る、汗の瀧を爲すが如き時にありては、少なくとも一日に一トたびは、湯に入りて汗を流がし、垢を去らざるべからず、然れども、二人や三人の家内にて、湯殿を設け居風呂を沸かすことも、中人以下の生活にては、爲しかねることにしあれば、やがて湯屋といふ商賣の必要も起るものにして、繁昌江戸の如き市街にありては、殆んど一町毎に此商賣を爲すものあり、

湯屋の大小湯槽の廣狭は、其商賣の冷熱によりて、同一ならざるも、其構造は大低相似たり、當初は男女の室を別かつことなく、混合して一槽の

内に浴したるが故に、雌手雄肩と摩し、花脛股と接し、新婦の眞ッ白なる脚は、隠居の薬罐頭を跨いで出入するの醜体を極めたりしが、白河の樂翁公の儉約令の出る頃、併せて風俗の矯正をも謀り、即ち男女の混浴を禁じたれば、世の浮氣なる遊山郎を以て、肩を摩りながら、大津給ぶしを歌ひ、隣り町の若後家に氣を揉ませるが如き、伎倆を現はすこと能はざるを嘆せしめたりと雖も、彼の緋縮緬の湯櫃と晒し木綿の桶の入れ、乱れて脱ぎ散らし、紅白縞紛線乱として入り、乱れ源平乱軍の後の様を思ひあはさしむるが如き醜體ハ之を一掃し去りて、痕跡を留めざるに至れり、故に今は即ち一室を劃して、兩個の浴場となり、一を男室他を女室と爲し、兩室に跨りたる入口ハ、一高座を設けて、左右を監視し、併せて湯錢を收むるの場となす、此場に座する者を伴頭といひ、常に麿の如き目を以て、衣服の着かへ又は袂探がいの小泥棒を睥睨し、伴頭の左右各數疊の席には、浴客衣服を脱するの場となし、其一方に戸棚を設

けて、客の衣服を藏するに便す、脱衣室より湯槽に至る間ハ、蓋とく之れ
 を板地となして、深洗の場ハ供し、場の中央に一の溝渠を通して、使ひ終
 りたる湯を流し去り、且つ浴客の浴中小便と催はすとき、垂れ流がすに
 便するもの也、湯槽の廣さ方九尺、壁を隔て、釜あり、釜の下に竈ありて
 火を焚き湯を沸かし、槽の側らに穴を穿ち、此穴より釜中の湯を濁ぎ、亦
 湯の熱きに過ぐるときは、水を送る、水は穴に返さ透に井ありて、轆轤お
 て之を汲み上るなり、湯槽の前面上半は隔となして、下半は空となし、浴
 客は頸を屈めて其空所より入る、此所を栢樋口と云ふ、板の間の側に、別
 お浄湯を藏する小湯槽あり、之を陸湯と云ふ、客の來り浴するや、先づ脱
 衣室にて衣を脱ぎ、板の間に於て二個の小桶を取り、側らの小湯槽中よ
 り、淨湯を汲み上げ、初めに股間を洗ひ、次で髀邊を清め、而して後身を履
 めて栢樋口より全身を湯槽に投じ、温度体に適すれば、一回快と呼び、變
 へず都々一を叫ひ、唐詩選を吟じ、義太夫を語り出すあり、



此所は景氣も霽の口、多くの客を松葉湯の暖帳を潜ぐる中年増新造の尻を狙ひ込み、凡太兄さや八熊連、其外長屋の鐵棒曳き、腰の曲りし婆さんや、念佛三昧の隠居どんが、可愛い孫を引つれて、来るさ、往さの喧びすしく、番臺の鷹の眼男も舟を漕ぐに暇まなく、焚出しの炭圍面なる番公も、煤びた罌丸を炙るお由な、わけて柘榴口の混雜ハ、飄ッ床野郎の猿額を、別嬪の唇に突きあて、お三どんのお臍はお爺さんの罌丸と摺れ違ふ、オヤ美ヒチャンお早う、喜ヒチャンも一處に、お湯へお這入りと娘達が雀のチヨコとも味附漬聲の鳥の一聲に中止を命じ、跡先き見すの米蘭迷社會が羨しめた様な輝をグルリと外づすや否や、屑綿を嘴で投げた様な紋々の尻ッ踏で、手を廻して疥癬の跡を掻き、遠慮會釋も荒くれ男が、ツイイとトン々々拍子で、へイ眞ッ平素ッ平御免ナセ、赤ン坊の黒ン坊の座頭の坊でお先キ拂ひだズボン(湯お這入る音)チー熱い〜、コー皆さんチットらめちやア如何でケスナ、へ、うめましたと

何うめたらうめた梅の香や、ツ、ナンシヤンチー、イー、ア、イ、とと隠居さん、お前の臍探り借して呉れへ、念佛阿爺はびつくりしやくりし、コー金次何も構ふ事アねへわ一番遣かせ、ア、コラ〜都々一儘よなるなら風呂屋で放屁いさんで正味を淨かしたい、エ、穢ねへ事をぬかしやがらア、ヤ、デマン〜子までなしたる三勝殿、ヤッ、跡はナア、野となれ山ア、いとナア、れ、ア、コラ〜「エ、お前達ヤあんたるこんだへ八かまじい、静かにさつしやれ、何だと洒落ッ臭へ凡とこ野郎め銅鉛でも鉄棒でもうなり出しちやア何が悪るといふ御規則でもあるのかい、コー手前達ア、ナ、いつも葛西の糞般で臭い、麥飯を詰め込みやアがつて、ン、リ節より外に聞た事アねへといふ三本足らぬ頓痴氣へ釣りを取らる、凡挺天の凡々野郎、ア、ヘン、ナト口幅ッてへが憚ンながら寛大ながら神田の水で産婆をつかた兄サンだ、八百八町をかけずり廻るも二人りどねへもんなしの、きんなしのたまなしが聞てあきれらア、米乱棒め、返答

するなら勝手にぬかせへ飛だ我等の邪魔へ這入てグツグツこぼしや
 がりア已ヌが土手ッ腹蹴破つて雪隠壺のお代りに左り捻でも垂れ込
 むぞエ、肝癪玉が表かいつて茶釜の蓋を跳ね飛ばして薬罐の頭をば
 り飛ばされぬい様に氣をつけやがれコレく八公手前も余まり男氣
 がねへちやないか何だつて此様な老爺さんを相手にろんな水掛論を
 そるのだい眞にハヤ呆れた野郎だへん水どころちやアぬい湯を懸け
 られたからそれでこんなに煎へ立たのサ

髮結床

入り口の短かさ暖簾彩色鮮やかに四郎忠常は猪を富士野に踏はし三
 位頼政殿を殿前に射る或は獅子の牡丹に戯むれ或は猛虎の深山に嘯
 ふく等總べて勇壯なる繪畫を染め出して招牌と爲し戸の内の方に
 は銅渣盤昔水甕を具へ他の一方には胡床を設けて以て來客を待つ者
 は問はずして髮結床たるを知るべし床鉢の主人を親方と呼び其業を

助け且つ練習する者を皆剃出しといふ舖の中央の一の剃髮道具を安
 置し匣の左右に二人匠を挟んで立つ其親方及び剃出ども大抵は鬚髭
 剃の如く鬚髭迷々たるものは恰かも鬚者の不養生儒者の不修身と一
 般にして終日他人の髪を櫛づり髭を剃るも自己の鬚髭は之を修むる
 に懶うさか將た之を爲すの違まあらざるか

剃出しの客に對するや初め櫛を用ゆる先づ左方の髪よりし略ぼ乱髪
 を櫛り終りて後始めて剃刀を下す此時頂よりする者あり腮よりする
 者あり其制を同ふせず腮剃り終りて後密櫛を把り力を極めて汚垢
 を剔り去り更に指爪を以て髪根を搔くこと少時客は痒を隠して快と
 叫ぶ於此更お少許の水を頂上お潑ぎ手巾を固めて之を拭ふに客又
 へすア、好い心持ちだと呼ぶ此の時客をして更に自から髪を洗はし
 め髪間爽涼清剃光澤を生ず此時までの業は剃出しの任にして此に至
 りて親方之お代はり更お剃刀を把りて剃痕を祓ひ剃り次ぎに毛髪に



香膏を施し、密櫛を以て反復梳き取り、更に疏櫛を以て衆髮を一集し、括るに假綸を以てし、又膏を施し、又櫛つる、最後に元結を以て繋かり結んで始めて髻を作し、前に向て引き出だし、還た之を後ろの方に緩めて後頂の鬘を整ふ、如此して結髮漸やく終る、其結び賀天保年間には、概むね二十八文を普通とし、別段の好みを以てするものは、三十二文とせり、其新年の初剃に、百文乃至二百文より多きは、一朱二朱を贈るものもあるも、其他は別に賤遣を要せざりき、

此外手に鬘だれを提へて、家毎に廻はりながら、頭を剃り、髮を結ぶ者あり、然れども此徒は該職の劣等なる者にして、親方の爲すを屑とせざる所、其親方の盛んなる者ハ、剃出の十數人を使役する者あり、而して此等の親方は、皆組合を設け、組合の數四十八組に分かれ、其組合中に入る者、弘化年中に九百六十餘戸あり、此外に其組合に入らざる者、二千戸許にして、此他高祿の士大夫は、其家に髮結を設け、大丸越後屋の如き豪商

も又其家お髪結職を備ひ置きたるなり、
 親方剃出どもに目をまわすほど忙はし、故に客の來り待つ者、錦頭に幅
 鞆し、仰いで欠伸する者あり、俯して坐睡する者あり、人お背を向けて錦
 字を讀みながら、情妓の無心お顔を皺するもあれば、懐中鏡に對して鼻
 毛を鑷き、獨り自から喜ぶあり、齒を磨く者あり、烟草を喫る者あり、碁を
 圍むもあれば、將棋を圍はすもあり、甲は三國史を編けば、乙は梅こよみ
 を讀み、傍はらに吉原の事情を語りて、惚ける治郎もあれば、舊時の有様
 を説いて、誇る所の隠居も有り、近邊町内の細君の美醜品評漏らさず
 遠方賣藥の效能嘗めずして之を辨す、相撲の勝負演劇の巧拙、情死逃亡
 夫婦喧嘩、或るいは隣家の老婆の孕んで赤猫を産みしに至るまで、詳悉
 遺す所なく、實に當時の活新聞紙といふも可なるものなりし、

遊觀場

人間の最大目的は快樂にありとは、近き頃西洋の赤髭より聞きたる説
 の様なれども、人皆苦痛と嫌ふて快樂と悦ぶと見れば、時の古今と洋の
 東西と問はず、人間の目的とする所、快樂に外ならざると知るべし、會た
 ま快樂と貪ぼらずして苦痛と甘んずるものは、目前の小快樂と求めず
 して、他日の大快樂と欲するに由るのみ、苦樂は糾へる繩の如く、常に相
 表裏と爲し、苦痛と絶へ忍んで勉むる者は、必らず快樂と得べく、快樂と
 求めて苦痛と避くる者は、終に苦痛に陥らざると得ず、上は公役人の
 官廳に出仕し、朝より暮に至るまで、簿書堆るさ裡に身と埋め、算盤パチ
 ヲ々寫字營々として頭と痛め、胸と苦しめ、或は人民の疾苦と察して、我
 身と疾むが如き思ひと爲し、或は政治の功績擧らざると苦んで、自己の
 借錢と拂ひ兼ねるが如くに考へ、一身と擧げて公務の爲に委ぬるもの
 あり、或は商賈の現箱と右にし、算盤と左にし、顧客の出入と送迎して、口

の酸くなるとも願みざる者あり、或は矢立と腰にし、風呂敷と頸にし、脚の甲と艸鞋の紐の爲に摩らして硬癭と生せしむる者あり、農夫は且たに星と戴いて出で、暮に月光と履んで歸り、涼田に耕やし、焦畦に耘ざり、我家の内に晏居して、兒孫の顔と熟視する暇だもなきあり、船頭漁夫は板子一枚下は地獄の水上に浮んで、風暴れ波怒るの日には生命と擧げて魚腹に葬るの危険と避けず、寒中に裸體にて走る船夫、雲助暗夜に提燈と携へずして廻はる按摩針に至るまで、或は風霜の身と侵すと避けず、路上の堆石に墜づくと願みず、凡そ人間の世上に働らく事業は、一として危険ならざるなく、苦痛ならざるなしと雖も、猶ほ之と辭せざる所以のものは、更に此苦痛に報償すべき快樂と望めばなり、快樂の種類千百畜ならずと雖も、士庶人男女老幼に依て、其揆と一にせず、然れども人々平生の勞苦と慰むるが爲に、出で、遊戯の快樂と貪ぼり、而して此快樂の需めに應せんが爲に勉る所の者亦甚だ多し、其最たる者と芝居

と爲し、角力と爲し、寄席と爲し、觀世物場と爲す、皆稠人廣坐の前に於て興行する所の公開遊戯にして、世人は之に赴きて、平日の憂苦と慰むるの場と爲せば、此等遊戯の具と爲るの人は、人の樂しみとなることと以て其痛苦と爲すも、此痛苦と堪ふるが爲に、更に他日彼等が求めんと欲する快樂の資と爲すもの也、彼の俳優、角瓶者、落語家、講釋師、富木、清元、淨瑠璃、常磐津、新内等の大夫に至るまで、皆公衆の眼と樂ましめ、耳と悦ばしむることと以て、自己の本業と爲し、寧ろ之と苦痛と爲すものなり、然れども、此苦痛と忍んで公衆の玩弄物と爲るが故に、相當の報酬又は賃銀と得べし、此收入と以て彼等が好む所の快樂と求むることと得べし、此種の營業は、人々見て天下の遊民なりとなせども、遊民も亦人と樂しむるの具にして、此快樂と遂げんが爲に、人々平生各自の業と勉め、時に業の閑なる日と撰んで、快樂と芝居、角力、寄席等の興行場に求めんと欲し、此の快樂と目的として、皆其業と勉め、國益と謀るものなるときは

此等の遊民も、必らずしも無用の具にはあらずして、假令直接にこそ國家の利益と爲さざれば、間接には人と勸めて國益と爲さしむるの絶好要具なり。況んや角力は以て尙武の風と養ひ、泰平の世に於て、人として文弱に流れざらしむるの利あり。芝居は以て忠孝の情と摸し、禮義の狀と扮し、觀者として感奮して泣くしむる者は、眞に是れ勸善懲惡の活教訓無學者に示す所の活歴史たり。彼の富本、清元、新内、常盤、津の諸曲も、齣野調の嫌なきにあらずと雖も、勸懲の旨、具さに其内に寓す之と無用視して、擯斥すべきものに非ず。皆是江戸繁華の一現象にして、太平と鳴らす所の具なり。

蓋し江戸時代の太平と表章する快樂場は、冬夏兩度の大角力、市村守田、猿若の三座の演劇と吉原の五街娼閣とより盛んなるはなし。角力芝居の間接に國益となすこと、前既に之と説けり。妓樓娼閣も亦利益なしとせず。彼所は即ち奸盜と陷いるゝの大牢獄にして、憂悶と洗ふの一

樂海皆以て太平の現象と裝ふに足るものなり。世人若し之が爲に耽りて本業と廢し、樂んで溺るゝが如き徒ありとも、是れ彼等の罪にあらざるなり。之に反して時に其快樂と求めんが爲に、平生氣と鋭くして其本業と勉むるあらば、此等の快樂は各人勉強と獎勵するの一大要具と謂ふも可なり。人間僅の五十年樂しんで一生と暮らせば、苦しんで畢生を送るも、詰まる所は北山頭一片の烟と化し、娼場の土と變じ去るに過ぎず。然れども朝より暮まで遊戯娛樂に耽けるときは、遊戯も樂しめ、娛樂も面白からず、唯だ平生勞苦の其間に、時に耳目と樂しましめ、以て命の洗濯と爲すこそ、巧くみに世と渡る者と謂ふべけれ。

相撲

角觚の場は、兩國回向院に於て、毎年兩次五月及び十一月に興行する者

と本場と稱し、其他臨時に興行する花角力は、其制規なしと雖も、本場の興行は即ち大番附の定まる所にして、晴天十日間の勝負に依て、其等級と上下する所なれば、東西の力士互に必死の勇力と奮ひ、四十八手の奥の手と闘はし、俊腕咆哮、鷹隼攫鷲の秘術と現はす、奇観は此時より壯んなるはなし、

此歳の由來は頗る久しく、遠く上古の歴史に考ふるに、既に垂仁帝の時に當麻蹶速と野見宿禰と力と闘はすの事あり、蓋し角瓶の鼻祖なるべし、而して聖武帝の時、部領使と派遣して、廣く天下の力士と徴し、文德帝の朝、紀名虎と善雄の二人として、力と闘し、其勝負に依て、備前と定め給しと云が如き、其事妄誕信ずるに足らずと雖も、又以て、當時角力の技の世に貴重視せられしと見るべし、鎌倉の時、股野景尙が河津祐親と力と角し、戦國の時、武田上杉久しく戦と交へ、終に互に管力者と出し、以て争地と角瓶に決し、豊太閤の時には、毛谷村の六助が、諸侯の力士三



十六人と取り組み盡とく勝ちしも終に加藤清正の臣木村又藏の爲に負けて其臣下と爲り、貴田孫兵衛と改名したることの如きは、皆な歴史上に顯著なる事實にして、徳川氏に至り、寛永以後には此技を以つて業と爲す者多く、天下の諸大名皆祿と與へて之を扶持し、其臣下に属することなきものは、十中の一二に過ぎず、而して諸候は皆な其臣下の力士の名譽高きと以て他に誇り、力士も其番附の上ると以て主公の寵を得、番附の下るときは、輒もすれば君の御覺へも目出度ならずして、或ひは其祿に離るゝことなしとせず、故に各力士は、皆本場の勝負に必死の力と盡くすのみならず、平日も名節と砥礪し、鬪きと助けて強きと挫き、任侠俳優の行ひと以て得意となし、今に至るまで其名と絶稱せらるゝ者甚はだ多し。

徳川氏治世以來、角力の對偶排列の番附は、別ちて之を兩行と爲し、東及び西と曰ひ、東にも西にも各々五級あり、最とも高き階級と幕の内と曰

ひ、其次と幕下又は二段目と曰ひ、其次と三段目と曰ひ、其次と序二段と曰ひ、最下と序と曰ふ、而して最高級の首席と大關と曰ひ、次席と關脇と曰ひ、第三席と小結と曰ひ、第四席以下總べて前頭と曰ひ、又其力士の年老ひて退き、更お門下の力士の頭分となり、隠然監督の責に任ずる者や年寄と曰ひ、其勝負と判する者や行司と云ひ、年寄行司ともに各々數十人あることは、舊時も今も凡べて異なる所なし。

江戸幕府以後、行司の鼻祖と吉田某即ち世に所謂追風と爲す、其後胤は世々肥後國に住し、今尙は其權を執るなり、然れども後年江戸に於て行司となる者は、大抵木村若くは式守と謂ひ、木村の最とも、上席なる者や庄之助と呼び、式守の上席なる者や伊之助と呼ぶ、角力の近世に於て絶技と稱せらるゝ者は、小野川と曰ひ、谷風と曰ひ、雷電と曰ひ、鬼面山と曰ひ、荒馬、電、小柳、秀の山、鏡岩、猪王山、陣幕、不知火、境川、兩國等と爲す、此等は皆曾て大關の地位を占めたる者の中に於て、最とも錚々たるもの

にして而して其最とも卓絶たる者には、横綱の免許と與ふ、横綱は錦の
 禪の上に更に一條の巨綱と張て裝飾と爲そ者の謂にして俗に之と日
 の下開山と稱し、行司の宗家なる吉田氏が與ふる所のものにて、近世に
 至り梅ヶ谷之と得たるは、世人の明るに知る所なり、
 角瓶の場は四方に四柱と樹て、土壇と其中央に設け、土俵三十六と其
 周圍に排列す、其形圓くして四柱の方中に据ゑ、以て方圓は天地に象り、
 四柱と四方に擬し、兩對と陰陽に寓するものなりと云ふ、角瓶の技と闘
 し始るの前行司先づ壇上に登りて、角瓶の故典と演述し了て後呼出し
 なる者出で、長く双方力士の名と呼び、續て行司出で、又高く東西力士
 の名と呼ぶ、力士の名は山と曰ひ、川と曰ひ、又は草木に擬す、而して呼ば
 るゝ所の力士、各々其一方より場に登り、水と飲て喉と潤はし、鹽と撒て
 壇と清め、肘と振り、肘と揺らし、股と張り、地と踏み、以て其力と養ひ、既に
 して相對して蹲踞す、蹲踞良久しく互に氣と凝らし、精と一にし、以て

乗すべきの機と窺ひ、西起て挑むも、東未だ機と得ざれば應せず、東氣と
 焦燥ちて迫るも、西未だ意に満たざれば起たず、ヤと迫り待てど拒み
 相持すること多時、此時行司は軍配團扇と執りて其傍側に在り、既にし
 て機と熟するや、三者一齊に起ち、兩者相當り、或は結び、或は解け、或は突
 き、或は拂ひ、推しと曰ひ、掣きと曰ひ、搦と曰ひ、負ひと曰ふ、甲扛げれば乙
 提げ、一浮けば他は沈み、或は觸れ、或は抵ち、或は撓め、或は直くし、投げる
 あり、懸けるあり、捻ねるあり、竦るあり、一合一離、虚々實々、奇と争ひ、正と
 闘はし、管だに力と闘はすのみならず、又智と闘はし、其術四十八種あり、
 術と施こすに法あり、妄りに違法の手と用ゆると容さず、其施こす所果
 して法に合ふや否やは、年寄四人各々四本柱の一隅に坐して之と鑿察
 し、正しく法と履んで術と施こしたるものなるときは、之が爲に過つて
 死傷の事ありと雖ども、敢て之と問はざると例となし、壇上の仇は、必ら
 ず壇上に於て之と報せしめ、敢て之と其外に於てするを許さず、其規

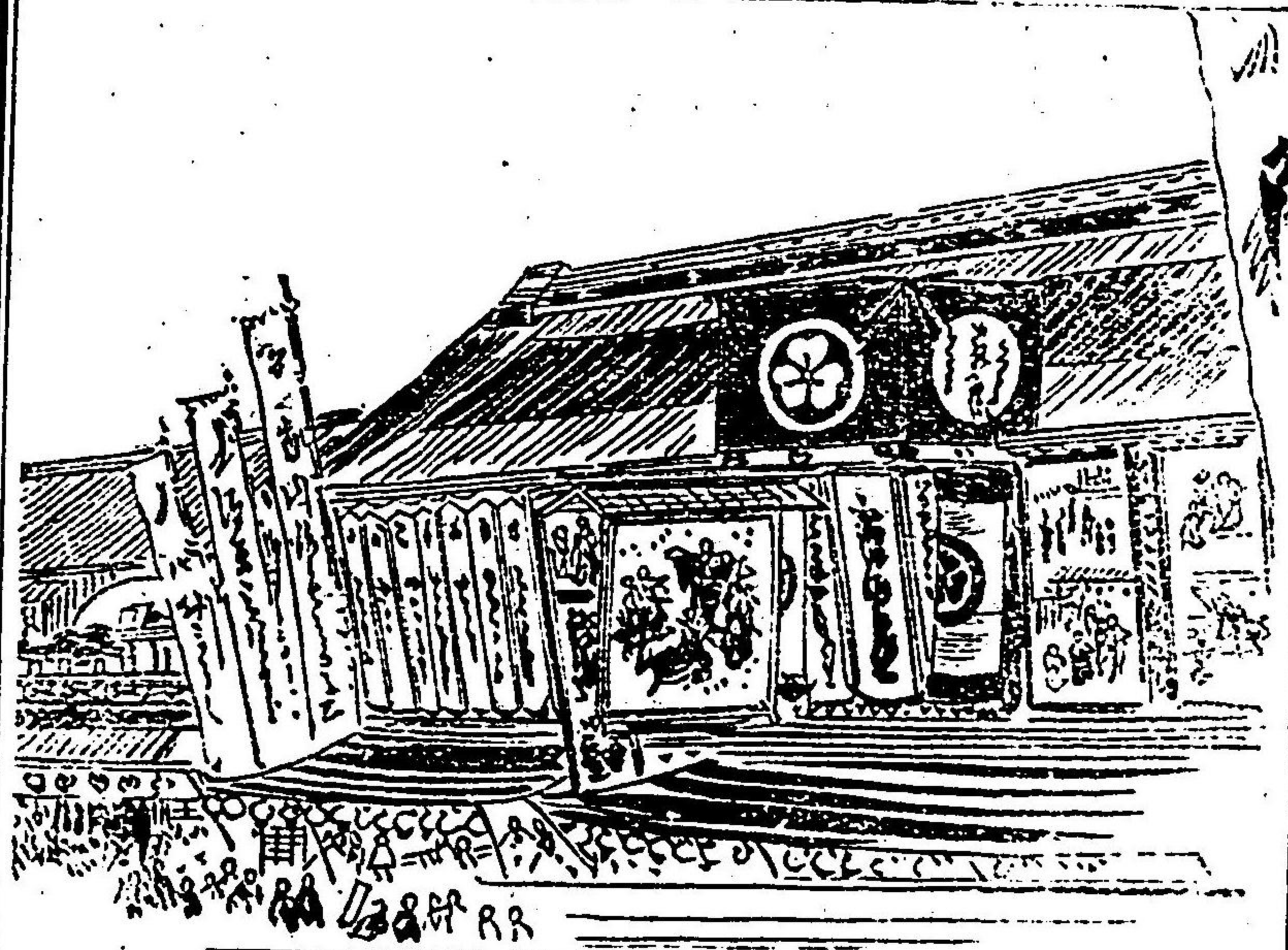
律頗ぶる嚴肅なるが故に、彼の徒士壇の上に於ては、互に生死と孤注として争ふと雖も、技と終りて寓に歸れば、懸樂親睦、殆んど兄弟の如きものあり。

天晴れ氣清きの日、明けの七ツ時に檜大鼓と鳴らせば、世の角艇好き連は皆幕上に食して赴む。平生名代の朝寝坊も、不思議に下女の來り起すと待たず、大鼓一聲既に眼と覺まし來る。此徒東西南北より、群々簇々輻輳至して、戯場の裡に入り來り、各々愛する所の力士の勝たんことと希ふて、身自らの技と角するの觀あり、既にして力士の壇に上り、身と起し、鐵臂相搏ち、石拳相摩し、雲と破りて、電光掣めき、風に碎けて落花飄へるの時に及べば、觀者の髪は頭上の手巾と衝き、手に兩把の熱汗と捏り、腕と扼し、齒と切り、西と呼び、東と叫んで、狂の如く又癡に似たり、既にして行司團扇と揚ぐるや、輪贏茲に判れて、喝采一聲江翻へり、海湧き、各々物と抛つて、纏頭と爲し、自分の衣服や、烟艸入れに至るまで、投げ盡して

猶は足らず、甚しきは傍人の羽織とも覆ふて之と投ぐるに至る、是れも亦泰平の一奇觀たり。

芝居

御新造様斯様お申し上げますも如何で御座いますか、貴方は第一に何が御好みで御座りますか、と行燈の下に雑巾と指しながら、眠むた相なる眼と擦りつゝ、退屈凌ぎの一策に、お三が持ち出す質問案、其側いらに御内儀が、旦那の羽織と履みながら、お三の顔と見て、コレハマー三が珍らしい尋ね方、シカン事新らしく云はずとも、婦人の好みは第一が芝居、第二が唐茄子、第三が蒔蒔とは、天下第一般の通り相場、ヤ、と答ふる位に當時の江戸の婦人社會は、上は打掃けの後室様、椎萱の御殿女中より、下は細君、お糞、乳母、兒守りに至るまで、芝居見と云へば自身の婚禮よ



りも嬉しがる計りの男子も亦芝居と嗜なみ双刀脇挿さむ侍より角前髪の下稚子僧に至るまで、寝兒も釋氏も芝居と愛し、役者一年の給料金千兩と得し者少るゝらざりしと知らば、其頃の芝居の豪盛なると察すべし。倭我國芝居の初まりは、江戸に縁故は少なけれども、此れと知らざれば、筋書と見ずに、初めて見たる狂言の如く、辻妻合はぬ思ひとなさるゝ人

々も亦無しとも云はれざれば、ザッと其大要と掻い摘まんに、芝居の初まりは傀儡にして、傀儡は淨瑠璃より起り、其又淨瑠璃は田樂より生まれ出し、田樂は散樂より出でたり、其散樂とは猿樂の謂にして、淨瑠璃とは音曲の總稱なり、此散樂なるものは、其濫觴極めて古るく、八代清和天皇の御代、遣唐使の者歸朝の後に始り、貞觀三年夏六月二十七日に雜伎散樂の戲と行ふこと、三代實録てふ書に見へ、又元慶四年秋七月廿九日右近衛内藏富藏長尾米繼なる者、散樂と善くして大に人々を笑せ、臍の皮と捻らせ頸の掛け金と外づさせて、之が脩復の爲に洛中の金具師、頗ぶる多忙と極めたり、なほ云ふことのありし否は知らず、然れども宇多天皇の御代、遣唐使と廢せし以來、散樂の風俗はガラリと變して新猿樂と名づくる者起り、其戲曲中種々ある中に、農民等の田植の勞苦と慰さむるの一曲ありて、之と田樂と呼たる事は、大江の匡房といふ中古時代の大學者の洛陽田樂記に見えたり、然るに其後に醍醐天皇の時

に及んで田樂は大流行りに流行りて、貴賤老若賢不肖ともに之と弄びしが、此時には田樂も二派に分れて、新座及び本座と呼び、鎌倉の執權職北條高時などは、屢々之と鎌倉に召し寄せ、將軍足利尊氏も亦田樂が大好物なりしと云ふことは、太平記中に見へたり、去ればこそ、貞和五年冬十月十一日京都四條の橋と架けたる時、新座と本座の併優と合併して大田樂と四條河原に興行し、大臣公卿將軍職以下、觀客雲の如くに集り、蟻の如くに群がり、其大入りたる前代未聞なりしといふ、下りて東山將軍足利義政公の時代には、田樂に代りて散樂再び頭と持ち上げ、應永文安等の年代に至りて田樂次第に衰微したり、其頃伊賀の人、服部某、積樂に巧くみなるが故に、將軍足利義滿より、觀阿彌といふ名と拜領し、後世觀世流の先祖なり、此外に又寶生といふ一派と生じたり、此時に禪竹と呼ぶ學者あり、平生猿樂と好み、自ら新作の戲曲と作るもの多く、其人の流派と金春と云ひ、後世金剛流の先祖なり。

次に音曲中にて、最も古るきは長歌なるも、大抵は徳川幕府江戸に基礎と定め、後に起りたるものにて、元和年間杵屋なる者猿若と稱し、其先祖と勘五郎といふ、後に又琵琶法師といふ者も出で、又一と風變りて平家物語と爲り、此物語は古るく後鳥羽天皇の時、信濃前司行長、源平盛衰記と抜き集めて作りたるものにして、此物語も又一變して、淨瑠璃となる、始め淨瑠璃媛十二段草子なるものありて、平家物語の十二段に撰擬するもの、由にて、始めて之と世に廣めしは、琵琶法師池野澤住なりとの、續いて目貫屋長三、薩摩淨雲等の入々出で、終に薩摩長門、虎屋左内と分るれ、薩摩の中にも大薩摩、下薩摩、土佐等の數派とはなりたり、其外又長門よりは、半大夫と河東と出で、虎屋播磨より伊勢島角大夫、喜大夫及び播磨大夫出で、是ぞ竹本義大夫の本家本元となる、而して角大夫よりは、文彌、一中宮古の新流義出で、別に又清元なるものは、富本より起る、富本は源と常磐津に發し、後年に至り岸澤派あり、岸澤は本と常磐津

絃なる者の姓なりしと、其流義の上に冠ふせたるものなり、
 ア、芝居には關係薄すき、外の音曲の入らざる講議と物議りぶりての
 お喋舌りに、サツお退屈遊ばれつらん、イヤヤ本文に取懸らん。ナツと待
 たり編者先生全体芝居といふ名稱は、如何なる所より起りましたる。左
 ればで御座る、其昔し奈良天皇の大同年中、南都猿澤の池のはとりに、土
 窟みて烟と噴き、之に觸れし者は皆病氣と發し、痰膿溜涎瘡支へ頭痛に
 眩暈に立ぐらみと、種々の苦痛と發する故に、大に薪と焼いて其毒氣と
 驅除すること、恰も虎列拉病毒の退治法に、硫黄と蒸然するが如くし、お
 まけに同所興福寺の門前の芝野に於て、三番叟と舞はせて其毒氣と掃
 攘したりしが、後世芝居の名稱の起る根元なり、とは演劇國語といふ本
 に出て居りますイヘン、
 東西々々、儲是れゐらが江戸の芝居、起原以來のお話し、始まり左様と枕
 語と置くは、さまで、も無けれども、抑も江戸に芝居の開けたるは、當

初出雲の國の舞妓お國なるもの、歌舞伎の伎と以て諸國と遍歴し、其名
 と海内に轟らし、曾て越前宰相秀康として、泣然涕と水鼻と垂らして嘆
 息し、嗚呼我れ家康の子と生まれ、太閤秀吉の養子と爲り、其身分より謂
 へば宜しく其名と海内に轟らすべくして、未だ轟らす能はず、彼の織田
 なる一賤女子、其名聲彼れの如く、全國と擧めて、兒童走卒までも其名と
 稱す、我の彼れに及ばざること遠しと云ふて、ワツと泣き出さしめしと
 いふは、その女豪傑は、遂に天正年間江戸に來たり、始めて一場と開きて
 此技と興行せしに、滿府の士民皆涎と垂らして感嘆せしと始めとし、後
 此技は暫らく江戸に行はれたれども、元和年中に至て、婦女の歌舞伎と
 興行することと禁じられたりしが、幾ばくもなく猿若彦作なる者、更に
 若衆歌舞伎と名け、婦女と加へざる少年の歌舞伎と始め、其後次第にも
 てはやされて、寛永年間に至り、泉州の人、村山又三郎なる者、又其場所と
 境町お設け猿若連も此所に移り來り、中村座と稱し、次で又中村座と都

座と改稱し、又猿若座とも云ひ又市村座も慶安四年に於て、寄屋町に創
 建せられ、其後に山村氏なる者、正保元年に芝居小屋と木挽町に設けた
 るは、實に守田座の鼻祖にして、後世の新富座なり、是れ日と追ふて江戸
 の人口の増殖すると、且つ各人就中御婦人連は、草薙よりも、唐茄子より
 も、最とも芝居と好まるゝが故ぞのし、
 婦人の芝居と好むは男子の角力と好むよりも、寧ろ利益ありて其猥り
 ろはしき節々を除去去れば、天晴れ一部勲善懲惡の活歴史、眼に文字な
 き人などには、又と類なき好き慰さみにして、前日より衣裳の穿鑿髪飾
 りの新調、ソレ下駄よ、ヤレと傘よと騒ぎ廻はり、常には四ッ時(十時)近く
 に至らざれば、床と出でざる寝坊の細君も、まだ鴉の啼ぬ先さのら眼
 と覺まして、コレ三よ、モー起きても宜ろしいよ、ナドと御託宣とさめら
 るゝは御無理ならねど、芝居と好むの極、俳優と好み、母と娘と相對して、
 私しは誰が好いといふ、私しは彼れが最良といふ、耻らしげもなく語りあひ、

時々俳優の爲に血道と上げ、潔白の生娘にして求めて自のら疵物と
 なり、或は主ある新婦にして、縁家先きとオジャンとなるの、其例世上に少
 ならず、其二番目の狂言には、身の向方に當惑して、橋をら身と投げ死
 に損こない、汚名々々と耻面晒らして、世の狂言作者に世話物の好材料
 と與ふるなどは、實とに賞むべきことにあらざる也、それに就いて近頃
 可笑しき話あり、近時成駒屋福助の人氣、都鄙も鳴り渡り、新造年増も乳
 母も後家も、夢中になつて評判とする、お轉婆者の多き時節に生憎成福は
 多病にて、一時最とも重もく、其命旦夕に迫まれりと噂する矢先へ、何
 所で聞いたの十四五歳なる股ぐらの邊りはまだ寝小便臭さき小ペン
 チヤン娘が、自分の門口へ達はたゞしく駈け込んで、大聲上げて泣き出
 しながら、「ワッ、ワッ、おッのさん、大變が起りましたワッ、母は驚いて飛び
 出し、大變とは何事が起つた、西郷隆盛が謀反とやらと起してもしたの、
 又は來島恒喜とやらが爆裂弾でも投げ着けたの、イ、エ、其様なことぞ

こゝろではない、成駒屋の福チャンが死んだトサツマー此兒は何と謂ふおと思へば、馬鹿々々しい福助が死んだつて宜いではない、アレマ
 ーおツのさんは勿体ないそんなととおツしやつては、口が曲りますヨ、福
 チャンが死ねば私しも冥途とやらへ着いて往きたい、ソレナノに、私し
 の衣裳は皆んなお爺さんが先月の末に質に入れて極樂の道中着が何
 にもない、ワ、眞に福チャンに代つてお爺さんが死ねばよいのにワ、
 と是れは一般好劇と云ふよりは、イツソのこと俳優狂といふべき娘連
 の有様なり、是れも又江戸の盛時以來の悪風俗なるも、其俳優と云ひ、芝
 居といひ、此位に熱心にもてはやさるゝが故に、随つて其繁昌も想いや
 るべきなり、

是れは大に餘計なる岐道の方へ踏み込で、肝心の芝居が忽るせになり
 たり、偕歌舞伎狂言の段々盛んに行はるゝにつれて、近松門左衛門なる
 有名の狂言作者出で、多くの新狂言と脚色すると同時に、當時の名人付
 本義太夫之と口に語り、互に相結んで一大壯觀と爲し尋いで歌舞伎の
 風と一變して、今日に行はるゝ演劇とはなれるなり、

中頃に於て、芝居舞臺の大なるものは、皆淺艸の猿若町に移り、一丁目
 あると中村座、二丁目にあると市村座、三丁目にあると森田座と呼び、此
 外の小なるものは、中島座(彌敷町)喜昇座(久松町)春木座(本郷桐座)四ッ谷
 森本座(芝赤城座)赤城下(柳盛座)向柳原等ありて、興行の役割は辻々に
 へり狂言の繪ビラは床屋湯屋に掲げられ、四季時として興行おらさる
 ことなく、而して其大入りなる當り狂言に至ては、一戯題と以て一日
 と通じて興行すること少なからずといふ、同一狂言と繰り返して五六
 遍も見見る痴漢もあるまじきお、其如此きは亦以て、江戸の繁昌と知るべ
 き也、

江戸時代の芝居は大抵明け六ッ(午前六時)に初まりて、暮六ッ(午後六時)
 に終ると常式とし、東方漸やく白らみ渡りて、朝暎未だ昇らざる間に、既

に鼓の聲は天に震ひ、笛の音は地に響きて、三番叟の曲を演し、次で各座其お家の藝を演す。之と脇狂言と呼び、中村座は酒香童子、市村座は七福神舞、森田座は狸々舞にして、此三番叟及お家狂言の二齣を演したる後、初めて本狂言に取り掛るが故に、之と三立目と呼ぶものなるに、近年は脇狂言と爲ふことと廢して、初めより本狂言に掛る故、三立目名は存するも、年若き人々には何のことやら、譯が分らぬこと、なれり。脇狂言終るの頃、旭日漸やく昇りて、招牌に映じ、燦燦灼燦として、人目と射る。此時観客四方より集まり、橋に渡るものあり、徒歩するものあり、供と連れる者あり、小兒と懐るにするものあり、尻の大なる臼の如きものあり、腰の細き柳の如き者あり、長鬚帯刀の御武家もあれば、腕に俱利伽羅と彫りつけたる魚河岸の兄イもあり、貴賤階至、老若輻輳し、人々以て山と築き、人々以て海と湧らし、木戸の鼠戸之が爲に閉るに暇あらず、東西の棧敷も之が爲に撓んで挫けんとなす。平土間高土間棧敷、鶉より、向棧敷、鶉

棧敷に至るまで、人々以て鮮と押したるが如く、烟草盆の置き場に苦るしんで、竹の節と輪切りにして、之と代用するも、時に火焔と飛ばして、生命よりも貴重する。晴れ若の衣裳に焼け穴と明けらるゝ者あれば、忽ち又主なきメカシ尻臭ひ來りて、幾多の人々の鼻の穴と塞がしむるあり、其混雑之に止まらず、時に観客中に喧嘩と生じて、仲人彌次馬連其間に加はり、向ふ鉢巻諸肌ぬき、搦り拳と振り廻はすことあるも、ある場合は必らず顔役の飛び來りて、双方と取り鎖め、亂拳殿の如くに下る中にも、立ち入りて之と制するを得意とするものありて、忽ちにして收まり、戯曲既に初まれば、皆眼睛と舞臺の上に注いで、餘念なく、其熱心なる者は涙と流し、涎と垂らして、自らは禁ずることの出来ぬ人多きなり、在昔役者と指して河原乞食と稱し、穢多非人の徒の如く、呼んで通常人中に並ばせることと嫌ふが如き風ありしと雖も、これは唯だ其表面上のことにして、其實は芝居と好むこと、上は双刀のお待より、下は半天前

垂の百姓町人に至るまで、借金と質に置ても之と見んと欲すれば、況してや其奥方お姫様御新造様お神さんお嬢さまに至るまで、何れも最賃の役者あらざるなく、之と尊崇すること氏神よりも甚はだしく、若しも芝居の興行中、舞臺の上より簪と投げ、又は鼻紙と棄てるが如きことありて、之と拾ふときは守り袋の内に貯ひて、一生肌身と離さる者も多きが故に、役者の威権は甚はだ廣大にして、其給金の如きも、所謂千兩役者とたゞいられ、名代以上の達者に至れば、實に其頃にてさへも、其れ位の取入はありしといふ、ソレも其はづ我國にてこと、役者と河原ものなせ、賤しみたれ、毛唐人の隊長なる、清の康熙帝は人間の世の中と以て、天地間の一大劇場なりと謂はれたり、ナルは悟つて見ればそなたものにて、蘇我の人鹿や弓削の道鏡相馬將門北條高時等の如き悪がたもあれば、大職官鎌足、和氣の清麻呂、小松内府重盛、捕中將正成等の如き、和事師もあり、大鹽平八郎、西郷隆盛等の如き荒事師もあれば、清少納言、紫式

部の如き、女形もありて、生且淨丑の役者具さに備はり、日月と以て燈となし、江海と以て油となし、風雷と鼓板に擬して演し出す無類壯大の絶好演劇一齣終れば一齣代り出で、或は炮烟彈雨の修羅場となり、或は四海泰平の御殿場となり、時として一個の政權と二人りて争ふ源平二氏、又は新田足利若くは山名細川の鞘當てとなる忠臣のと見し西郷南洲翁の逆臣となるもあれば、世人一般に憎まれて、終に血と以て櫻田の雪と染めたる、井伊直弼は實に我國開國の主唱者にて、先見卓群の大政治家なりと唱へらるゝに至るが如き、變化万千得て端倪すべからず、成田屋音羽屋の腕前と以てするも、斯はどまでに巧みなる變化の妙は、仲々之と摸し盡くすべからず、ある天地間の大芝居の内に居て、此大芝居と見物する全國の人々も、亦其芝居役者の一人にて、誰れも々々も重きもの、輕きもの、何れ一と役は勤とめ居り、馬の脚となるの波の下の騒ぎ連となるが如きは、意苦地なき人なり、大臣宰相と爲ても尙は役不足と云ふ者

は大達者なり、此活演劇の内に居て、自らも芝居の一部分と爲しながら、芝居專業の役者と賤しむなご、は、眼孔少ささとや謂はん、見識隘ましとや謂はん、の、る、譬の穴の少ささ連中は、ともに芝居の妙味と語るに足らざるなり、余はこれより眞の粹子通客誠見家のみに江戸役者中の大達者、代々名題の家柄のみ、二三家の系圖と説てお慰さみに供すべし、

市川家略譜

人若し梨園社會に於て、最も久しく名家となり、其技藝の絶好なるが上に、其品行も方正にして、他の貪婪なる男地獄者流の如く、御殿女中の玩物と爲らず、又未亡人の氣安すめと説くことなく、常に斬新の趣向と案出して、興行主の懐中と温ためしむるのみならず、家に得意の狂言と有して宛然として歌舞伎社會の大統領と以て目せらるゝ者は誰そと問はゞ、万口一聲に、成田屋の市川團十郎と推すなるべし、惟ふに他の俳優にして一家と爲し、絶代の妙技と顯はせる者少なしとせず、尾上菊五郎、中村仲藏、尾上八百藏、岩井半四郎、阪東家橋、關三十郎、澤村田之助等の徒、皆特殊に伎倆と有したりと雖も、或は一代にして其家と絶ち、或は二三代にして其家名と落とし、永がく千兩役者の地位と占めて、二百數十年十代の間、終始瑜はるゝことなき市川團十郎家の如き者は、亦あることあきなり、況んや其家特有の狂言に富み、且つ代々品行方正にして、淫鄙治嬌の社會に居り、婦人女子と顧客として、而も其行爲と汚らざる者、此一家の外に少なし、今一家の系譜と探ぐるに實に左の如し、

元祖の市川團十郎は、徳川氏五代將軍家綱の治世に、始めて其家と歌舞伎場に起す、其祖先は曾て甲斐國市川村に住せし、後故ありて下總國佐倉村に移り、郷士となりて氏と堀越と稱したる者にして、後年十歳といへる者にいたりて、都會の繁華と慕たひ、其弟に家と譲り、慶安のころ江戸に來り、和泉町に住す、此十歳万治三年の春男子と舉ぐ、時に十歳の

友に唐犬十右衛門といへる俠客あり、其出産と祝し、幼名と海老藏と名づけたり、當時十右衛門より海老と書きたる掛物と贈りしと云ふ、海老藏幼きときより伎藝と好み、戯場に入りて名と市川段十郎と改む、延寶元年中村座にて「四王稚立」といふ狂言に、十四歳にして紅粉と以て歌舞とぬり、荒事といへる事と始めて、大に喝采と博し、評判全國に噴々たり、其家に先祖より傳はりたる三本の太刀あり、これにあらざりて狂言太刀と拵へ、これと舞臺にて帯ぶ、今にいたるまで「暫」の狂言に三本の太刀と帯ぶるは此例によるなり、延寶三年三月に木挽町山村座に於て「勝鬨會我」の狂言に段十郎は曾我五郎時宗とつとむ、是れ五郎の始めなり、同八年不破伴左衛門と勉め又貞享元年鳴神上人と勉む、不破鳴神と扮するは是れと始めとす、元祿六年始めて京都にのぼり、四條の芝居へ出勤し、而して此時より段十郎の文字と團十郎と改む、京都にあるとき俳人推本才麻呂の門に入りて俳諧とまなび俳名と才牛といふ、是れ役者の俳名

をつくる始なり、同十年京都より江戸に歸り、中村座の「大福帳」會名屋の狂言に「暫く」とつとむ、是れ暫の始めなり、此外當り藝甚た多し、寶永十七年市村座にて「星合十二段」の狂言中團十郎は舞臺に於て杉山半六といふものゝために刺されて死す、享年四十五歳なり、芝増上寺山内常照院へ葬る、戒名と門譽入室覺榮居士といふ、二代目市川團十郎は、元祖才牛の子にして、幼より伎藝に利發の評判あり、幼名と九藏といふ、元祿十年十歳にて初めて舞臺に出づ、是れまでは子役といふものなりし、此時より始めて出づ、寶永元年十七歳にて父にかくれ、中陰中六月まで出勤と休み、七月より名と二代目市川團十郎と改め、木挽町なる山村座へ出勤す、此の時宮崎傳吉なる者の引合せにて父の追善の口上と述べ、見物は皆袖とぬらさる者なりしと云ふ、これより團十郎は下總國成田山の不動へ祈誓とわけ、あまねく世界に名とあげんと請ふと度々なり、此後十年と經ざる間に、其名全國

のみならず遠く支那朝鮮まで傳はりしと偏に不動の利益なりとて是より其家名と成田屋と稱し、其後代々皆な成田屋と號す、正徳三年山村座にて「花館受護櫻」に花川戸助六とつとめ、古今稀なる大入と得たり、而して是れ助六の始めなり、享保三年森田座の春狂言に「若縁勢曾我」にて初めて「ういらう賣」とつとめ、又同十四年中村座の壽惠方曾我の狂言に矢の根五郎とつとめ、いづれも稀世の大當りにて「ういらう賣」矢の根とにも其家の藝となる、同二十年名と海老藏と改ため、俳名と柏越といふ、是より前は俳名と三升といへしなり、寛保三年大阪佐渡島座へ上り、鳴神上人及び毛眞彈正の二役と勤め、非常の大出来にて、翌年六月まで二百余日とつとめつゝ、しといふ、其後江戸に歸り、寶曆八年一世一代に矢の根五郎とつとめ、此歳九月七十一歳にて卒す、芝増上寺中常照院に葬る、戒名と法譽柏越隨性居士といふ、

三代目の市川團十郎は、二代目の養子にして、實は下總佐倉の産なり（或

はいふ、二代目の門人三升屋助十郎の子、幼名と升五郎といふ、二代目團十郎の養子となり、享保十二年七歳の時初めて舞臺へ出で、楠正行の役と勤む、當時正成は父柏越之とつとめ、櫻井の驛にて巻物と譲る趣向大當りなり、それより寛保三年父とも、大阪佐渡島座へのぼりしが、故ありて同年の冬、父に別れてひとり江戸へ歸り、翌延享元年二月廿一歳にて卒す、父柏越これと聞き大坂より哀悼の俳句と江戸へ送れり、其句にいはいはく、

梅ちるや三年飼ふたさきりぎりそ
戒名と隨譽覺應信士といふ、

四代目の市川團十郎も、亦二代目の養子にして、實は元祖松本幸四郎の子なり、初め松本七歳といひ、後に二代目團十郎の舞臺となる、享保五年初舞臺より評判よく、同二十年二代目松本幸四郎と改め、公曉の役に大當りと得、元文五年には實惡の巻頭となり、久米の平内佐々木巖流、工藤祐經、斧定九郎、熊坂長範等いづれも大出来なり、寶曆四年二代目團十郎の

養子となり、四代目と相續して團十郎と改む、此時岡崎悪四郎にてしばらくの出来、大當りなり、當初の松本幸四郎の本名はこの時より息子幸藏に譲り、三代目幸四郎と呼ばしむ、其後いろ／＼つとめし中にも、將門油屋七平治、土左衛門傳吉、河津三郎、碁盤忠信、寺岡平右衛門、景清等尤も評判高し、明和九年其の名と改ため實子幸四郎(三代目)として五代目團十郎の名と嗣りせ其身は後またるとの幸四郎に復る安永五年松王丸と茶の湯景清の一世一代つとめて舞臺と退く、後深川木場へ隠居し、風月と玩ひて娛みとなす、世に木場の親玉といふは是れなり、同九年三月死す享年六十八、戒名は廓譽悟粒隨念法子といふ、

五代目の市川團十郎は即ち四代目市川團十郎(即ち二代目松本四郎)の實子にして、既に前にも説けるがごとく、其幼名と松本幸藏といふ、而して幸藏は寶曆四年初めて御目見得となし、同年の冬、父の名とつき幸四郎(三代目)と改む、明和七年五代目團十郎と相續して、團十郎と改め熊井

太郎にて初めてしばらくつとめ評判甚だ高く、寛政元年市村座にて「戀假名書會我」に僧正坊實は景清と扮し、五郎時致に鞍馬山印下の巻とわたす所評判甚だ高ありし、又た二番目狂言に荒五郎茂平にて江戸町づくしのせりふも大當りなり、これより當り藝はなはだ多し、同三年市村座にて「金めつき源家の角錐」に澁谷王丸にて「暫くつとめ、此時子息海老藏へ家名とつづり、其身は鰻藏と改名し、俳名と白猿といふ、此とき詠める狂歌に

鰻藏も團十郎も世に馴れんつらねの數も人にまゐせて
 とて當時世上の人口に膾炙せり、此時舞臺にての口上に「祖父親の海老藏の文字とつけました、私は鰻はさこ鰻の文字と用ゐます、又祖父以來俳名は柏庭でございました、私に白猿と書いて白猿と申す、此意は名人上手に毛が三筋足らぬとす義でござる」と披露し且其當時改名の披露の爲によめる俳句に、

毛が三すぢ上手に足らす簀さむし

と口吟せり、同四年河原崎座の顔見世に長崎勘解由左衛門の役に大當りと得翌年幡隨院長兵衛も亦大當りなり、同八年、都座にて清和二代大寄源氏一の狂言に一世一代として確井貞光とつとむ此の時五十六歳なり之れより牛島須崎村に閑居し其名と七左衛門と改む其舞納めの狂歌に惜まるゝとさちりてこそ世の中のはなも花なれ鼻もはななれ

此後寛政十年中村勘三郎及び六代目半四郎しばく、白猿の閑居へたすね來り、再勤と請へども毫も承引せざりければ、兩人はせんすべなくして、しゝらは興行中口上とのみ述べよと依頼し、之より三十日間毎日口上と述べ、且つ即吟の狂歌一首づゝと詠みしに、其評判たらくして稀れなる大入なり、翌年五月俸國十郎(六代目)父に先だつて身まゐりしゝば、愁傷限りなく、衆の勸告によりて、先祖の百年忌と幼年なる孫の海老藏と七代目團十郎と改名せしむるにつき其披露と兼ね三十日間市村座

の顔見世狂言に出勤し生茂浪溶渦の狂言に廻國の修行者覺善實は大友山主となり狐と刺し殺るしながらせり出しにて現はるゝ所空前絶後の壯觀なりと稱せらる此より後亦享和二年に至り當時の河原崎座は市川家元祖の柏庭の爲に伯母の血統なる關係あると以て、其の切なる出勤の請と無下に謝絶すること能はずして遂に此れにも出勤するの約束整ひぬ名歌徳三升玉垣の狂言に於て般若五郎に扮し得意なる「暫く」の出は覺へず人々として絶技と叫ばしめたり、而して當時又修行者蟠龍其實は大友黒主と勤とめ市川家代々吉例なる所の六部の打扮は其評判全國に鳴り渡り聲價益ます高ありければ斯ある名優と退隠せしめて舞臺の上に影と隠くすと惜しみ同座は尙ほ引き續き出勤と請ふて止まず、白猿も亦其請の切なるに絆されて拒むこと能はず、遂に其翌年の同座の春狂言にも出勤することゝなれり、而して其時の狂言は初紋日粉飾會我にて、白猿は即ち工藤左衛門祐經の役と勤め對